

府中市一般廃棄物処理基本計画

平成30年1月

府 中 市

目 次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画の背景・目的	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは	1
2 前回計画改定後の主な動向	1
3 計画の目的	2
第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向	2
1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針	2
2 温室効果ガスの削減	3
第3節 計画の基本事項	4
1 計画の役割と位置付け	4
2 計画期間	4
3 対象廃棄物	5
4 将来人口	5
第4節 計画の構成	6
第2章 府中市の概況	7
第1節 本市の位置・土地利用動向	7
第2節 人口・世帯動向	8
第3節 産業動向	10
第4節 まちづくりに関する計画など	11
第3章 ごみ処理の現状及び課題	12
第1節 本市のごみ処理事業	12
1 沿革	12
2 分別区分および排出方法	14
3 収集運搬の状況	17
4 中間処理・リサイクルの状況	24
5 最終処分の状況	28
6 経費について	28
7 有価物売払の状況	29
8 温室効果ガス排出量	29
第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価	31
1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況	31
第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題	34
1 排出段階における課題	34
2 収集運搬に関する課題	41
3 中間処理に関する課題	41
4 最終処分に関する課題	42
5 廃棄物処理費用に関する課題	42
第4章 ごみ処理基本計画	43
第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み	43
1 基本理念	43
2 基本方針	44
3 ごみ処理基本計画の目標値	44
4 ごみ処理基本計画の施策体系	47

第2節 施策内容について	48
1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開	48
2 ライフスタイルの変革	50
3 各主体の役割と協働	52
4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保	54
第3節 ごみ処理基本計画の推進に向けて	57
1 地域活動の充実	57
2 PDCAによる計画推進	58
第5章 生活排水処理基本計画	59
第1節 し尿・汚泥処理の現状	59
1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移	59
2 し尿・浄化槽汚泥発生量	60
3 収集・運搬	60
4 処理・処分	60
第2節 生活排水処理基本計画	61
1 し尿・汚泥処理計画	61
2 し尿・浄化槽汚泥処理量	61
資料編	
資料1 課題と施策の対応表	資 1
資料2 市民アンケート調査概要	資 3
資料3 組成分析調査	資 14
資料4 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート	資 16
資料5 各施策の取組状況のデータ	資 27
資料6 ごみの将来推計について	資 32
資料7 用語集	資 37

※ 年度（年）の表記について

新天皇の即位に伴う改元が行われたときは、本書に記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記は、それぞれに対応する新元号を用いた年度（年）を表すものとします。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景・目的

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水^{*1}の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市における現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成22年度に改定しました。国の方針では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10～15年先におき、おおむね5年ごとに見直すこととされており、本計画は、平成22年度の一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理・リサイクル事業を取り巻く社会動向の変化などを踏まえ、必要な見直しを加えるものです。

2 前回計画改定後の主な動向

本市では長い間、ダストボックス^{*2}による家庭ごみの無料収集を行ってきました。ダストボックスは24時間いつでもごみを出せるという利便性がある反面、外からごみが見えないため、分別が徹底しにくく、事業者や他市からの不法投棄を招きやすいなどの課題がありました。そのような状況の中でも、市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみ量は減少傾向にあり、リサイクル率も比較的高い水準を保ってきました。

しかしながら、市民一人当たりのごみ量では、多摩地域26市の中でも依然多く、平成15年策定の府中市環境基本計画^{*3}で掲げた目標である「ごみ50%削減」の達成及び循環型社会の実現のためには、更なるごみの減量・リサイクルを推進することが不可欠となっていました。

このような中、平成13年10月の東京都市長会や、平成17年5月に環境省が策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」などで、「家庭ごみの有料化導入」が提言されました。また、府中市廃棄物減量等推進審議会から、平成19年1月と平成20年5月の2回にわたり、「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」などを中心にしたごみ収集方法の見直しが必要であるとの答申書が提出されました。

市では答申を受け、ごみ収集方法変更の検討を開始し、「ごみ減量に関する市民の声を聴く会」の開催や収集方法についてのアンケート調査を市民及び事業者に対して実施し、平成21年1月「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」をまとめ、その重点施策の一つとして「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」を掲げました。その後、平成21年3月の市議会で、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」が改正され、平成22年2月に「ごみ改革」（家庭ごみの収集方法の変更：ダストボックスの撤去、家庭ごみ袋の有料化、戸別収集の実施）を行いました。

このごみ改革により、平成23年度にはごみの減量・資源化等に大きな成果を挙げましたが、その後のごみ量は横ばい状態となっており、更なるごみの減量を進めるための施策が必要となっています。特にリデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）を意識した生活スタイルへの転換を図り、資源物を含めた総ごみ量の削減を図る取組が求められています。

*1 生活排水：資料編38ページ参照

*2 ダストボックス：資料編38ページ参照

*3 環境基本計画：資料編37ページ参照

3 計画の目的

本計画は、家庭ごみの収集方法の変更といったごみ改革を受け、できる限り環境に負担をかけず、資源物を循環させる「循環型社会」の実現という目標に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを、市民・事業者の皆さんと共有し、共に連携し合っていくための中長期指針とします。

第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向

1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

国では、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成28年1月に改定しています。また、「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システム指針」といいます。）」、「一般廃棄物会計基準」といった市町村の取組を推進するためのツールを公表しており、本計画も、現状分析や将来指針の検討に、「一般廃棄物処理システム指針」を活用しています。

国の基本方針の概要は次のとおりです。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標

平成32（2020）年度の目標として、次の目標を掲げています。（平成24年度比）

- ・ 排出量を約12%削減する。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合を約27%（約6ポイント増）とする。
- ・ 最終処分^{*4}量を約14%削減する。
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500g（約8%減）とする。

(2) 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、廃棄物の発生抑制に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等に取り組み、住民の取組を促進するとともに、分別収集の推進・再生利用による適正な循環利用に努めることが求められています。また、処分しなければならない廃棄物については、適正な処理・処分が求められています。このほか、次に挙げられるような役割を担っています。

- ・ 一般廃棄物の処理において、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用を積極的に後押しするよう努めること。
- ・ 再生利用・熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めること。
- ・ 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討して、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。
- ・ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図ること。

*4 最終処分：資料編 38 ページ

- ・ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること。
- ・ 地域の実情に応じた食品循環資源の再生利用等を促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が行う再生利用等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めること。
- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めること。
- ・ 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して、地域循環圏の形成に努めること。
- ・ 災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、職員の人材育成等に努めること。

(3) 一般廃棄物の処理体制の確保

市町村が一般廃棄物処理計画を策定するに当たっては、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする事としてしています。

また、廃棄物処理に当たっては、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン^{*5}類の発生量が抑制されるよう配慮することを求めています。例えば、プラスチック類については、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法などによる再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。

2 温室効果ガス^{*6}の削減

1992年（平成4年）のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット^{*7}以来、地球環境問題への国際的な取組は着々と進み、平成17年2月16日に京都議定書が発効されました。我が国は、平成24年までに平成2年比で6%の温室効果ガス排出量削減を行うことが国際的な約束となつていますが、平成19年の温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンであり、基準年度比で9%増加しているのが現状です。廃棄物の焼却など、ごみ処理で直接発生する二酸化炭素排出量は、全体の3%程度に過ぎませんが、ごみの元になっているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムです。このままの生活を続けることは二酸化炭素の大量排出につながるため、ごみの少ない社会、生活スタイルの構築に向け、地方自治体でもより一層の取組を進めなければなりません。

国においては、平成17年に「京都議定書目標達成計画」を策定し、産業や家庭、運輸といった各部門の対策を進めています。特に廃棄物については、3R^{*8}（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による温暖化対策を、すべての主体に求めています。

^{*5} ダイオキシン：資料編38ページ参照

^{*6} 温室効果ガス：資料編37ページ参照

^{*7} 地球サミット：資料編38ページ参照

^{*8} 3R：資料編37ページ参照

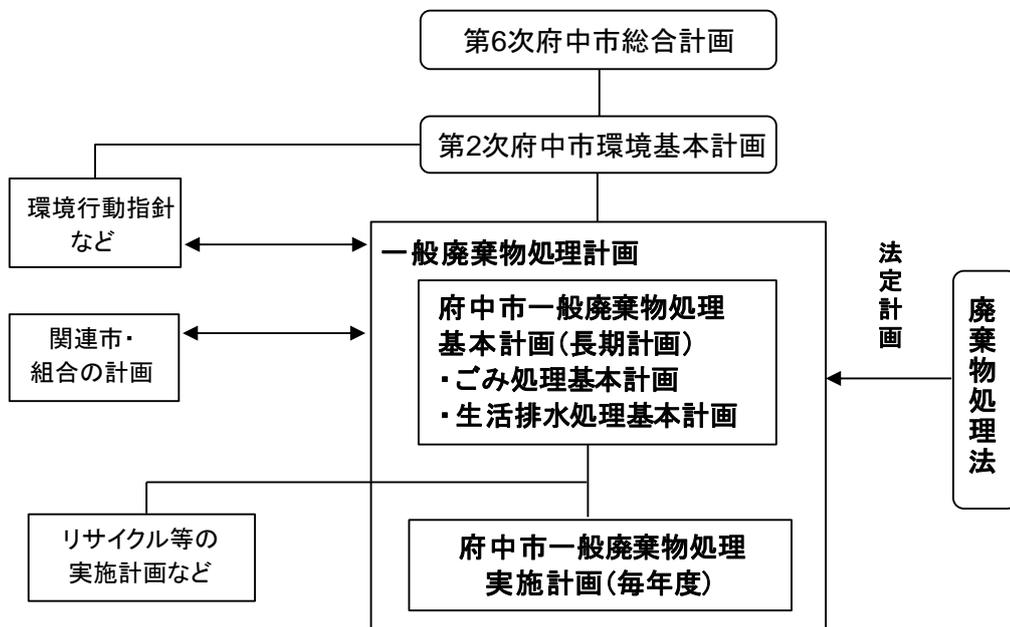
第3節 計画の基本事項

1 計画の役割と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、毎年度の一般廃棄物処理実施計画とともに策定される計画で、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成しています。また、市の計画の中では、本計画は「第6次府中市総合計画」（平成26～33（2021）年度）及び「第2次府中市環境基本計画」（平成26～34（2022）年度）を上位計画としています。

なお、本計画の策定に当たっては、近隣市の一般廃棄物処理計画及び東京たま広域資源循環組合の計画との整合・調和を図るものとします。

図表 1-1 府中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

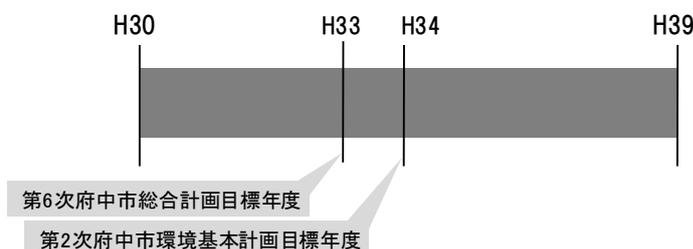


2 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。なお、第6次府中市総合計画の目標年度は平成33（2021）年度、第2次府中市環境基本計画の目標年度は平成34（2022）年度となっています。

本計画は計画の進捗状況や社会情勢に応じ、おおむね5年ごとを目途に見直しを図るものとします。

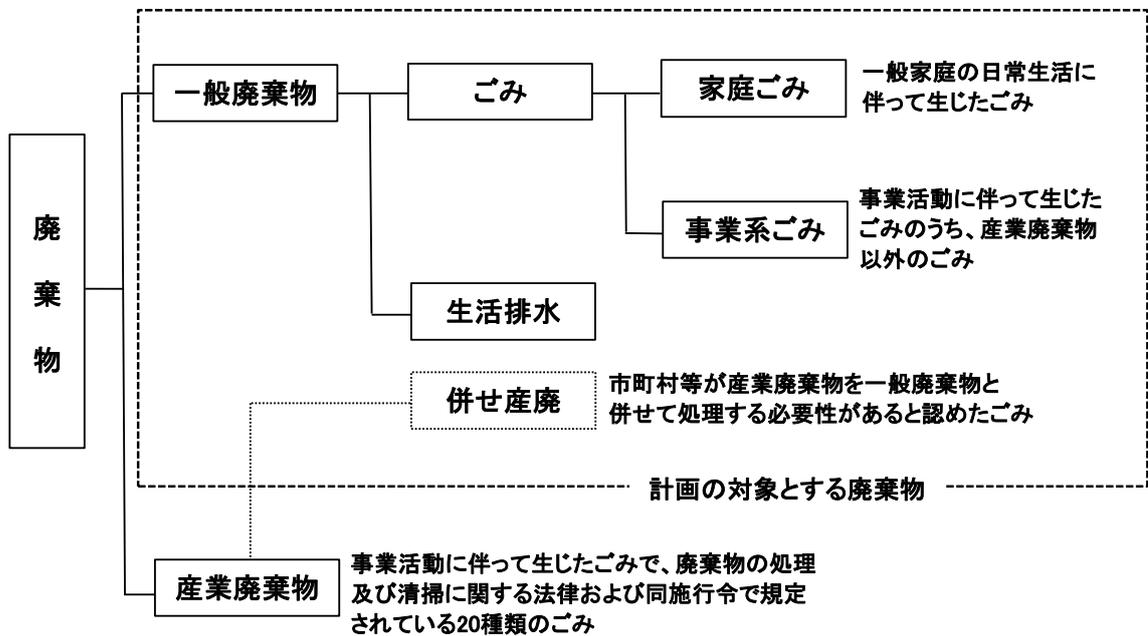
図表 1-2 計画期間と目標年度



3 対象廃棄物

本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

図表 1-3 対象廃棄物

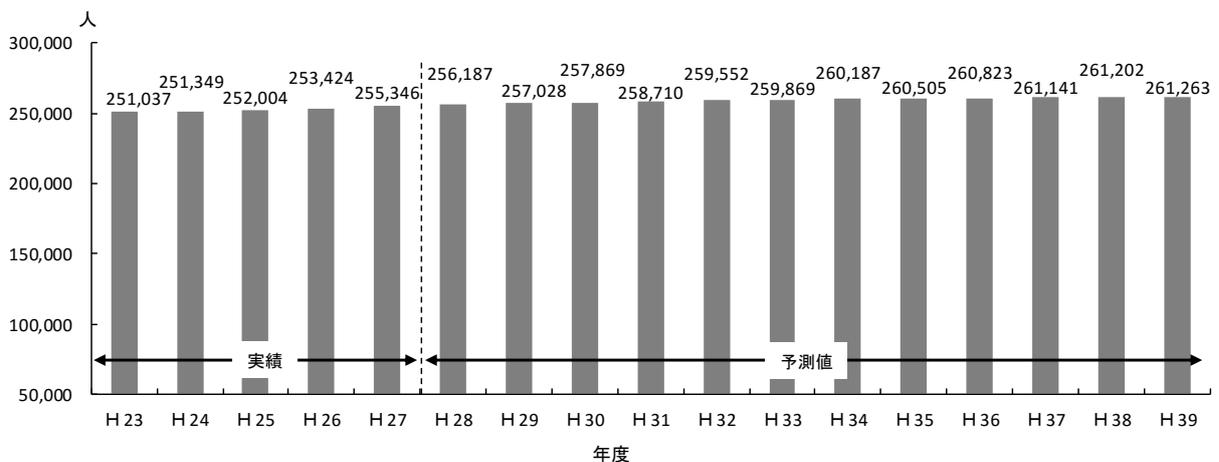


4 将来人口

将来人口は、総合計画に基づく人口(各年4月1日)を採用します。

今後 10 年間については増加傾向となり、計画の目標年度である平成 39 (2027) 年度の人口は 261,263 人と予測されます。

図表 1-4 将来人口の推移



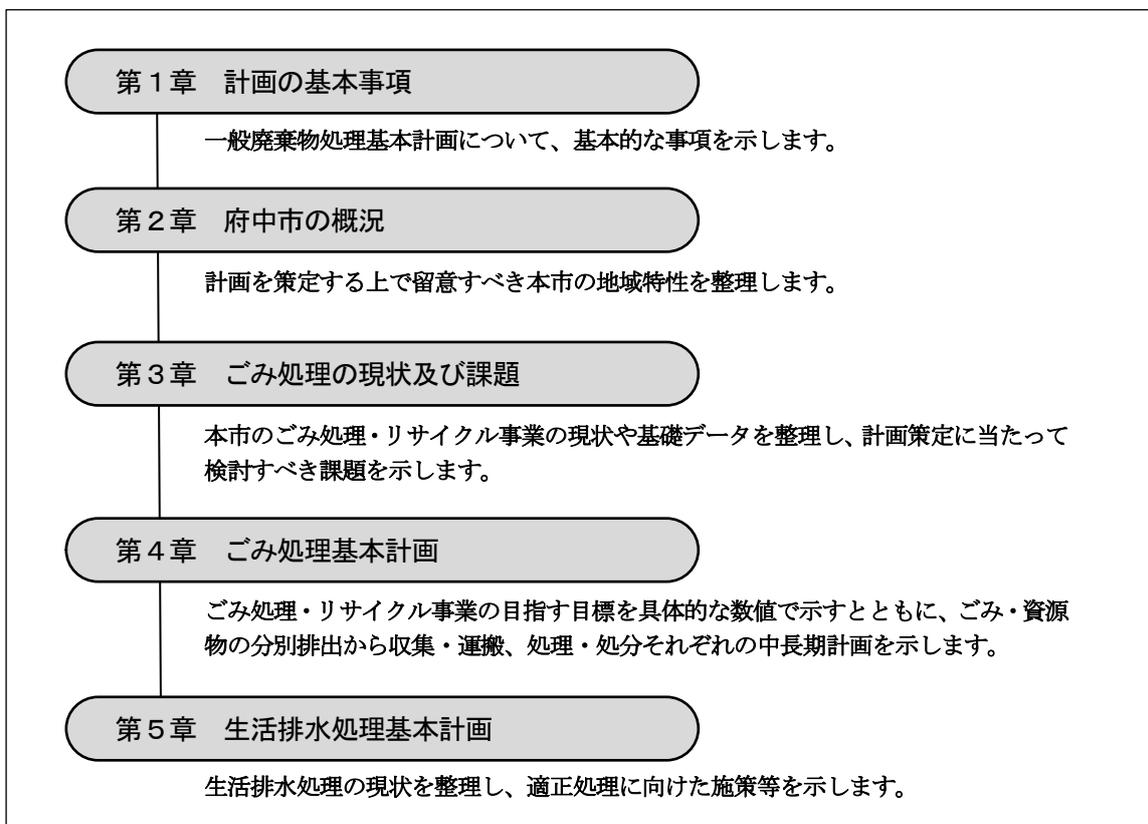
第4節 計画の構成

本計画の構成は、図表 1-5 のとおりです。

本章では、計画の背景・目的、目指す都市像、計画の基本事項などを述べてきましたが、続く第2章・第3章では、本市の地域的な特性やごみ処理システムの現状と課題を整理した上で、検討すべき課題を示します。第4章ではごみ処理・リサイクル事業の目指す目標を具体的な数値として示し、これに向けたごみ・資源物の分別排出から処理・処分に至る基本計画を示します。

第5章は生活排水の基本計画を示します。

図表 1-5 計画の構成



第2章 府中市の概況

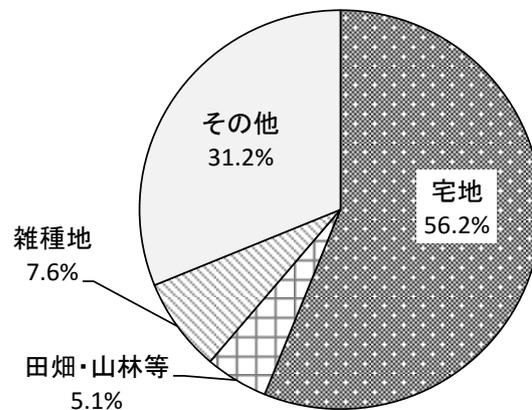
第1節 本市の位置・土地利用動向

府中市は東京都のほぼ中央、新宿副都心から西方約22kmの距離に位置し、面積は29.43km²、東西に8.75km、南北に6.70kmと多摩地域では7番目の大きさの市です。東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市、稲城市、北は小金井市、国分寺市と接しています。江戸時代には甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、多摩地域の中心として歴史的役割を担ってきました。現在も大規模な工場が立地するほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地の割合が56.2%と高くなっています。

図表 2-1 本市の位置



図表 2-2 土地利用の状況



資料：平成27年版府中市統計書

第2節 人口・世帯動向

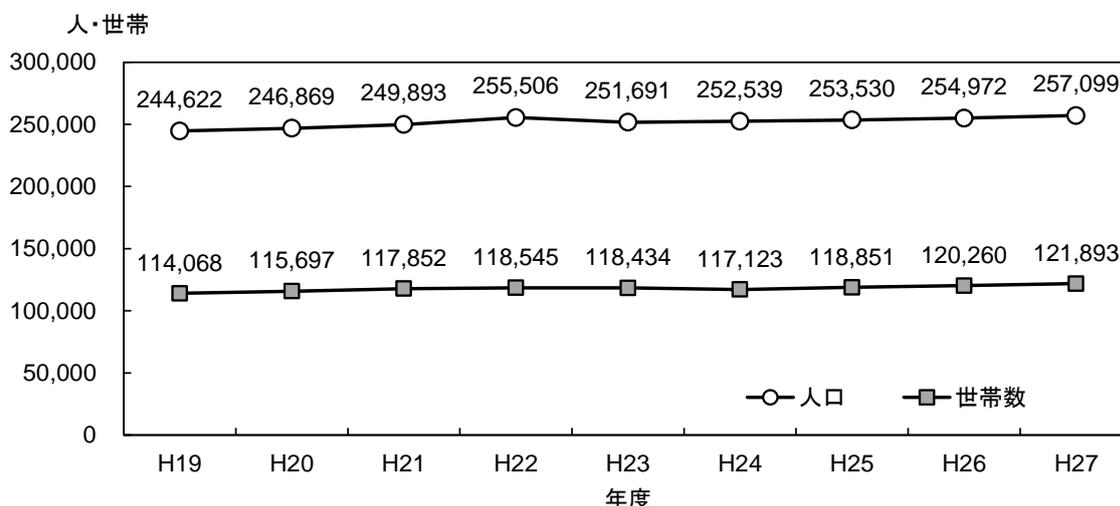
本市の人口は、平成22年度に25万人を超え、平成27年10月1日現在257,099人、世帯数は121,893世帯と、人口・世帯数とともに増加傾向にあります。

図表2-4にみるように、年間1万5千人前後の転出入者があり、転出者より転入者が多い傾向がみられます。

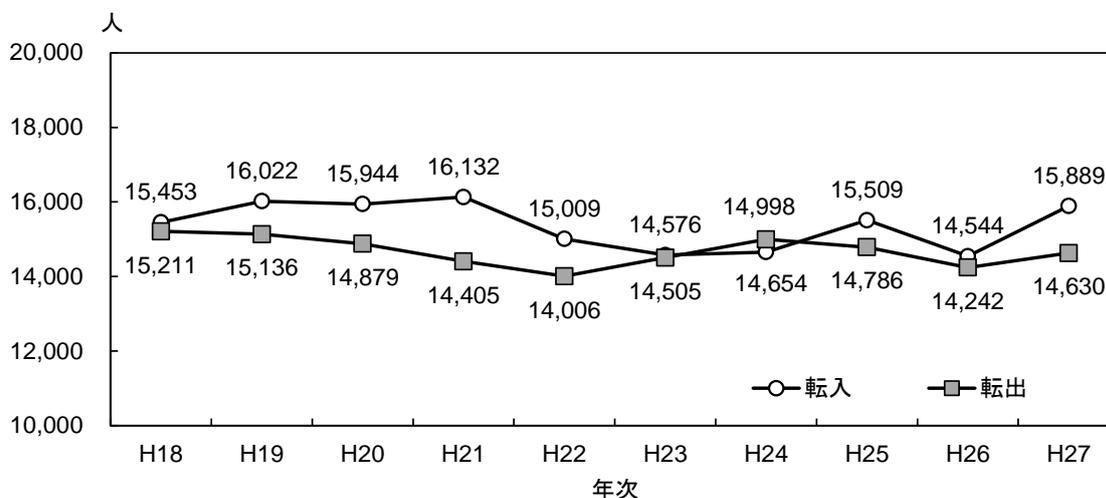
本市の年齢別人口構成は、40～44歳にピークがある中膨れ型になっています。15歳未満の人口は全人口の約13.7%、65歳以上の人口は20.8%となっており、少子・高齢化が今後も進むものと考えられます。

世帯人員別の世帯数割合は、1人世帯が42.4%と最も多く、次いで2人世帯が23.7%、3人世帯が16.5%となっています。平成26年1月1日現在の平均世帯人数は約2.1人です。国勢調査によると、全世帯の64.7%は共同住宅に住んでおり、5階以下の低層共同住宅の居住世帯が約44.0%、6階以上の中高層共同住宅の居住世帯が約20.7%となっています。

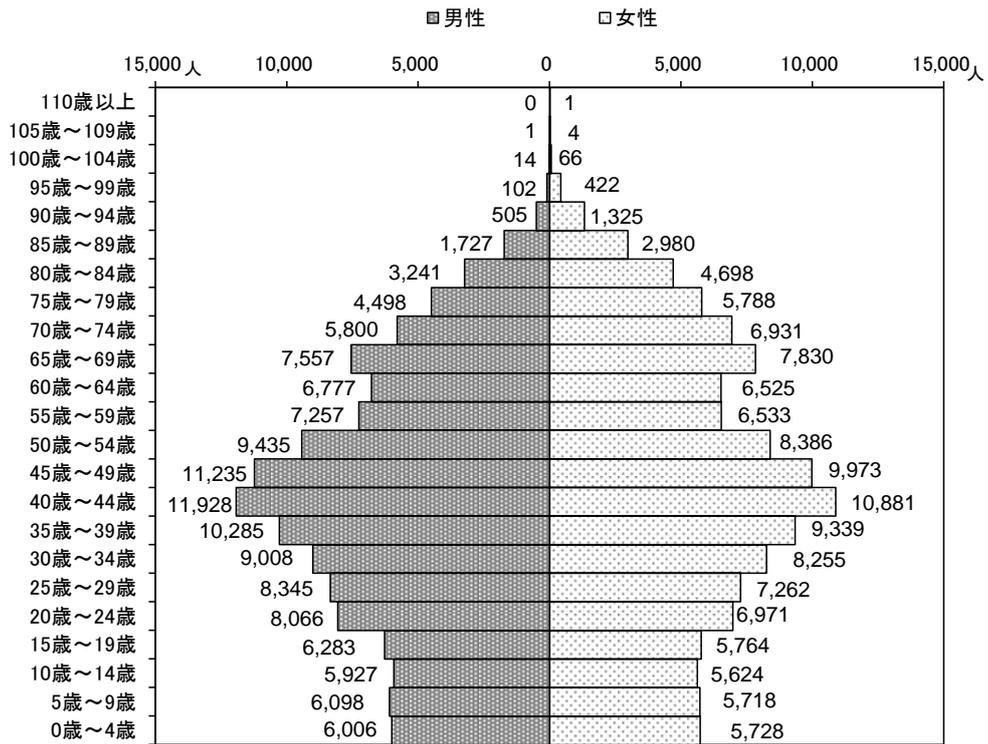
図表 2-3 人口・世帯数の推移



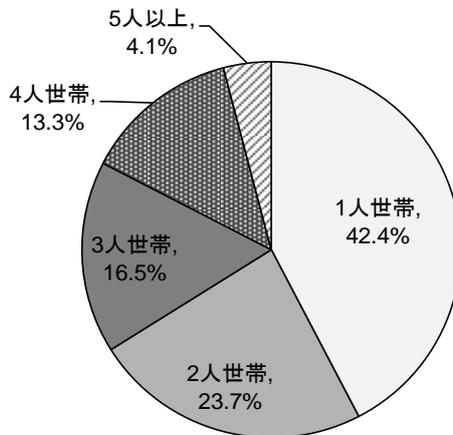
図表 2-4 社会動態人口（他地域からの転入・転出）



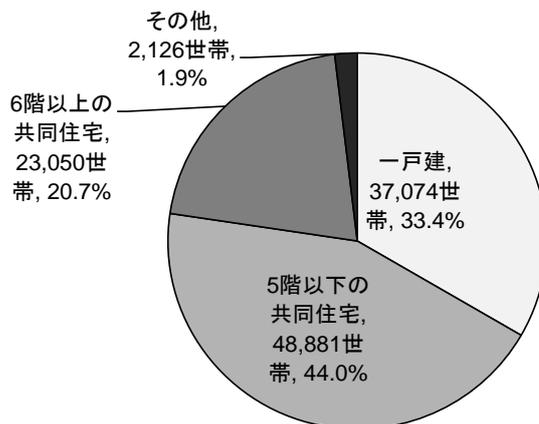
図表 2-5 年齢別男女別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳）



図表 2-6 世帯人員別の世帯数割合（平成 26 年 1 月 1 日現在）



図表 2-7 居住形態別の世帯数割合

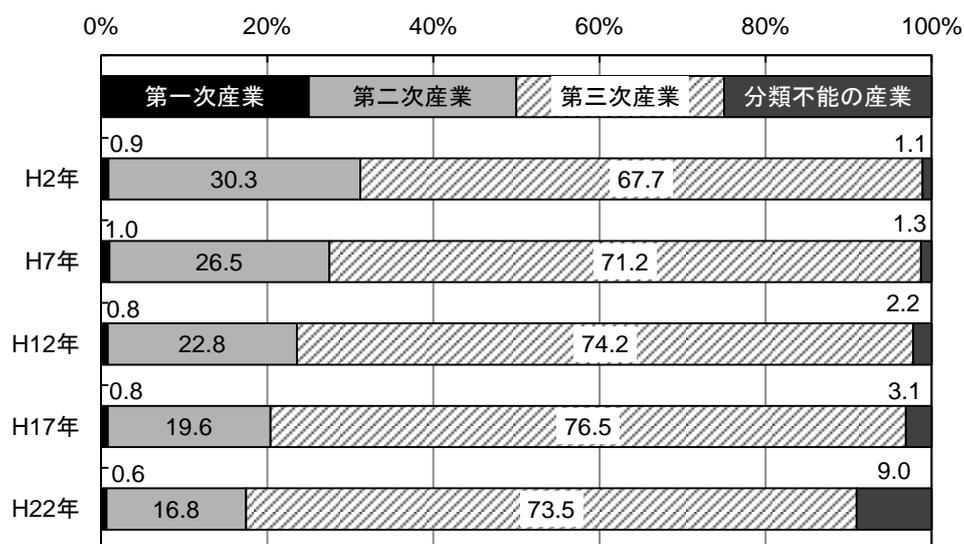


第3節 産業動向

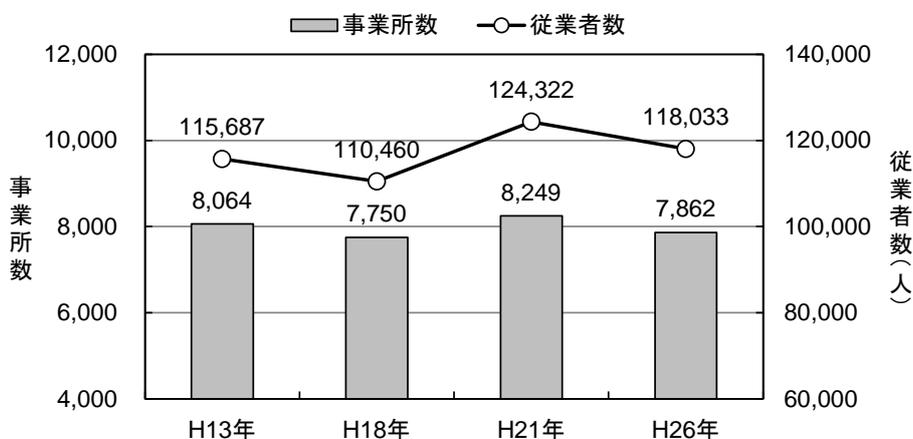
本市では、第三次産業の人口割合が最も多く、平成22年度は73.5%となっています。第二次産業は、平成2年から平成22年の間に10%以上減少しています。また、第一次産業の割合は1%以下と少なく、さらに減少する傾向にあります。

市内の事業所数は、平成26年現在で7,862事業所となっており、平成21年に増加がみられたものの、再び減少しています。業種別にみると、最も多い卸売業、小売業が21.8%、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.7%となっています。

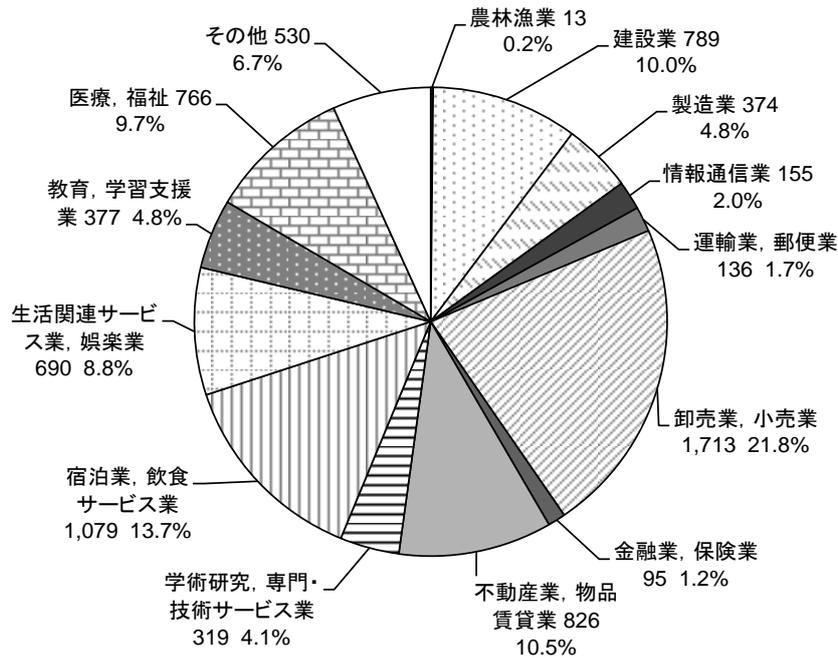
図表 2-8 産業人口別割合の推移



図表 2-9 事業所数・従業者数



図表 2-10 事業所の産業分類別内訳



第4節 まちづくりに関する計画など

本市の総合計画については、平成26年度から平成33(2021)年度を計画期間とする「第6次府中市総合計画」が平成25年10月に策定されています。総合計画では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～」を都市像としており、基本目標の一つには「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」が掲げられています。循環型社会の形成に係る施策としては、「ごみ減量化・資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」があり、前期計画(平成26～29年度)における施策指標とその目標値として、図表2-11に示す5項目が定められています。

また、平成26年3月に策定された「第2次府中市環境基本計画」(計画期間:平成26年度から平成34(2022)年度)では、望ましい環境像として「人も自然もいきいきする環境都市・府中」を掲げています。この計画は、本市における環境保全に係る施策の基本的事項を定めるとともに、第6次府中市総合計画に示された施策を環境面から具体化し、支えていく計画としています。

図表 2-11 第6次府中市総合計画における指標と目標値

指標	平成29年度目標値
ごみ減量化・資源化の推進	
ごみの減量やりサイクルに取り組んでいる市民の割合	93%
市民1人当たりのごみ・資源の排出量	595g/日
ごみの適正処理の推進	
最終処分場への搬入量	1,800t
市民1人当たりの多摩川衛生組合への搬入量	430g/日
市民1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量	135g/日

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 本市のごみ処理事業

1 沿革

本市の家庭ごみについては、燃やすごみは昭和43年から、燃やさないごみは昭和46年から市全域でダストボックス収集を行ってきました。一方、リサイクルについては、自治会等の集団回収への支援を中心に進めてきましたが、平成に入り、びん、缶、紙類、布類などをダストボックス脇で分別収集したり、ペットボトルやトレイの拠点回収を開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成18年以降はプラスチックも分別収集の対象としました。

事業系ごみの燃やすごみについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」といいます。）による収集、もしくは事業者自らがクリーンセンター多摩川へ直接搬入することとなっています。なお、ごみの排出量が1日10kg未満の事業者（以下「少量排出事業者」といいます。）については、市に事前登録した場合において、市指定の事業系有料袋で市の収集に出すことができます。

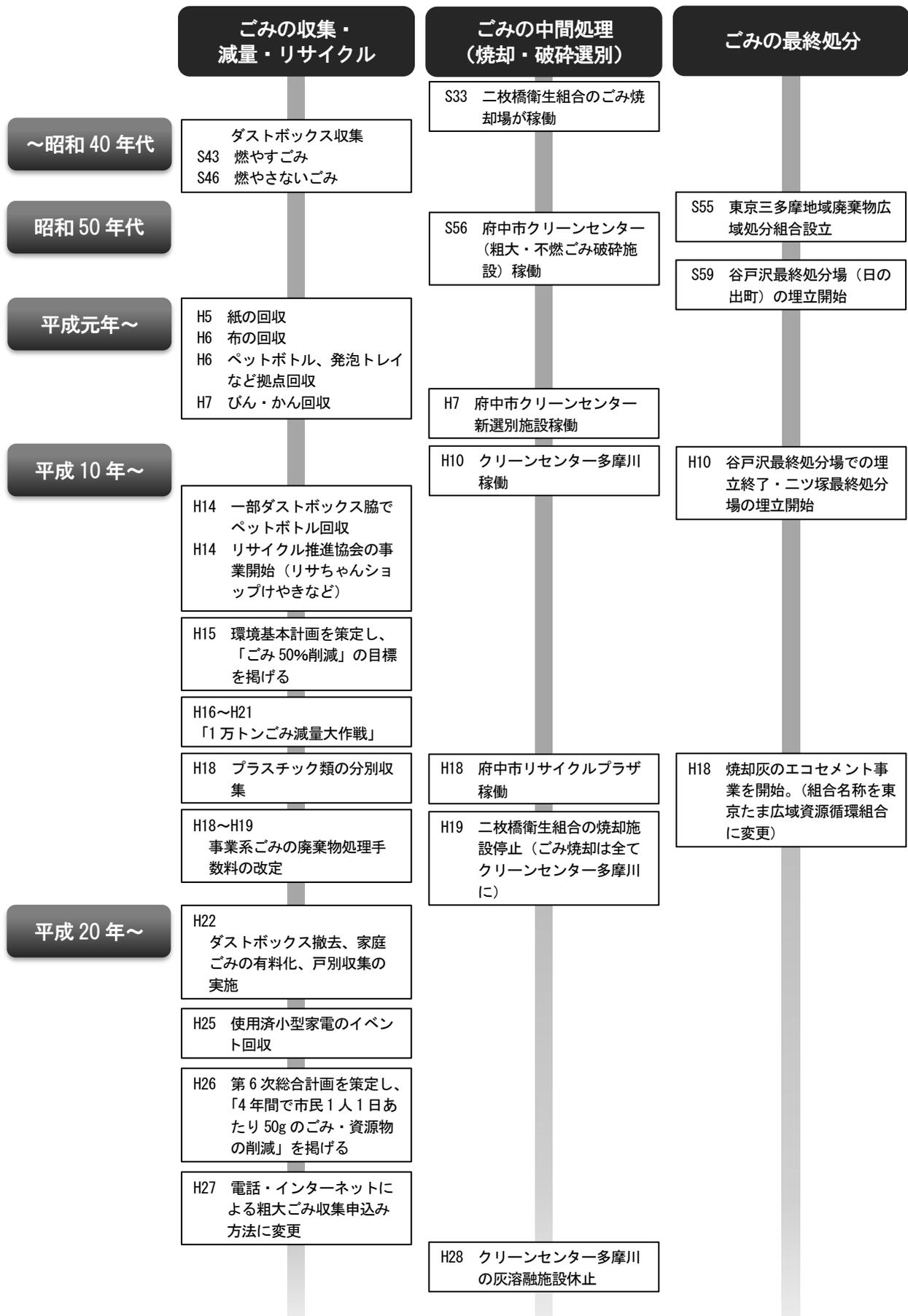
平成16年から5年間で1万トンのごみ減量を目指す「1万トンごみ減量大作戦」を実施し、駅前やスーパー等の店頭でのキャンペーン活動など、様々な取組を展開した結果、平成21年度には平成13年度比で9,300トンのごみの減量を実現しました。

同時に、ダストボックス収集のあり方についても、市民・事業者・学識者が参加する「府中市廃棄物減量等推進審議会」での審議を経て、平成22年2月にダストボックスの撤去と併せ、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度を変更しました。この家庭ごみの収集方法変更に伴い、少量排出事業者についても、排出場所を特定するために登録制とし平成22年7月からは従来の「燃やすごみ」に加え、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」についても市指定の有料袋による収集を開始しました。

さらに、リサイクル推進に向け、使用済み小型家電のイベント回収（平成25年10月～）、羽毛布団のリサイクル（平成25年12月～）、陶磁器・ガラスのリサイクル（平成27年4月～）、生ごみ資源循環型モデル事業（平成27年12月～平成29年3月）などに取り組んでいます。

また、平成25年度を目標年度とした前環境基本計画の重要施策であった「10年間でごみ50%削減」については、目標の達成とはなりませんでしたが、37.1%の削減効果が得られました。翌年の平成26年度以降については、第6次府中市総合計画の中で、ごみ減量・3Rの推進の目標として、平成26年度から平成29年度の4年間で、ごみ・資源物を含めた総ごみ量の「市民1人1日当たり50グラムの削減」を掲げており、平成28年度実績は617グラムとなっています。目標達成に向けては、より一層の取組の推進が求められます。

図表 3-1 沿革



2 分別区分および排出方法

(1) 家庭ごみ

ア 分別区分

平成 28 年度末時点での家庭ごみの分別区分は図表 3-2 のとおりです。

図表 3-2 家庭ごみの分別区分

分別区分	主な対象
燃やすごみ	生ごみ/割りばしなどの木製品/ティッシュなどの汚れた紙/レシート(感熱紙)/裏が銀色・茶色の紙/パック/紙コップ・ヨーグルト・アイス等防水加工がされている紙容器/洗剤の紙箱 など
燃やさないごみ	プラスチック製品(プラマークがついていないもの)/プラスチックのおもちゃ/CD/DVD/金属製品/ゴム製品/ガラス/茶わん/白熱電球 など
容器包装プラスチック	食品トレイ/惣菜のパック/お菓子の袋/シャンプーなどのボトル類/発泡スチロール などプラマークのあるもの
粗大ごみ	最大辺(品物の最も長い1辺)が40センチメートル(電気製品は30センチメートル、棒状のものは80センチメートル)以上のもの
雑誌・雑がみ	雑誌/本/パンフレットなどチラシ類/包装紙/ティッシュやお菓子の紙箱/トイレトペーパーの芯/シュレッダーした紙 など
紙パック	紙パック
新聞	新聞/折り込みチラシ
段ボール	段ボール
古布	衣類/タオル/タオルケット/薄手のカーテン など
びん	飲食料用のびん/化粧びん
かん	飲食料用のかん
ペットボトル	飲料・酒類・特定の調味料(しょう油やめんつゆなど)のペットボトル
有害ごみ	蛍光灯/電球型蛍光灯/乾電池/水銀体温計など水銀を含むもの
危険ごみ	ライター/スプレー缶などガスが含まれるもの/小型充電式家電・充電式電池
おむつ	子供用・介護用などのおむつ
落ち葉・下草	45リットルまでの大きさの袋に入れたもの
せん定した枝	個人で自宅の庭木などをせん定した枝(一本の直径が5センチメートル未満)
家庭廃食用油	家庭で使用した食用油
使用済みはがき	はがき/封筒

イ 排出方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックの3品目については、市指定の有料袋での排出となっています。各品目の袋の大きさと料金は図表3-3のとおりです。平成22年12月からは燃やさないごみ(SS)、容器包装プラスチック(SS、S)の容量の小さな袋の販売も開始しています。

図表 3-3 家庭ごみの袋の大きさと料金

	単位:円/枚			
	5リットル (SS袋)	10リットル (S袋)	20リットル (M袋)	40リットル (L袋)
燃やすごみ	10	20	40	80
燃やさないごみ	10	20	40	80
容器包装プラスチック	5	10	20	40

市指定の有料袋で回収する3品目を含め、排出方法は図表3-4のとおりです。平成29年3月より「小型充電式電池」及び「充電式電池を取り外せない小型家電(30cm未満)」は「危険ごみ」として排出方法が変更となっています。

図表 3-4 家庭ごみの排出方法

分別区分	排出方法
燃やすごみ	市指定有料袋(緑色)
燃やさないごみ	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック	市指定有料袋(ピンク色)
粗大ごみ	有料の粗大ごみシールを貼付 ※府中市リサイクルプラザへの直接搬入も可(1世帯あたり1日10点まで)
雑誌・雑がみ	雑誌:ひもで十字に縛る 雑がみ:雑誌に挟むか、紙袋に入れひもで十字に縛る シュレッター紙:紙袋又は透明・半透明の袋(45リットルまで)
紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	
段ボール	
古布	透明・半透明の袋(45リットルまで)に入れひもで十字に縛る
びん	かごなどの容器
かん	
ペットボトル	
有害ごみ	かごなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	
おむつ	透明・半透明の袋(「燃やすごみ」の収集日に排出)
落ち葉・下草	
せん定した枝	粗大ごみコールセンターへ事前申込み ※5束まで無料 (1束は長さ60センチメートル、直径30センチメートル以内)
家庭廃食用油	各文化センターへ持込み
使用済みはがき	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持込み

ウ 市で収集しないごみ

次のごみについては、市の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼する事となっています。

- (ア) 家電6品目（小売店などに処理を依頼）
家電リサイクル法^{*9}の対象である洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機
- (イ) パソコン（メーカーなどに処理を依頼）
資源有効利用促進法^{*10}に基づきメーカーで処理が義務付けられているパソコン本体、ディスプレイ
- (ウ) オートバイ・原動機付自転車（廃棄二輪車取扱店などに処理を依頼）
- (エ) 適正処理が困難な物（処理業者などに処理を依頼）
プロパンガスボンベ、車・オートバイの部品、土砂・コンクリート、ピアノ、建築資材、バッテリー、消火器、廃油、たたみ、ブロックなど

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理は、自己処理が原則です。許可業者へ処理を委託するか、クリーンセンター多摩川へ自己搬入することとなります。自己搬入した場合の事業系ごみの処理手数料は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に基づき、42 円/kg となっています。

分別区分は、基本的に家庭ごみと同じです（粗大ごみ、古布、有害ごみ、危険ごみ、おむつ、落ち葉・下草、せん定した枝葉、家庭廃食用油を除く）。

少量排出事業者については、市に事前登録をした事業者のみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックについて、事業系有料袋を使用し、市の収集へ排出することができます。

図表 3-5 事業系ごみの袋の大きさ・価格

単位：円/枚

	23リットル (M袋)	45リットル (L袋)
燃やすごみ	120	250
燃やさないごみ	120	250
容器包装プラスチック	120	250

^{*9} 家電リサイクル法：資料編 37 ページ

^{*10} 資源有効利用促進法：資料編 37 ページ

3 収集運搬の状況

(1) 収集体制

平成 28 年度末現在の分別区分ごとの収集主体、収集方法、収集頻度を図表 3-6 に示します。

収集主体は、すべて委託収集となっています。

収集頻度は、燃やすごみが週 2 回、容器包装プラスチック・紙パック・古布が週 1 回となっています。粗大ごみ、せん定した枝については申込制となっており、指定日の収集となります。その他の品目は図表 3-6 のとおりです。

収集日や排出方法等の周知は、毎年全戸配布している「ごみ・資源物の出し方カレンダー」で行っています。

図表 3-6 ごみ・資源物の収集体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考
燃やすごみ	委託	パッカー車による 収集 戸建住宅：戸別 収集 集合住宅：ステー ション収集	週に2回	おむつ、落ち葉・下草類も同時収集
おむつ			週に2回	
落ち葉・下草			週に2回	
燃やさないごみ			2週に1回	
容器包装プラスチック			週に1回	
雑誌・雑がみ			2週に1回	
紙パック			週に1回	
新聞			4週に1回	
段ボール			2週に1回	
古布			週に1回	
かん			各2週に 1回	
ペットボトル				
びん				
有害ごみ			平ボディー車による 収集	各4週に 1回
危険ごみ				
粗大ごみ	委託・ 持込	ダンプ車による戸 別収集	申込制、 指定日収集	
せん定した枝				
家庭廃食油	委託	ダンプ車による 拠点回収	月に1回	

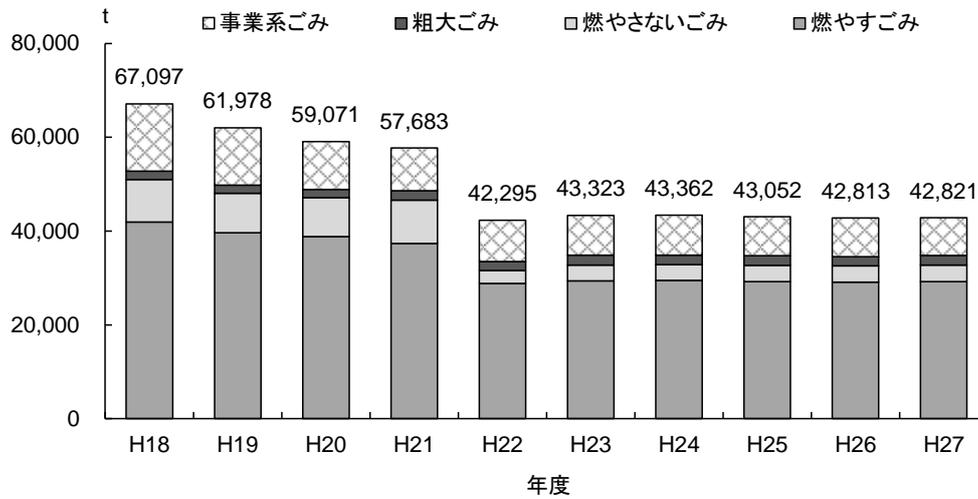
(2) 収集量の実績

ア ごみ量

本市のごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）の推移は図表 3-7 のとおりです。ごみ量は平成 17 年度にピークとなって以降減少し、平成 27 年度のごみ量は 42,821 トンとなっています。特に、平成 22 年度はダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集の開始により大きく減少しました。しかし、その後は 4 万 2 千トンから 4 万 3 千トンで推移しており、減量が進んでいない状況です。

総合計画に掲げた「10 年間でごみの 50%削減」の目標は、このごみ量を用いており、平成 25 年度までに 25,343 トンの減量をしましたが、減量率は 37.1%と達成には至りませんでした。

図表 3-7 ごみ量の推移



※ごみ量=燃やすごみ+燃やさないごみ（平成 21 年度までのプラスチック類含む）+粗大ごみ+事業系ごみ

イ 総ごみ量

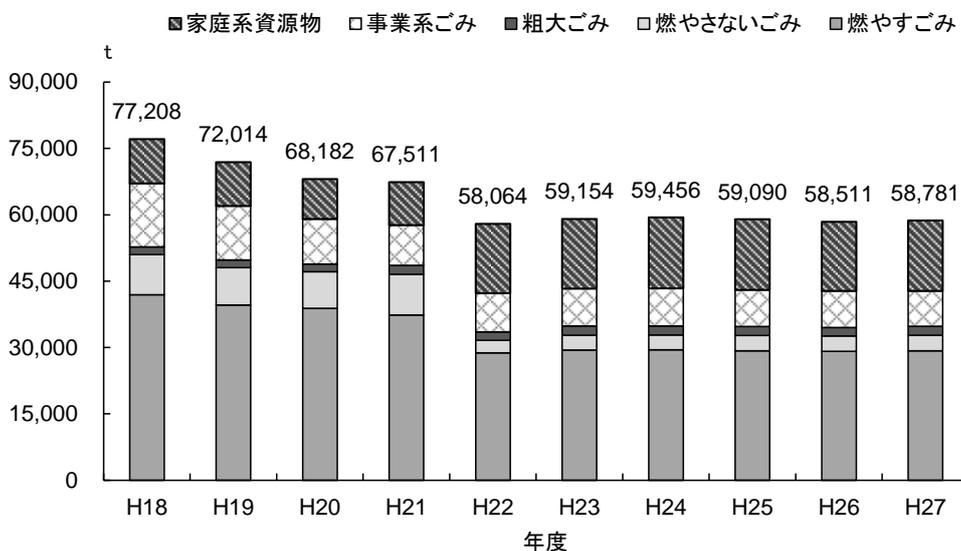
本計画では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみに資源物を加えた量を総ごみ量と呼びます。

本市の総ごみ量の推移を図表 3-8 に示します。

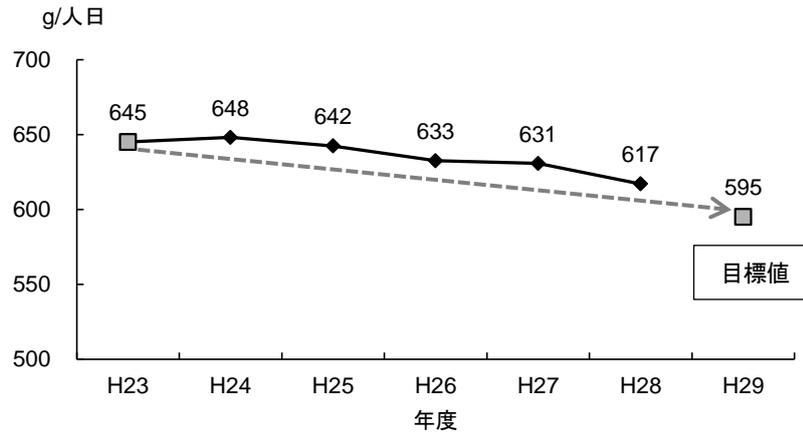
平成 22 年度以降はプラスチック類から分別を変更し、容器包装プラスチックを資源物として回収するなど家庭系資源物の収集量が増加しましたが、近年はいずれのごみも横ばい傾向にあります。

また、平成 23 年度を基準年として、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で「市民 1 人 1 日当たりの総ごみ量 50 グラム削減」を掲げており、平成 28 年度は 617g/人日となっており、削減量は 28 グラムとなっています。

図表 3-8 総ごみ量の推移



図表 3-9 1人1日当たり総ごみ量の推移



1人1日当たり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

ウ 総ごみ排出量

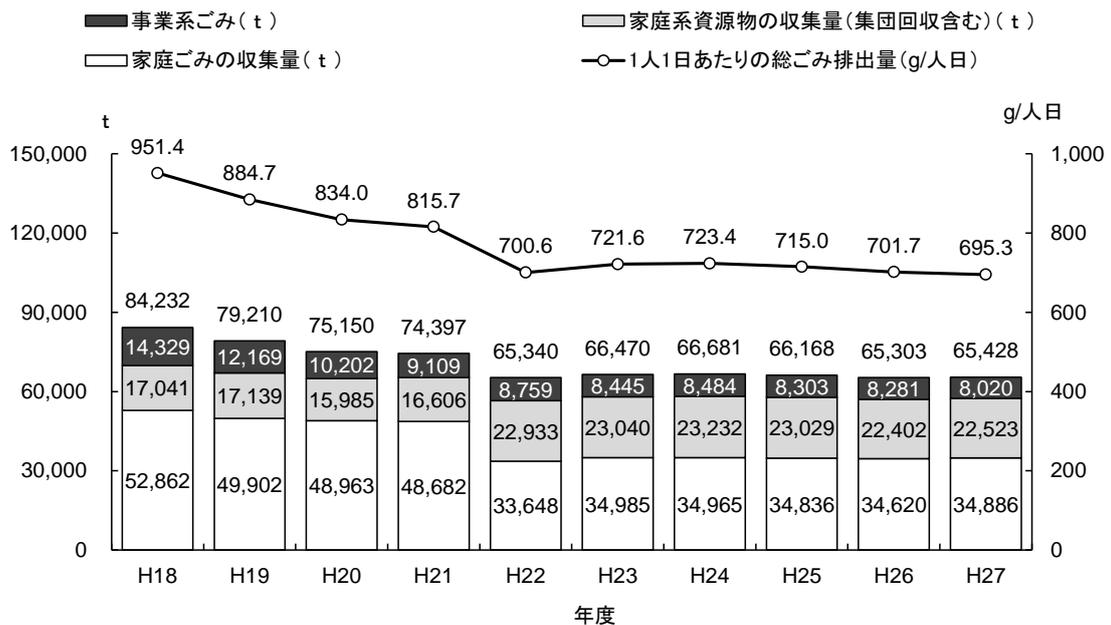
前項の総ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみ、資源物）にさらに集団回収を加えた量を総ごみ排出量と呼びます。

本市の総ごみ排出量の推移を図表 3-10 に示します。

集団回収を含む家庭系資源物の収集量は平成 22 年度以降増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

1人1日当たりの総ごみ排出量をみると、平成 23～24 年度は増加しましたが、再び減少傾向に変わり、平成 27 年度には 695.3g/人日となっています。

図表 3-10 総ごみ排出量の推移



1人1日当たり総ごみ排出量については、各年10月1日現在の人口で作成

図表 3-11 総ごみ排出量の推移詳細（年間）

単位:t

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭ごみ	燃やすごみ	41,917	39,615	38,849	37,369	28,821	29,410	29,506	29,247	29,118	29,235
	燃やさないごみ	6,101	2,601	2,614	3,285	2,787	3,356	3,360	3,478	3,482	3,524
	プラスチック類	2,969	5,845	5,657	5,920						
	粗大ごみ	1,781	1,748	1,749	2,000	1,928	2,112	2,012	2,024	1,932	2,042
	有害ごみ	94	93	94	108	112	107	87	87	88	85
	小計	52,862	49,902	48,963	48,682	33,648	34,985	34,965	34,836	34,620	34,886
家庭系資源	古繊維	706	784	755	891	994	1,156	1,059	1,031	1,030	1,095
	新聞	1,760	1,579	1,155	1,098	1,008	842	922	931	864	951
	雑誌	2,402	2,266	1,863	2,430	4,398	4,396	4,363	4,462	4,300	4,309
	段ボール	1,593	1,593	1,602	1,613	1,267	1,281	1,480	1,517	1,518	1,578
	紙パック	14	12	10	21	78	71	64	60	57	57
	びん	2,067	2,138	2,125	2,180	2,023	2,024	2,012	2,031	2,034	2,063
	かん	811	798	763	752	672	653	676	660	638	622
	容器包装プラスチック					4,452	4,494	4,507	4,331	4,263	4,306
	ペットボトル	578	693	680	679	758	800	837	847	828	821
	油	6	7	6	7	6	6	6	6	6	7
	トレイ	9									
	生ごみ	71	73	58	47						
	はがき				2	2	2	2	2	2	2
せん定枝							78	73	70	65	
小計	10,017	9,943	9,017	9,721	15,657	15,724	16,007	15,952	15,609	15,876	
事業系燃やすごみ	14,329	12,169	10,202	9,109	8,759	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	
集団回収	7,024	7,196	6,968	6,885	7,276	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	
総排出量	84,232	79,210	75,150	74,397	65,340	66,470	66,681	66,168	65,303	65,428	

図表 3-12 1人1日当たりの総ごみ排出量の推移詳細

単位:g/人日

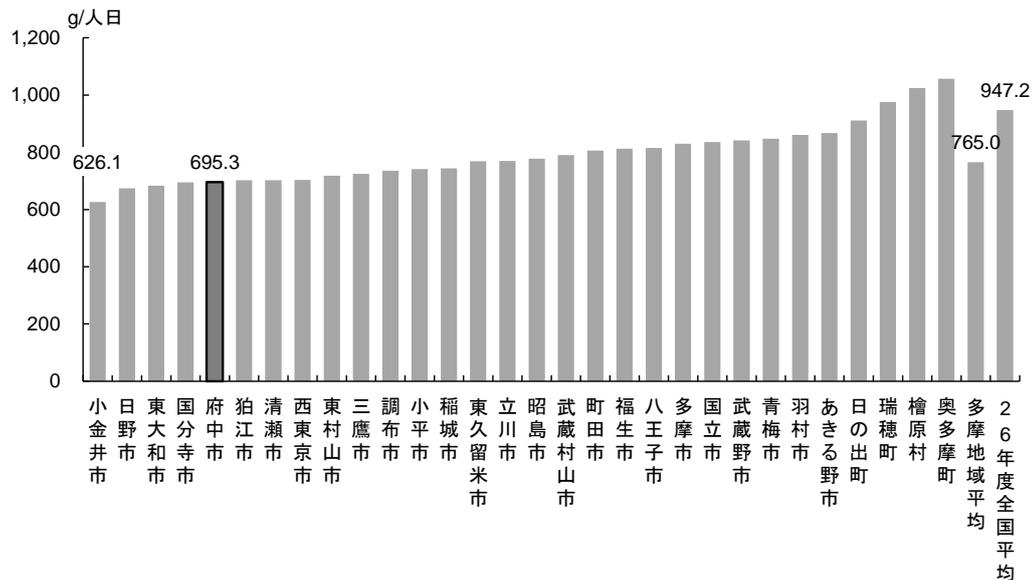
年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口(人)		242,563	244,622	246,869	249,893	255,506	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
家庭ごみ	燃やすごみ	473.4	442.5	431.1	409.7	309.0	319.3	320.1	316.1	312.9	310.7
	燃やさないごみ	68.9	29.1	29.0	36.0	29.9	36.4	36.5	37.6	37.4	37.4
	プラスチック類	33.5	65.3	62.8	64.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	20.1	19.5	19.4	21.9	20.7	22.9	21.8	21.9	20.8	21.7
	有害ごみ	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9	1.0	0.9
	小計	597.0	557.4	543.3	533.7	360.8	379.8	379.3	376.5	372.0	370.7
家庭系資源	古繊維	8.0	8.8	8.4	9.8	10.7	12.5	11.5	11.1	11.1	11.6
	新聞	19.9	17.6	12.8	12.0	10.8	9.1	10.0	10.1	9.3	10.1
	雑誌	27.1	25.3	20.7	26.6	47.2	47.7	47.3	48.2	46.2	45.8
	段ボール	18.0	17.8	17.8	17.7	13.6	13.9	16.1	16.4	16.3	16.8
	紙パック	0.2	0.1	0.1	0.2	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
	びん	23.3	23.9	23.6	23.9	21.7	22.0	21.8	22.0	21.9	21.9
	かん	9.2	8.9	8.5	8.2	7.2	7.1	7.3	7.1	6.9	6.6
	容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7	48.8	48.9	46.8	45.8	45.8
	ペットボトル	6.5	7.7	7.5	7.4	8.1	8.7	9.1	9.2	8.9	8.7
	油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	トレイ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生ごみ	0.8	0.8	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	はがき	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
せん定枝	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.7	0.7	
小計	113.2	111.0	100.1	106.5	167.9	170.7	173.7	172.4	167.7	168.7	
事業系燃やすごみ	161.8	135.9	113.2	99.9	93.9	91.7	92.0	89.7	89.0	85.2	
集団回収	79.3	80.4	77.3	75.5	78.0	79.4	78.4	76.5	73.0	70.6	
総排出量	951.3	884.7	833.9	815.7	700.6	721.6	723.4	715.0	701.7	695.3	

各年 10月1日現在の人口で作成

平成 27 年度における多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量を図表 3-13 に示します。本市は 695.3g/人日で、多摩地域の中では 5 番目に少なく、多摩地域平均を下回っています。この 1 人 1 日当たり総ごみ排出量は、事業系ごみや市で収集した資源物、集団回収も含んだ排出量です。

平成 21 年度の実績では多摩地域で 12 番目、815.7g/人日でしたが、その後にダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度変更が行われたことや「10 年間でごみ 50% 削減」への取組の効果が表れたと考えられます。

図表 3-13 多摩地域各市町村の 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量



(3) 集団回収の状況

平成 28 年度末現在の集団回収に対する奨励金、補助金の交付金額を図表 3-14 に示します。

平成 23 年度に金額の変更があり、実施団体に対する奨励金のうち、紙パックが 8 円/kg から 10 円/kg に、再生資源取扱業者に対する補助金は、1 円/kg から 2 円/kg (古繊維、古紙類、紙パック)、1 円/本から 2 円/本 (びん類) にそれぞれ増額されました。

図表 3-14 集団回収への奨励金、補助金

対象	実施団体に対する奨励金	再生資源取扱業者に対する補助金
古繊維	10円 /kg	2円 /kg
古紙類	10円 /kg	2円 /kg
古鉄類	10円 /kg	2円 /kg
びん類	10円 /本	2円 /本
紙パック	10円 /kg	2円 /kg

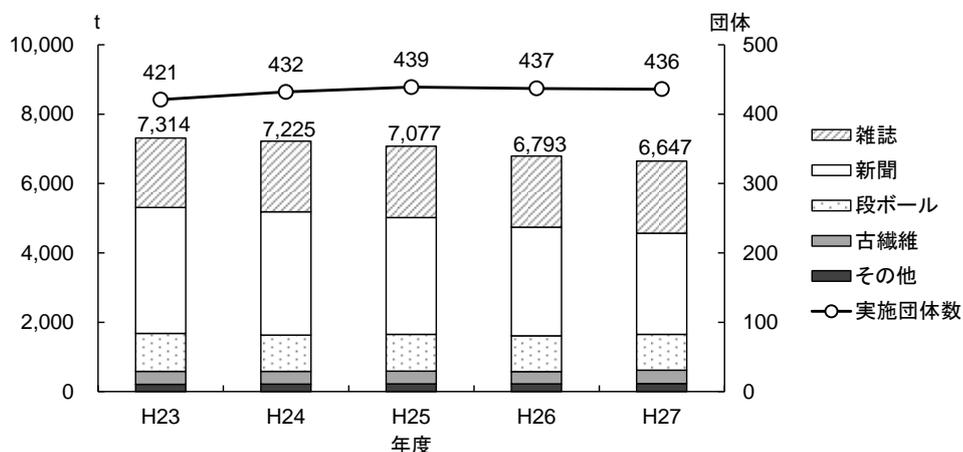
また、集団回収実施団体数、回収量を図表 3-15、16 に示します。近年、団体数は横ばい、回収量は減少傾向となっています。回収資源の内訳は、新聞・雑誌・段ボールといった古紙類が多く、90%以上を占めています。なお、再生資源取扱業者数は 24 業者となっています。

図表 3-15 集団回収量・実施団体数の推移

単位:t

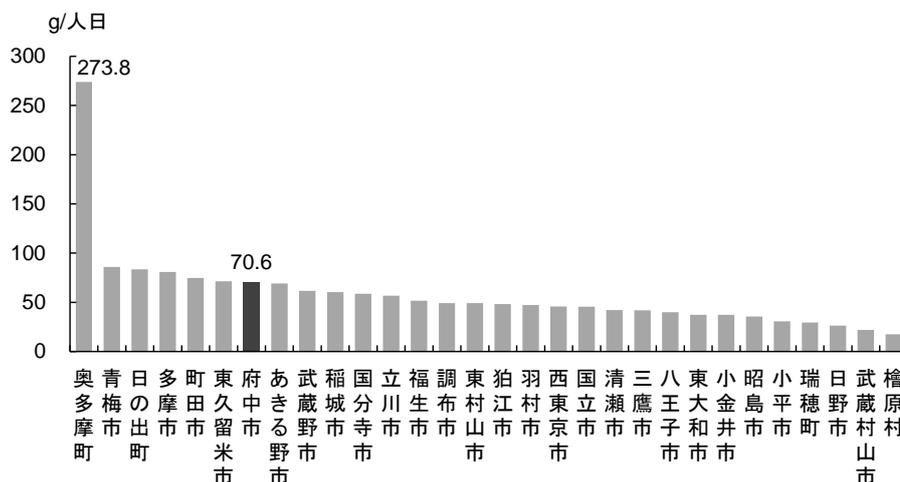
年度		H23	H24	H25	H26	H27
古繊維		376	365	365	353	389
新聞		3,628	3,554	3,368	3,131	2,920
雑誌		2,006	2,042	2,062	2,054	2,078
段ボール		1,097	1,045	1,058	1,031	1,029
紙パック		20	23	25	25	24
びん類	(本)	19,561	20,515	17,723	16,352	15,670
	(トン)	15	15	13	12	12
かん		173	180	186	187	195
合計		7,314	7,225	7,077	6,793	6,647
実施団体数(団体)		421	432	439	437	436

図表 3-16 集団回収量・実施団体数の推移



平成 27 年度の回収量 6,647 トンは、1 人 1 日当りに換算すると、70.6g/人日です。
 これは多摩地区の中では、7 番目に高い水準となっています。しかし、近年は新聞購読者数の減少などにより、回収量全体は減少傾向にあります。

図表 3-17 多摩地域における 1 人 1 日当たり集団回収量 (平成 27 年度)



(4) ごみの組成

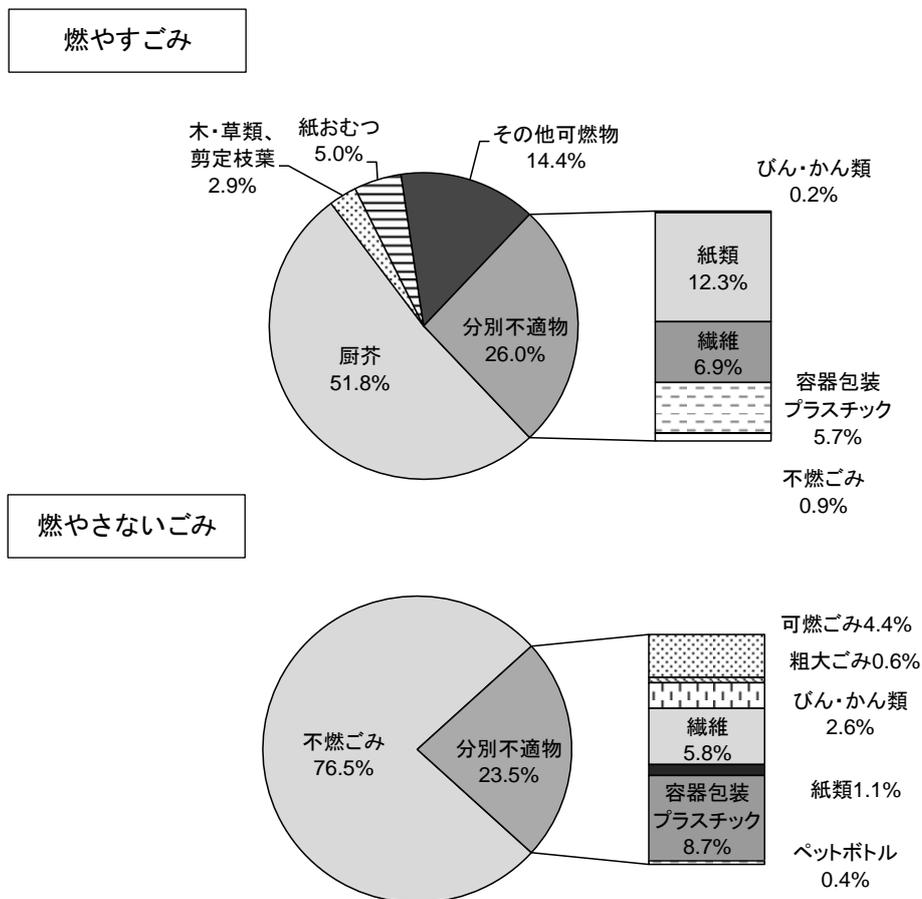
図表 3-18 のグラフは、平成 28 年 11 月に実施したごみの組成分析調査結果です。市内の戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区から代表的な地区をそれぞれ選び、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」について内容を分析しました。

燃やすごみの約半分は生ごみ（厨芥）となっています。その他には、資源化できない紙などのその他可燃物が 14.4%となっており、紙おむつや木・草類、せん定枝葉も確認されています。一方、資源物や燃やさないごみといった分別不適合物は 3 つのごみの種別の中で最も高く、26.0%を占めています。分別不適合物の中では、新聞や雑誌、段ボール、雑紙などの紙類が最も多く 12.3%となっています。また、繊維や容器包装プラスチックが 6~7%、不燃ごみやびん・かん類は 1%以下となっています。

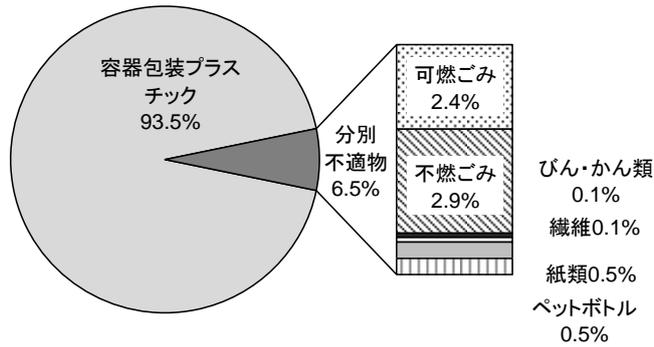
燃やさないごみについては、76.5%が正しく排出されています。分別不適合物は 23.5%となっています。分別不適合物の中では、容器包装プラスチックが 8.7%と最も多く、次いで繊維が 5.8%となっています。一部可燃ごみや紙類、粗大ごみも確認されており、分別の周知徹底が必要です。

容器包装プラスチックは適正排出されている割合が 93.5%と、3 つのごみの種別の中で最も高い結果となりました。分別不適合物の中では、不燃ごみが 2.9%となっており、次いで可燃ごみが 2.4%となっています。また、ペットボトルやびん・かん類、紙類、繊維などの資源物も、わずかですが混入しています。

図表 3-18 各項目の組成調査結果



容器包装プラスチック



平成 28 年 11 月 湿ベース組成

3 地区（戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区）の平均値

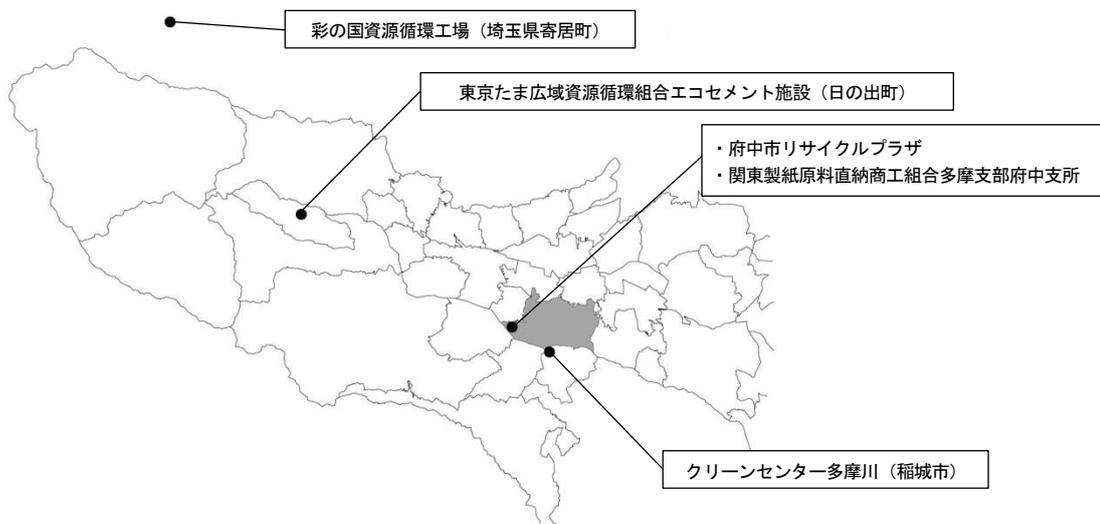
4 中間処理^{*11}・リサイクルの状況

(1) 施設

本市のごみの焼却処理は、狛江市、稲城市、府中市及び国立市で構成される一部事務組合「多摩川衛生組合」のクリーンセンター多摩川で行われています。燃やさないごみ、粗大ごみ、プラスチック及びびん定枝の処理は、本市の府中市リサイクルプラザで行っています。資源物のうち、古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生されます。

なお、クリーンセンター多摩川の可燃ごみ搬入基準に適さない、府中市リサイクルプラザから搬出される選別残さ（不燃系残さ）については、埼玉県寄居町にある民間施設の彩の国資源循環工場で熱分解ガス化改質処理^{*12}によるリサイクルが行われています。

図表 3-19 府中市のごみ・資源物を処理・リサイクルしている主な施設



*11 中間処理：資料編 39 ページ参照

*12 熱分解ガス化改質処理：資料編 39 ページ参照

ア 府中市リサイクルプラザ

平成 18 年度から稼働している府中市リサイクルプラザでは、燃やさないごみ、粗大ごみの破砕選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。

また、自転車や家具等の修理・再生事業も行っています。

図表 3-20 府中市リサイクルプラザの概要

所在地	府中市四谷6丁目58番地
敷地面積	20,542.66㎡
竣工	平成18年3月24日
処理能力	
布団処理ライン	0.3t/5時間
粗大・燃やさないごみ処理ライン	17.7t/5時間
容器包装プラスチック処理ライン	13.1t/5時間
びん処理ライン	9.2t/5時間
缶等金属処理ライン	9.2t/5時間

イ クリーンセンター多摩川

クリーンセンター多摩川は、一部事務組合である多摩川衛生組合（構成市：狛江市、稲城市、府中市、国立市）におけるごみの焼却、燃やさないごみ・粗大ごみ処理の機能を持つ総合施設です。

ごみの焼却エネルギーはボイラーに利用して発電を行い、余剰電力は電力会社に売電しています。平成 27 年度の発電量は年間 2 万 9 千メガワット（熱量換算で約 1 億 5 百万 MJ）となっています。

また、焼却灰を灰溶融スラグ^{*13}としてリサイクルし、建設・土木資材として有効利用していましたが、平成 28 年 7 月末で灰溶融処理施設の稼働は休止しています。

図表 3-21 クリーンセンター多摩川の概要

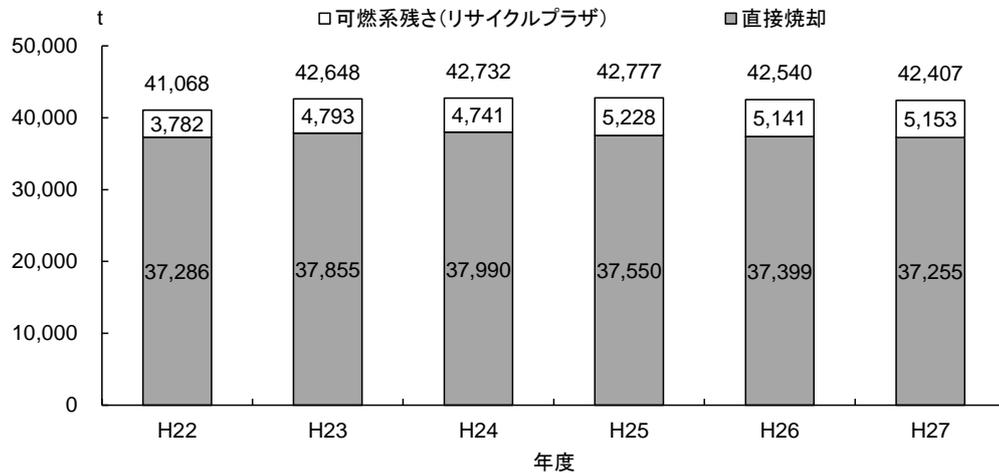
所在地	稲城市大丸1528番地
敷地面積	22,366.58㎡
竣工	平成10年3月
施設能力	
焼却能力	450t/日(150t/24h×3基) 全連続燃焼式(ストーカ炉)
溶融能力	50t/日(25t/24h×2基)
発電能力	最大6,000kw/h(蒸気タービン方式)
余熱利用	場内給湯・冷暖房 場外への高温水(約130℃)の供給

^{*13} 灰溶融スラグ：資料編 39 ページ参照

(2) 処理量の実績

本市のごみの焼却処理量の推移を図表 3-22 に示します。平成 22 年 2 月のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

図表 3-22 焼却処理量の推移

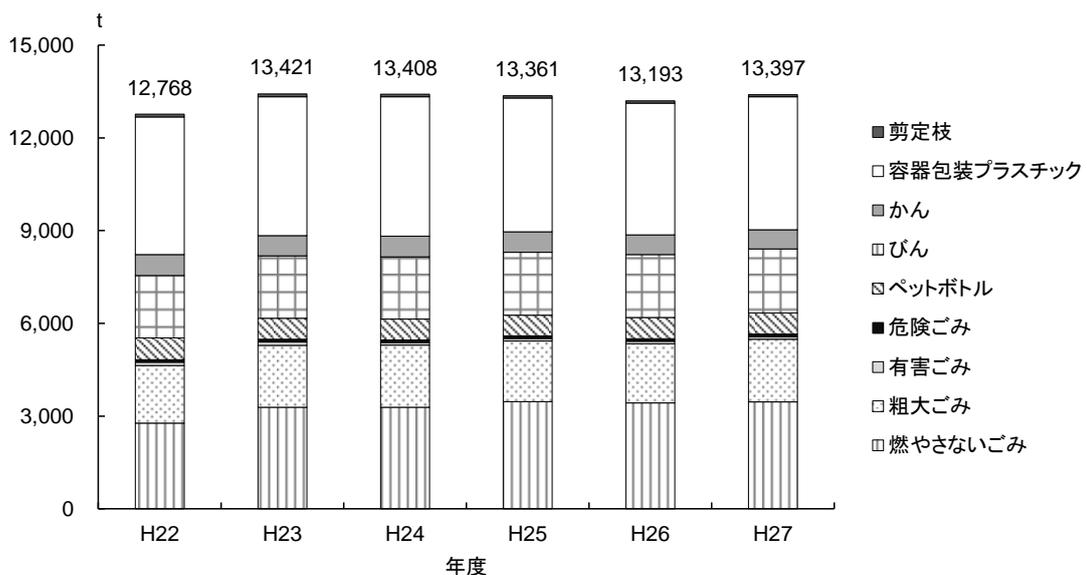


注1 平成 22 年度の直接焼却量：事業系燃やすごみの一部を彩の国資源循環工場において処理したため、当年度の直接焼却量は当該量を引いている。

府中市リサイクルプラザへの搬入量の推移を図表 3-23 に示します。平成 22 年 2 月のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に若干増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

搬入品目の割合については大きな変化は見られません。

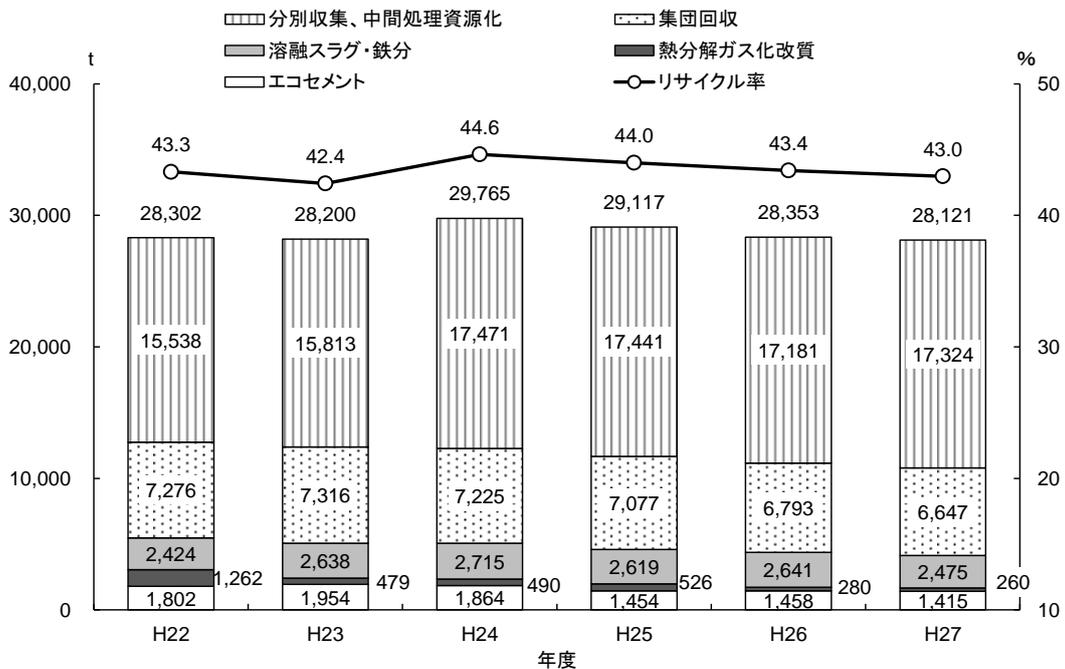
図表 3-23 府中市リサイクルプラザへの搬入量の推移



(3) リサイクル率

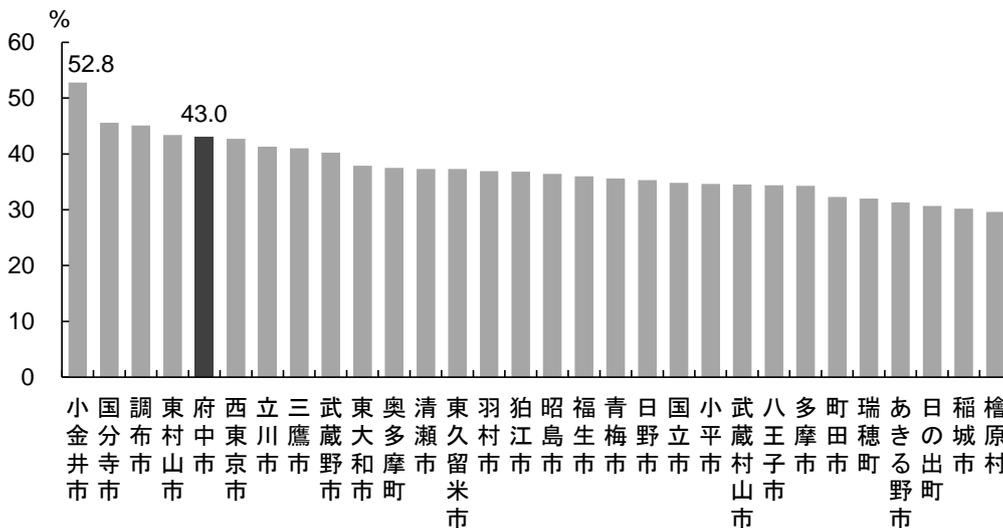
本市のリサイクル率及び資源化量の内訳の推移を図表 3-24 に示します。平成 24 年度にリサイクル率が上昇しましたが、その後は下降しています。また、資源化量のうち分別収集、中間処理後資源化量は増減を繰り返していますが、集団回収などのその他の項目は減少傾向となっています。

図表 3-24 リサイクル率の推移



平成 27 年度における本市のリサイクル率は 43.0%となっており、多摩地域の市町村の中で 5 番目に高い水準でした。

図表 3-25 多摩地域各市町村のリサイクル率



5 最終処分の状況

本市を含めた多摩地域 25 市 1 町のごみは、東京たま広域資源循環組合の谷戸沢処分場や二ツ塚処分場で埋立処分を行ってきました。

谷戸沢処分場での埋立は平成 10 年 4 月に完了しており、現在は、二ツ塚処分場での埋立処分が行われています。また、平成 18 年度からは、埋立量を減らし焼却灰の有効利用を図るため、焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が開始されています。エコセメント化施設の概要を図表 3-26 に示します。

本市は、不燃残さの搬入を行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

図表 3-26 エコセメント化施設の概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚最終処分場内)
敷地面積	施設用地面積 約4.6ha
竣工	平成18年7月
施設規模	焼却残さ(注1)等の処理量 約300t(日平均)
	エコセメント生産量 約430t(日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、熔融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他

注1 焼却残さ: 焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 熔融飛灰: 灰熔融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

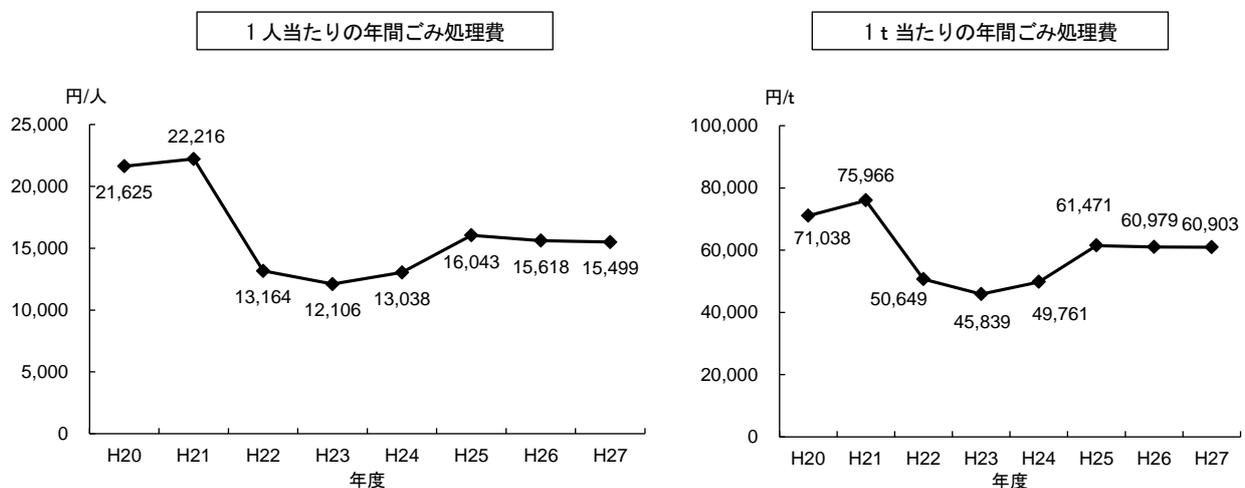
注3 分割埋立: 埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため、平成12年9月より焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始。

6 経費について

環境省一般廃棄物処理実態調査結果に基づき算出した本市のごみ処理経費の推移を、図表 3-27 に示します。平成 27 年度の 1 人当たりの年間ごみ処理費は 15,499 円となっています。推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には増加し、その後は横ばい状況が続いています。

また、平成 27 年度の 1 t 当たりのごみ処理費は、60,903 円で、傾向は 1 人当たりのごみ処理費と同様です。

図表 3-27 ごみ処理経費の推移



図表 3-28 ごみ処理経費の推移

単位：千円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口(人)	246,869	254,397	251,396	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
ごみ排出量(t)	75,150	74,397	65,340	66,470	66,169	66,169	65,303	65,428
建設改良費(組合分担金含む)	5,865	1,149	3,456	6,418	158,606	5,540	36,440	21,906
処理及び維持管理費 計(組合分担金含む)	3,269,311	3,268,386	3,305,934	3,040,529	3,134,057	3,690,242	3,766,899	3,869,028
その他	2,063,313	2,382,102	0	0	0	371,701	178,743	93,855
合計	5,338,489	5,651,637	3,309,390	3,046,947	3,292,663	4,067,483	3,982,082	3,984,789
1人当たりのごみ処理事業経費(円/人)	21,625	22,216	13,164	12,106	13,038	16,043	15,618	15,499
1t当たりのごみ処理事業経費(円/t)	71,038	75,966	50,649	45,839	49,761	61,471	60,979	60,903

7 有価物売払の状況

本市では、府中市リサイクルプラザに搬入されるごみの中から、金属類やびん、新聞紙等の有価物を分別し、民間の再生工場等に売却しています。

有価物売却収入の推移と平成 28 年度実績を図表 3-29 に示します。

図表 3-29 有価物売却収入の推移と平成 28 年度実績

単位：円

	H24	H25	H26	H27	H28
有価物売却収入	71,248,755	70,717,115	82,359,277	89,793,518	81,354,279

(参考) 平成 28 年度内訳

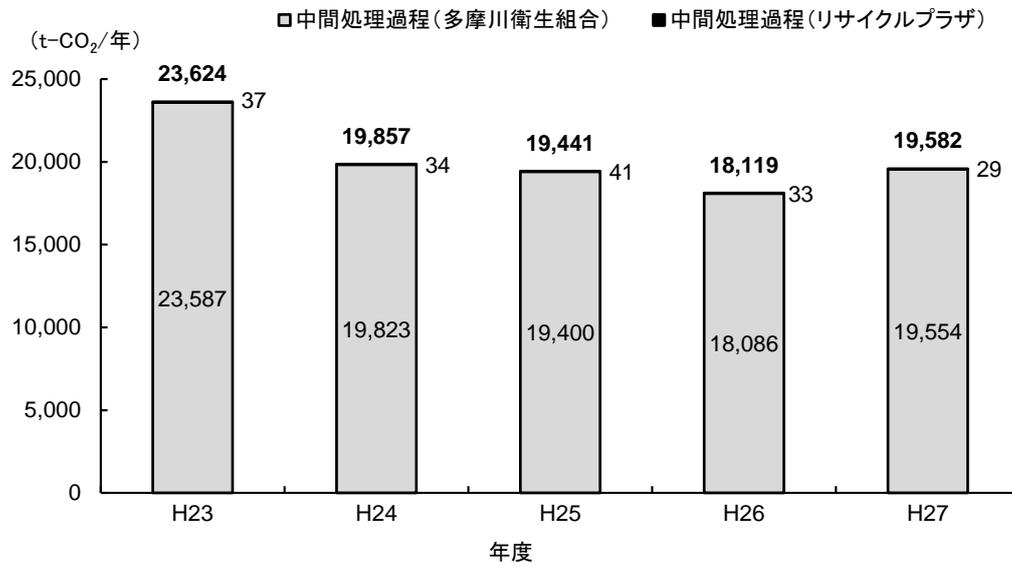
	数量(kg)	金額(円)		数量(kg)	金額(円)
鉄類	957,350	957,350	雑誌	4,081,580	24,489,480
パイク	380	380	ダンボール	1,577,850	12,622,800
破砕鉄	215,380	861,520	紙パック	55,910	391,370
スチール製スプレー缶	45,410	45,410	古布	1,055,040	4,220,160
アルミプレス	288,880	23,821,900	ペットボトル	20,700	111,780
破砕アルミ	48,850	1,954,000	ペットキャップ	3,350	7,235
アルミ製スプレー缶	23,350	76,740	廃食用油	4,884	36,918
コート類	20,250	1,012,500	厚い羽毛ふとん	1,502枚	270,360
Cプレス	259,080	1,036,320	薄い羽毛ふとん	1,860枚	37,200
酒一升瓶	68,440本	68,440	リサイクル自転車	311台	940,000
ビール瓶	15,620本	62,480	再生家具	1,213点	663,776
新聞紙	958,270	7,666,160	合計		81,354,279

8 温室効果ガス排出量

府中市リサイクルプラザでの電力・燃料の使用及び多摩川衛生組合におけるごみの焼却、電力・燃料の使用といった中間処理過程での温室効果ガス排出量は、平成 23 年度 23,624t-CO₂ に比べ、平成 27 年度は 19,582t-CO₂ と約 17%減少しています。

温室効果ガスの推計値を図表 3-30 に示します。

図表 3-30 温室効果ガスの推計値



第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価

1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況

平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32(2020)年度の10年間となっています。計画の基本的な枠組みとして3つの目標値、『ごみ50%削減』、『リサイクル率日本一の実現』及び『すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現』とし、4つの検討課題を踏まえた上で「ごみの排出抑制」、「分別排出管理」、「収集運搬」及び「中間処理・最終処分」の各計画が定められています。(図表 3-31)

図表 3-31 平成22年度策定の一般廃棄物処理計画の施策体系



各施策の評価の概要は次のとおりです。なお評価の詳細は資料編 14 ページの資料 3 を参照してください。

(1) ごみ処理基本計画の目標の達成状況について

ア ごみ量

「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの目標値である 50%削減に対して 37.1%と目標の達成には至りませんでした。「ごみ減量化・資源化の推進」が第 6 次府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は維持しますが、削減目標については見直しも含め慎重な検討を行う必要があります。

イ リサイクル率日本一の実現

リサイクル率については、同規模自治体（約 240 団体）内で常に上位に入っていますが、リサイクル率 1 位の団体とは常時約 10 ポイント程度の差があり、1 位の実現は相当難しいものと考えられます。引き続きリサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するのかについて、慎重な検討を行う必要があります。

ウ すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現

府中市ごみ減量等推進市民会議や府中廃棄物処理事業協同組合打合せ会（七社会）など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働を行いました。市の総合計画においても重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定です。しかし、進捗管理が困難であり、継続する場合、その取扱いについては検討を行う必要があります。

(2) ごみ排出抑制について

事業者による排出抑制の取組としては、事業者への容器包装使用量の削減等の働きかけについては行ったものの、リサイクル推進協力事業者制度の見直し及びエコアクション 21^{*14} 取得の呼びかけについては実施できませんでした。市民や市民団体によるリユース活動の支援を行うとともに、重点施策としていました市民による生ごみ減量の推進のため、生ごみ処理装置の購入補助事業の継続や生ごみ資源循環モデル事業を行いました。補助申請件数については若干停滞しています。将来世代への環境・ごみ教育として、フリーマーケットなどのイベントや施設見学会等の開催、地域説明会など行いましたが、地域ごみ対策推進員^{*15}については年々減少傾向があり、増加する仕組みを検討する必要があります。

(3) 分別排出管理について

分別排出ルールを徹底するため平成 27 年度から指導係を新設して詳細な指導を行いました。集団回収の拡充のため奨励交付金や事業者奨励金について継続しました。在宅医療廃棄物^{*16}の対処方法については現状、医療機関を経由した排出を原則としています。家庭ごみと

*14 エコアクション 21：資料編 37 ページ参照

*15 地域ごみ対策推進員：資料編 38 ページ参照

*16 在宅医療廃棄物：資料編 38 ページ参照

しての排出の可否といった市民からの問い合わせに対しては、その都度検討して回答しており、今後の対応について更に検討を進める必要があります。

(4) 収集運搬について

収集運搬体制の効率化のために行政と事業者間で定期的に打合せを行っており、低公害車の導入についても継続して行っています。家庭系及び事業系ごみの処理手数料の見直しについては、手数料額を見直すところまでは至りませんでした。

(5) 中間処理・最終処分について

クリーンセンター多摩川の安定操業についても、構成市として働きかけを行いました。

府中市リサイクルプラザについては、自転車や家具の修理・再生品の販売を含め安定操業を維持しており、せん定枝再資源化処理事業も開始しました。また、平成 28 年度までの生ごみ資源循環型モデル事業を終了し、その成果を踏まえ、今後の事業形態を検討する必要があります。

なお、最終処分量ゼロは継続しています。

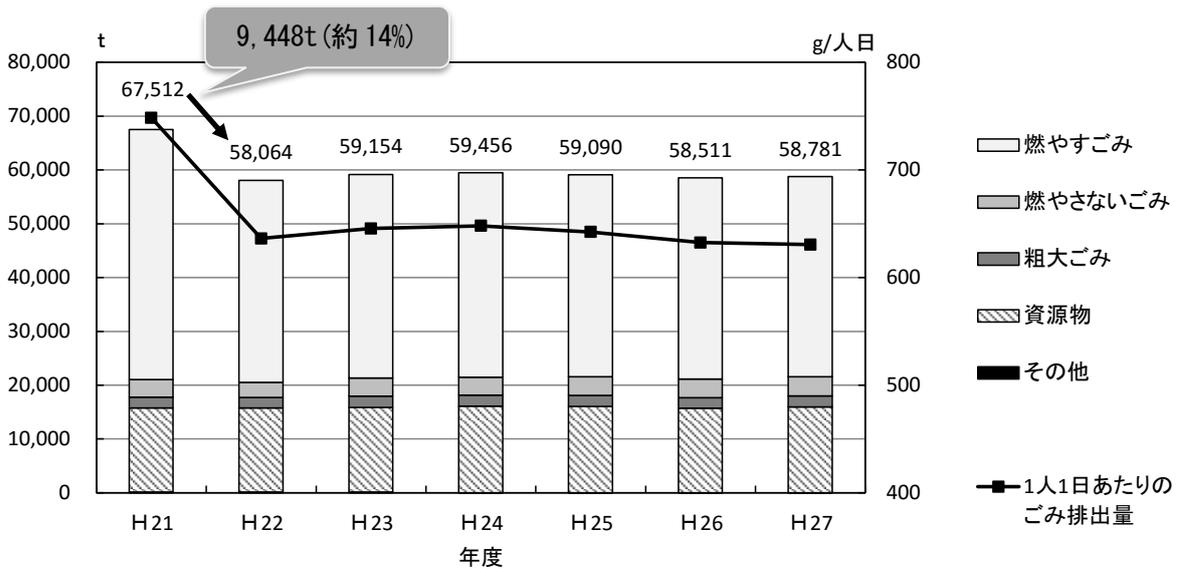
第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題

1 排出段階における課題

(1) 減量推移の鈍化

本市では、平成22年2月に「ごみ改革（ダストボックスの廃止、ごみ袋の有料化、戸別収集の開始）」を行いました。その結果、翌年度の平成22年度で9,448tの削減、約14%（総ごみ量）減と大きく減りました。しかし、平成23年度以降はほぼ横ばいとなっています。

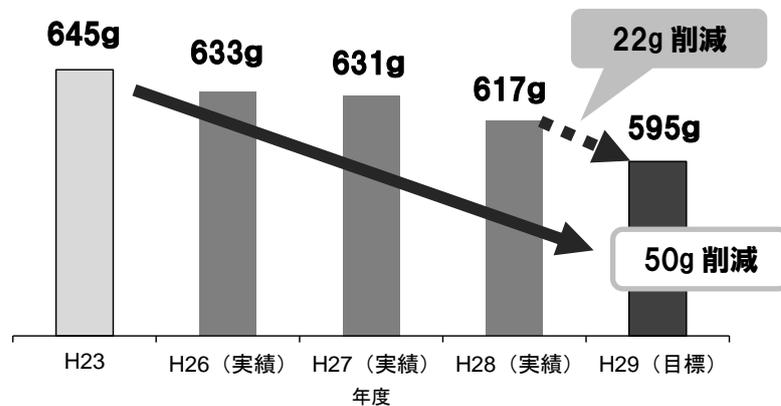
図表 3-32 ごみ量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移



1人1日あたり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

また、第6次府中市総合計画に平成26年度から平成29年度の目標として掲げた、平成23年度における1人1日当たりのごみ・資源物量645gからの50g削減についても、平成28年度現在617gと28g削減となっており、目標である595gの達成に向けては、より一層の削減への取組が求められています。

図表 3-33 目標の達成状況



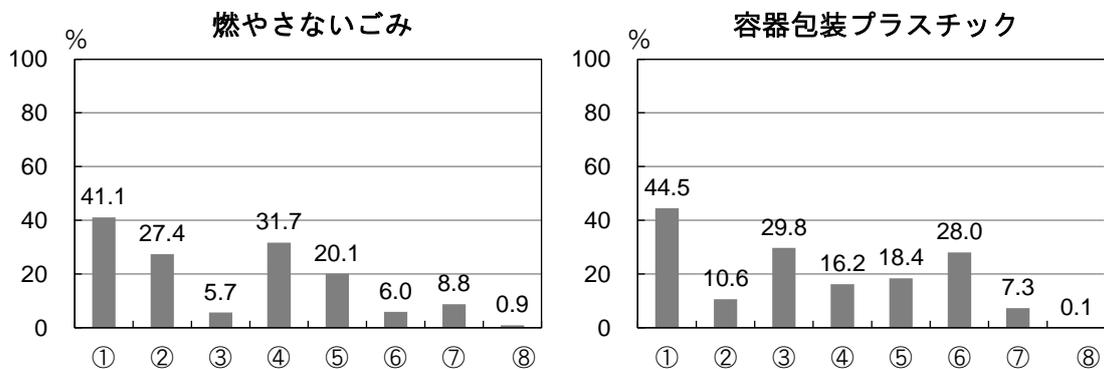
(2) 分別の徹底不足

ア 分かりにくい分別基準（燃やさないごみ、容器包装プラスチック）

市民アンケート調査において、各分別品目について困っていることを質問したところ、ほとんどの項目で「1. 困ることなく分別できる」と回答した割合が 70%を超えたものの、「燃やさないごみ」及び「容器包装プラスチック」については 40%台と低い結果となりました。理由として、「燃やさないごみ」は「4. 素材が分からないものがある」、「2. どの分別区分に該当するか分からない」、「容器包装プラスチック」は、「3. 手間である（洗う、束ねる等）」、「6. どこまで汚れを取ったら良いか分からない」といった意見が多く、該当する分別区分や洗浄の程度等といった基準の分かりやすい解説やその周知が必要です。

図表 3-34 市民アンケート（問2）結果

問 2 以下の品目について、分別の際に困っていることはありますか。ある方は、その理由としてあてはまるものをそれぞれお答えください。（それぞれ○は3つまで）。



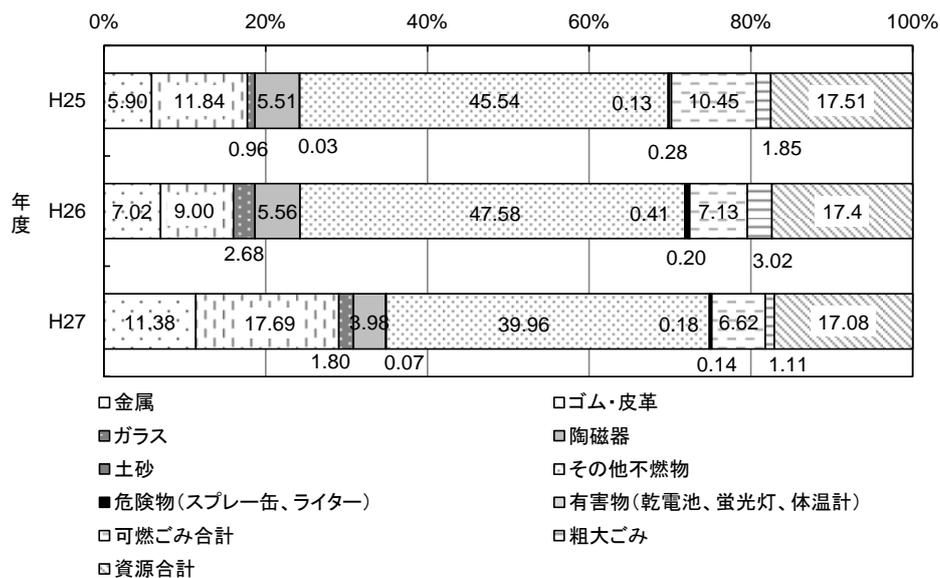
- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 困ることなく分別できる | ② どの分別区分に該当するか分からない |
| ③ 手間である（洗う、束ねる等） | ④ 素材が分からないものがある |
| ⑤ 異なる素材がくっついていて分けられない | ⑥ どこまで汚れを取ったら良いか分からない |
| ⑦ 収集日までの保管場所がない | ⑧ このごみは普段出さない/出したことがない |

イ 資源物の混入

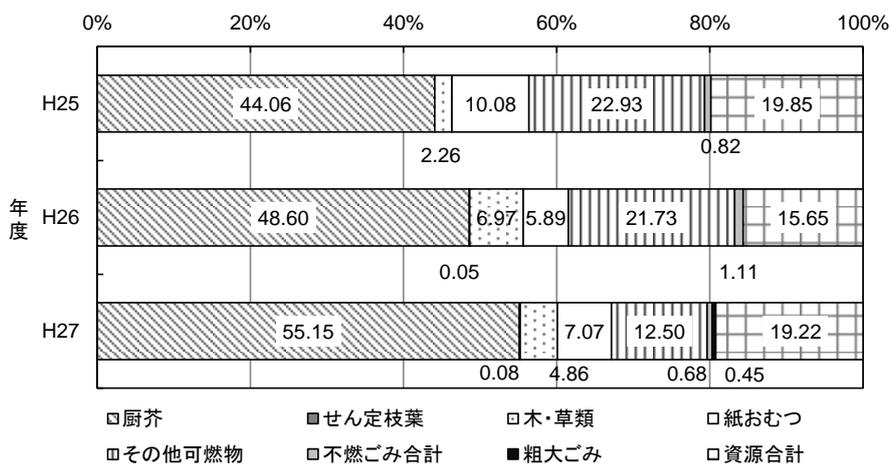
ごみの組成分析調査において、平成 25 年度以降燃やさないごみに含まれる燃やすごみの割合は減少しているものの、資源物については一定の割合を占めており、中でも「容器包装プラスチック」が多く混入しています。また、燃やすごみについても、資源物の混入割合が約 16~20%となっており、特にその他雑がみや新聞紙等が混入しています。

雑がみについては、市民アンケート調査においてどのように排出しているか質問を設け、その結果、「1. 雑誌・雑がみの日に出している」が 75.0%を占めたものの、「2. 燃やすごみの日に出している」という回答も 19.6%を占めました。その理由としては、「3. 量が少ない」（49.0%）が最も多く、次いで「1. 何が雑がみか分からない」（26.1%）となっており、資源化可能なものについては、少量であっても適切に分別排出し、資源物の回収量の向上と資源化を進める必要があります。

図表 3-35 組成分析調査結果（燃やさないごみ）

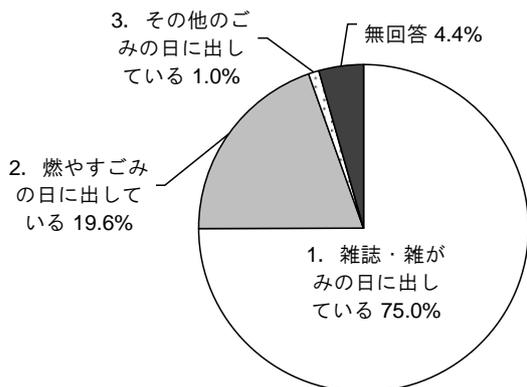


図表 3-36 組成分析調査結果（燃やすごみ）

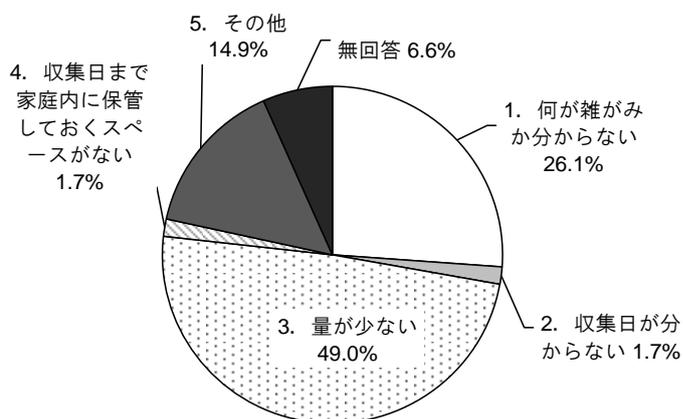


図表 3-37 市民アンケート（問5）結果

問5-1 はがきやトイレトペーパーの芯、封筒、メモ用紙などの雑がみは、どのように出していますか。(○は1つ)



問5-2 [問5-1で2、3に○をつけた方] その理由は、次のどれですか。(○は1つ)



ウ 減量化の徹底不足（厨芥類^{*17}）

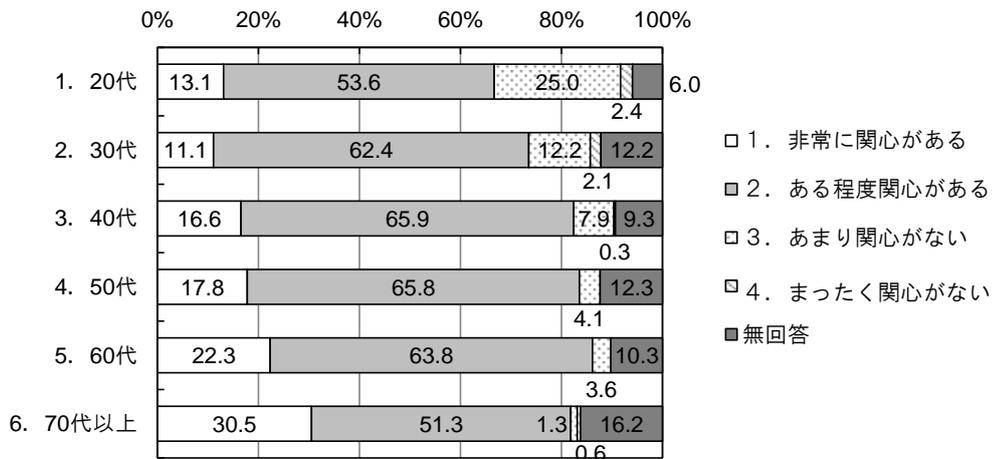
ごみの組成分析調査によると、燃やすごみ中の厨芥^{ちゅうがい}について、ごみを乾燥させる前後の重量で比較した結果、乾燥前は約 266g あったのに対し乾燥後は約 49g となり、重量が約 80% も減少しました。主な要因は水分で、野菜くず自体に含まれるもののほか、調理の際に付着するような場合もあるので、排出時の水切りが不十分であると考えられます。上記の調査結果のような大幅な水分量の減少を必ずしも実現できるわけではありませんが、水切りネット等を使用した水切りを広く浸透させることで、一定の減量化を実現できる可能性があります。

（3）啓発・情報周知の不足

市民アンケート調査において、ごみの分別や 3 R に対する関心を質問し、年齢層で比較したところ、年齢層が高いほど「1. 非常に関心がある」、「2. ある程度関心がある」と答えた割合が高くなりました。「3. あまり関心がない」、「4. まったく関心がない」との回答は 20 代～30 代でやや多くなっています。府中市人口ビジョンによると、本市における転入者は毎年 15,000 人前後となっており、中でも 20 代～30 代が多いことから、他部門と連携して転入者に対する啓発や情報の周知の徹底を行う必要があります。

図表 3-38 市民アンケート（問 1）結果

問 1 あなたは、ごみの分別や 3 R にどの程度関心がありますか。（○は 1 つ）

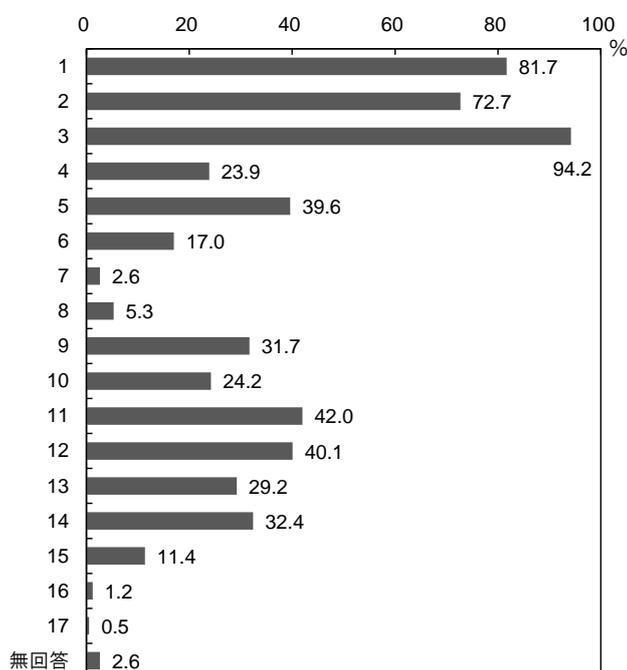


市民アンケートにおいて、市が行っている施策の認知度を質問した結果、「3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行」という回答が 94.2% と最も多く、ついで「1. 広報誌「広報ふちゅう」でのお知らせ」が 81.7%、「2. ごみの情報誌「府中のごみ」の発行」が 72.7% と情報提供等に関わる施策が高くなっています。しかし、多くの施策はいずれも 50% 以下となっており、市民の参画を進めるためにも様々な取組の情報周知も不可欠です。

*17 厨芥類：資料編 39 ページ

図表 3-39 市民アンケート（問7）結果

問7 市が行っている以下の施策について、知っているものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）



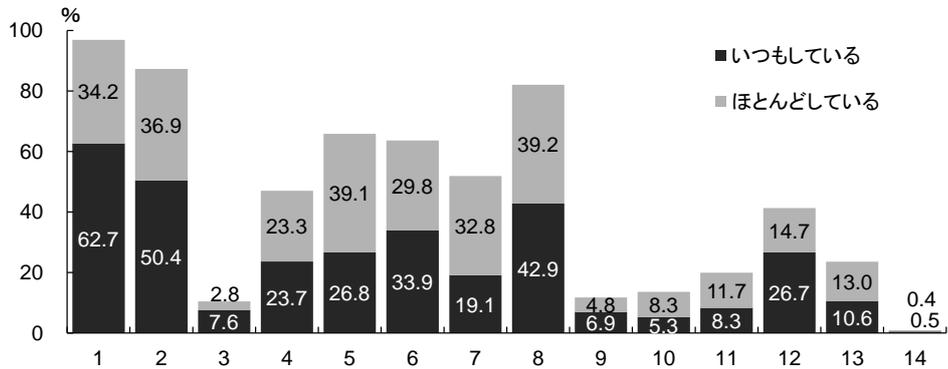
- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 広報紙「広報ふちゅう」でのお知らせ | 2. ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 |
| 3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行 | 4. 生ごみ処理機器 ^{*18} 等の購入費補助 |
| 5. 資源物回収事業（集団回収）の実施 | 6. ごみ処理施設見学会の実施 |
| 7. 親子3R教室の実施 | 8. ごみ減量・3R推進大会の実施 |
| 9. 府中リサイクルフェスタや府中環境まつりの実施 | 10. 再生可能な自転車の修理・販売 |
| 11. 生活用品活用事業（リサちゃんショップけやき） | |
| 12. 再生可能な家具等の販売（リサちゃんショップけやき） | |
| 13. 再生家具即売会（府中市リサイクルプラザ） | 14. 家庭用廃食油の回収（サンデーリサイクル） |
| 15. 小型家電宅配回収（国の認定事業者との連携事業） | 16. 知っているものはない |
| 17. その他 | |

また、ごみの分別や3Rへの取組状況を質問した結果、「1. ごみの分別をきちんとしている」、「2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている」については比較的行っている割合が高いものの、組成調査結果などからもその効果が十分ではないと考えられます。また、「4. マイ箸やマイボトルを使っている」、「6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない」等の日常生活で取り組みやすい項目について、実施割合が高いとは言えない状況にあり、取組の拡大に向けた施策を強化する必要があります。

*18 生ごみ処理機：資料編 39 ページ参照

図表 3-40 市民アンケート（問3）結果

問3 ごみの分別や3Rについて、現在どのようなことにどの程度取り組んでいますか。（それぞれ〇は1つ）

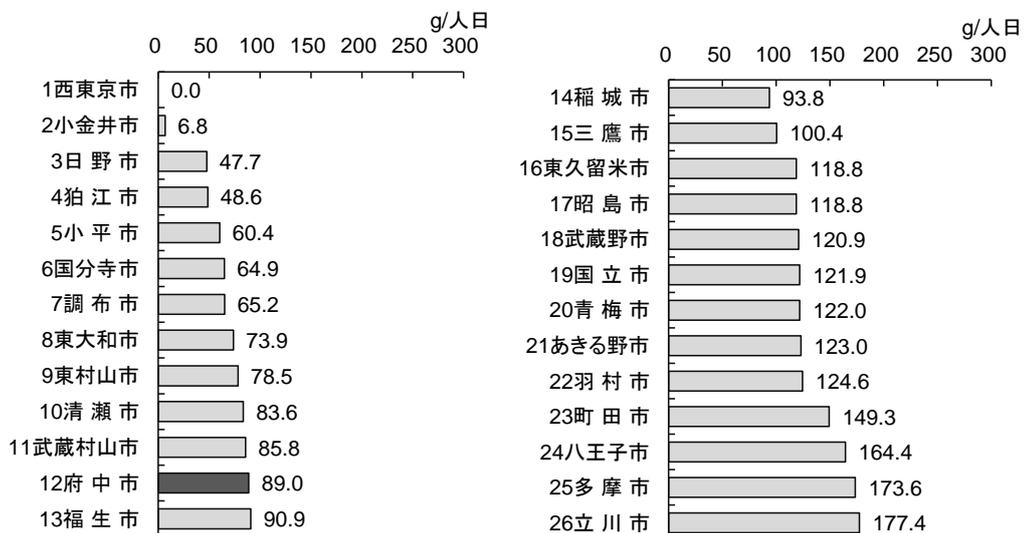


1. ごみの分別をきちんとしている
2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている
3. 生ごみ処理機などを使用し、減量・堆肥化している
4. マイ箸やマイボトルを使っている
5. 食材を買いすぎないようにしている
6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない
7. 使い捨てでなく、長期間使うことのできる商品を選んでいる
8. 詰め替えタイプや繰り返し使用できる商品を選んでいる
9. 小型家電の宅配回収を活用している
10. 不用品はフリーマーケットやリユースショップへ出すなど、リユース（再使用）に努めている
11. 簡易包装など、ごみ減量・資源化に取り組んでいる店舗から買い物をするように努めている
12. 食品トレイや牛乳パック、ペットボトルなどの資源品は、できるだけ販売店へ返却している
13. 地域のごみ減量・資源化の取組みに積極的に参加している
14. 親子3R教室や環境講座へ積極的に参加している

（4）事業系ごみの資源化の推進

近年、事業系ごみの排出量は微減傾向にあり、平成26年度における1人1日当たりの排出量は多摩地域26市の中では12番目で89gとなっています。家庭系可燃ごみと一緒に収集される少量排出事業者からの事業系ごみ（事業系指定袋で排出されているもの）を対象に搬入状況を調査した結果、その他雑がみを含む紙類やプラスチック類等の資源化可能物が混入しており、その割合は最大で15%となるなど、事業系ごみの資源化の推進を進める必要があります。

図表 3-41 事業系ごみ1人1日当たりの排出量の比較（多摩地域26市、平成26年）

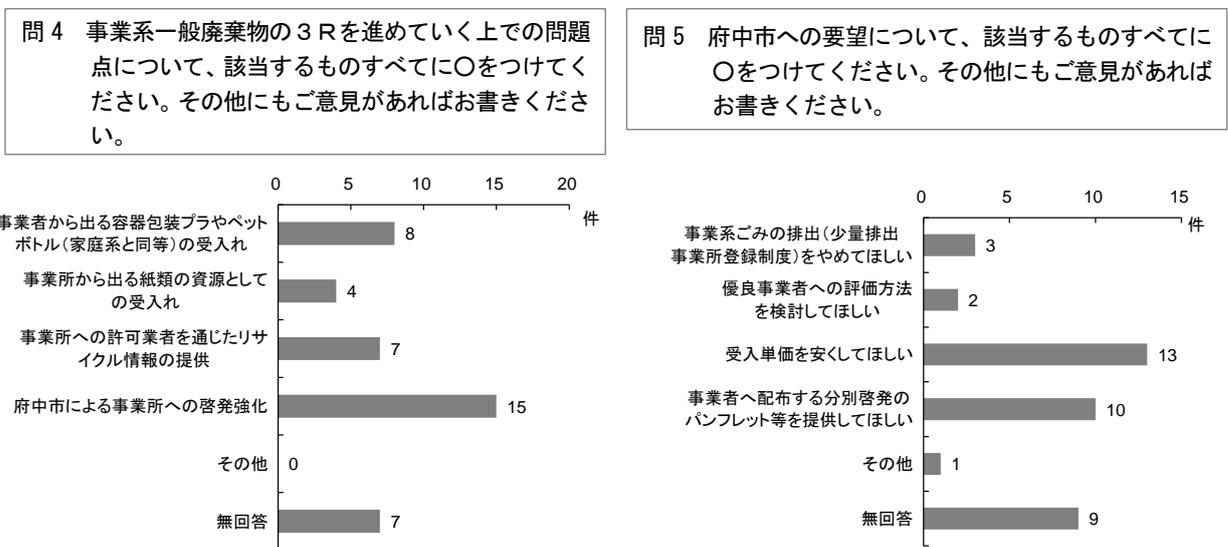


(5) 事業系ごみの分別、適正排出の推進

一般廃棄物収集・運搬業の許可業者へのアンケート・ヒアリング調査の結果から次のような状況があることが分かりました。事業系ごみは許可業者により処理施設へ搬入されていますが、搬入の際、分別が不十分な場合は搬入できないため、許可業者も自主的に排出事業者へ分別排出を随時呼びかけている状況です。近年、事業系ごみの分別状況は良好になってきており、排出事業者のリサイクルに向けた取組も積極的に進められています。しかしながら、事業者の顧客である飲食店やコンビニが排出者の場合、その店舗等において一度排出されたものを再分別することができないため、継続して分別が悪い傾向が見られます。

この点に対する行政側としての状況確認や指導、啓発の強化が必要であると考えられます。

図表 3-42 許可業者アンケート（問4、5）結果



(6) 新たに取り組むべき課題

近年、国や各自治体等において食品ロス削減に向けた取組が推進されていることを受け、今回の市民アンケートでは、食品ロス^{*19}やフードバンク^{*20}、フードドライブ^{*21}活動についても質問を設けました。その結果、「3. 食品ロスが問題になっていることを知っている」との回答が60%を超え、関心の高さがうかがえます。

また、フードバンク活動やフードドライブ活動への参加経験の割合は少ないものの、「9. 食品ロスについて、今後は出来ることをやっていきたい」との回答が50%を超えており、市民や事業者とともに積極的に取り組むことで、ごみの減量につながる可能性があります。

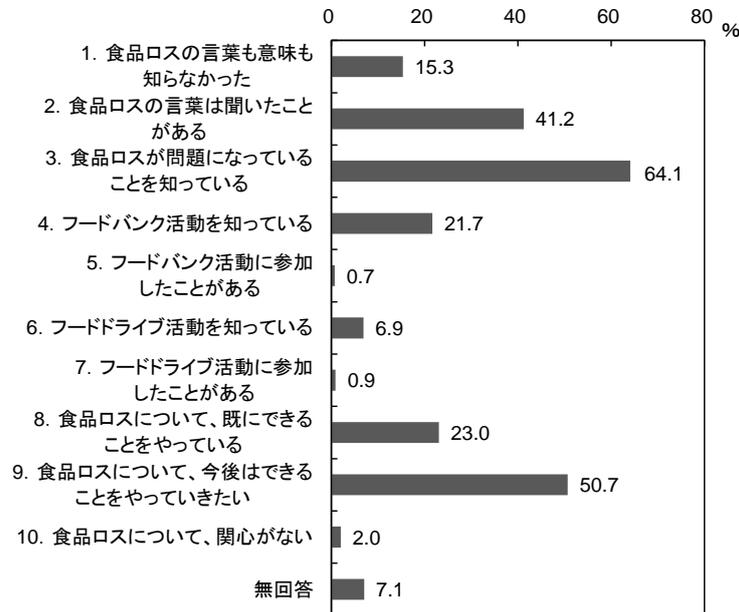
*19 食品ロス：資料編 38 ページ参照

*20 フードバンク活動：資料編 39 ページ参照

*21 フードドライブ活動：資料編 39 ページ参照

図表 3-43 市民アンケート（問 11）結果

問 11 食品ロスについて、該当するものをすべてお選びください。（○はいくつでも）



2 収集運搬に関する課題

家庭系ごみの収集業務については、現在、戸別回収を行っており民間事業者へ委託しています。今後についても、事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低減への取組が必要です。

3 中間処理に関する課題

(1) 焼却施設

本市の可燃ごみは多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っています。灰溶融施設については平成 28 年度中に廃止し、スラグの生産を終了しました。そのため、現在は焼却処理で発生した灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。

今後については、稼働から 19 年が経過するクリーンセンター多摩川の老朽化の状況を踏まえた施設延命化工事も注視しながら、引き続き安定操業に向けた取組を行っていく必要があります。

(2) リサイクル施設

府中市リサイクルプラザは平成 18 年から稼働しており、安定操業の継続に向けて設備のメンテナンスや定期点検を実施し、設備更新の際には効率化を踏まえた検討を行う必要があります。

4 最終処分に関する課題

最終処分量については、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難となっていました。平成 28 年度に灰溶融施設におけるスラグの生産を休止しており、その後については焼却灰及び飛灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。今後も最終処分量ゼロを継続するとともに、エコセメントの有効利用先の確保については注視する必要があります。

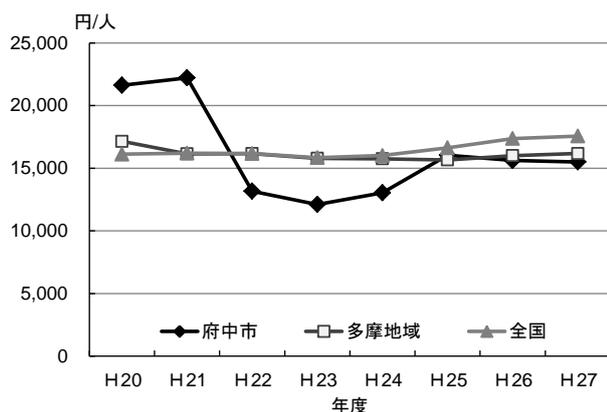
5 廃棄物処理費用に関する課題

1人当たりの年間ごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には約 3,000 円増加しています。全国や多摩地域に比べると、近年は低く抑えられています。

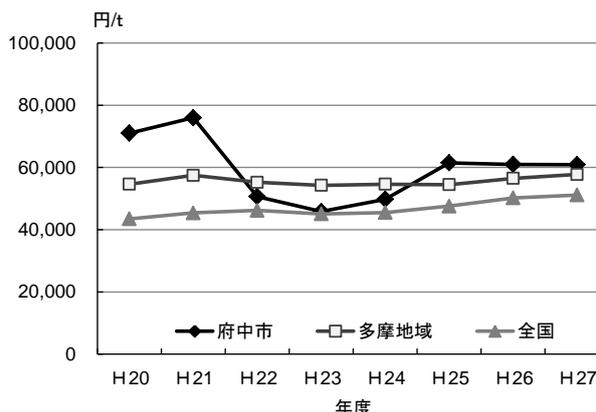
また、1t 当たりのごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少し平成 25 年度に増加する傾向は 1人当たりのごみ処理費と同様ですが、近年については全国や多摩地域とあまり差がない状況にあります。

今後も効率的な清掃事業を継続することにより、市民 1人当たり及び 1t 当たりの処理経費を抑制し、市財政や市民への負担軽減に努める必要があります。

図表 3-44 1人当たりの年間ごみ処理費の推移



図表 3-45 1t 当たりの年間ごみ処理費の推移



図表 3-46 年間ごみ処理費の推移

1人当たりのごみ処理費 (円/人)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
府中市	21,625	22,216	13,164	12,106	13,038	16,043	15,618	15,499
多摩地域	17,140	16,147	16,169	15,786	15,756	15,664	16,005	16,174
全国	16,122	16,201	16,176	15,844	16,009	16,628	17,365	17,564
1t 当たりのごみ処理費の推移 (円/t)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
府中市	71,038	75,966	50,649	45,839	49,761	61,471	60,979	60,903
多摩地域	54,627	57,485	55,222	54,257	54,609	54,480	56,510	57,761
全国	43,487	45,405	46,181	45,070	45,522	47,577	50,226	51,133

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づき算出

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み

1 基本理念

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なく、有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。本市においても、これまでの施策とその成果を踏まえ、引き続き3Rの推進・各主体間の連携に取り組み、市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”をめざします。

市民は、日常生活の中でごみの減量や分別等を、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・リサイクル及び適正な処理に努め、市は、すべての市民・事業者が循環型都市づくりに参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と連携を促します。このように、それぞれが行動し自らの役割を果たすとともに、製品の製造から流通・消費・廃棄に至る様々な過程において各主体が協働することで、更なる3Rの展開や課題解決を図ります。

また、ごみ・資源物の中間処理・最終処分については、近年増加している自然災害への対応も求められており、効率的で安全かつ安定した処理・処分体制の確保を検討していきます。

市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”

2 基本方針

基本方針については、“循環型都市『府中』”の実現に向けた本計画における基本方針は、次の4項目とします。

1. 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開

ごみ量の削減が停滞している現状に鑑み、“ごみそのものを発生させない”ことを重視し、3Rの中でも2R（発生抑制及び再使用）の取組を重点的に展開していきます。

2. ライフスタイルの変革

市民・事業者・行政それぞれの意識が高まるよう、ごみの減量や資源化に対する情報の提供や啓発を工夫し、日常生活や事業活動を見直す行動につなげます。

3. 各主体の役割と協働

3Rの取組は、市民・事業者・行政の各主体が自ら率先して取り組み、担うべき役割を果たさなければなりません。また、より一層のごみの減量・資源化を実現するためには、主体間における連携を図り、協働による施策を展開する必要があります。

4. 安全かつ安定した処理・処分体制の確保

快適で安全な生活環境を維持するため、コストや環境負荷等の多様な視点からごみや資源物の効率的な処理・処分体制の確保に向けた検討を行います。また、災害発生時における安全な処理・処分方法の体制づくりにも努めていきます。

3 ごみ処理基本計画の目標値

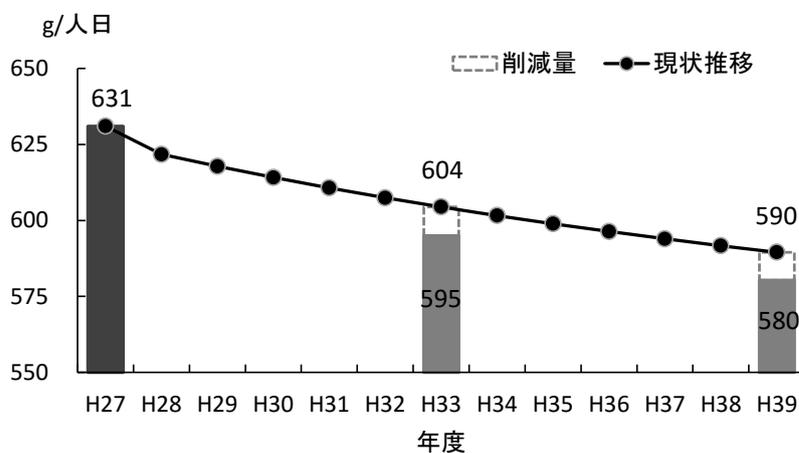
目標値については、平成29年度に策定している第6次府中市総合計画（後期基本計画）（以下「総合計画」といいます。）では、基準年度を平成27年度として、平成33（2021）年度における一般廃棄物に係る3項目の目標値を定めています。

この総合計画は本計画の上位計画に当たるため、本計画における目標値は総合計画を充足するものとします。

なお、平成33（2021）年度以降については、現状推移の減少率に合わせて削減目標を設定します。

1. 市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量

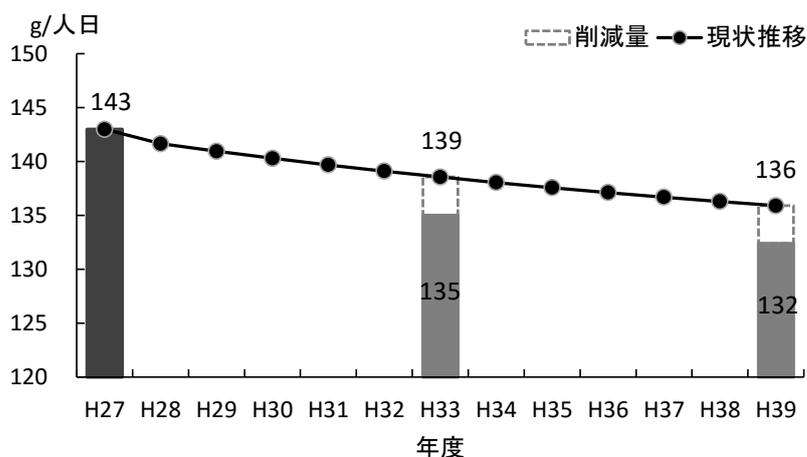
平成27年度現在、ごみ・資源物の排出量は、市民1人1日当たり631gです。平成39（2027）年度までに51g削減し、580gとします。



平成39（2027）年度 580g
（平成27年度 631g からマイナス 51g）

2. 市民1人1日当たりのリサイクルプラザへの搬入量

平成27年度現在、リサイクルプラザへ搬入している量は、市民1人1日当たり143gです。平成39（2027）年度までに11g削減し、132gとします。



平成39（2027）年度 132g
（平成27年度 143g からマイナス 11g）

3. 集団回収に取り組む自治会数（団体）

総合計画（前期計画）において、集団回収事業を積極的に推進してきたことを踏まえ、引き続き集団回収の活性化に向けた取組を推進します。平成 27 年度現在、集団回収を実施している自治会数（団体）は、317 団体です。市内 400 自治会の 85%が取り組むことを目標とし、平成 33（2021）年度までに 340 団体に増加させ、平成 39（2027）年度にかけてはその団体数を維持します。

**平成 39（2027）年度 340 団体
（平成 27 年度 317 団体から 23 団体増加）**

4 ごみ処理基本計画の施策体系

施策体系については、次のとおりです。

図表 4-1 施策体系

1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開	(1) フリーマーケットや不用品交換活動の支援
	(2) PR・広報の充実
	(3) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討
	(4) マイバッグ持参運動等の継続
	(5) 事業系ごみの排出指導徹底
	(6) 資源回収ルート of 整備
	(7) 適正な手数料の検討
	(8) 集団回収の拡充
	(9) 店頭回収の促進
	(10) 食品ロスの削減に向けた取組
2 ライフスタイルの変革	(1) 生ごみ減量の推進
	(2) 将来世代への環境・ごみ教育の実施
	(3) 分別区分と排出方法
	(4) 分別排出ルール of 徹底
	(5) 事業系ごみの分別排出 of 徹底
	(6) マイバッグ持参運動等の継続（再掲）
3 各主体の役割と協働	(1) 容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ
	(2) 国や関係機関に対する要望
	(3) 容器包装材の発生抑制の推進
	(4) 地域ごみ対策推進事業の推進
	(5) 不法投棄対策の推進
	(6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認
	(7) 事業系ごみの収集運搬体制の確認
	(8) 収集運搬による環境負荷の低減
	(9) 安全かつ安定的な処理運搬体制の確保
	(10) 資源物の持ち去り対策
	(11) 高齢化社会への対応
4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保	(1) 在宅医療廃棄物の処理
	(2) 分別区分ごとの中間処理方法の確認
	(3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討
	(4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル
	(5) 最終処分量ゼロの継続
	(6) 中間処理施設等の非常事態時における相互支援
	(7) せん定した枝葉の資源化
	(8) 法定処理困難物等の適正処理

第2節 施策内容について

1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開

(1) フリーマーケットや不用品交換活動の支援

NPO法人が運営参加するリユースショップ「リサちゃんショップ けやき」活動を継続します。また、リサちゃんショップの利用者拡大に向け、広報等を利用して情報を広く周知するなどの対策を検討します。

(2) PR・広報の充実

引き続きごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの更新などに取り組み、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。

また、情報の発信については、市民参加の視点を踏まえたPR・広報の効果的な手法について検討します。

(3) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討

更なる市民の3R活動の推進に向け、既存施策を継続します。市民や事業者が発生抑制・再使用に取り組む動機付けとなるよう、取組を推進する各種制度を検討します。

(4) マイバッグ持参運動等の継続

市民団体・販売店等の協力により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。今後もより広く取組を浸透させるため、市民に対してレジ袋の削減を呼びかける運動を継続します。

また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点からだけでなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

さらに、ごみの発生抑制を促進する観点から、マイバッグに加えてマイボトル等の使用についても啓発を進めます。

(5) 事業系ごみの排出指導徹底

事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。

延べ床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物（約100事業者）に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。

また、事業系有料袋で市のごみ収集に排出する事業者は登録制としており、登録制度を活用した実態把握に基づき、ごみの減量・リサイクルを各事業者に促します。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。

さらに、住宅と併用している事業所についても、ごみ排出の区分化の徹底を指導していきます。

(6) 資源回収ルートの整備

総ごみ排出量の減量には、事業系ごみの減量とリサイクルの推進が不可欠です。延べ床面積1,000m²以上の大規模建築物は、再生利用に関する計画書の提出などにより古紙などの資源化を進めており、事業者が自ら責任を果たしています。

しかし、少量排出事業者の古紙類は、家庭ごみにおける集団回収などの仕組みがないこともあり、決められた量まで市が無料で収集しています。事業系ごみの自己処理責任を徹底するために、古紙類などについては、事業者自らが問屋などへ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行う、などの取組を促します。

また、積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者を紹介することにより、市民の関心を高め、事業者の取組を喚起します。

(7) 適正な手数料の検討

家庭ごみの収集有料化導入の効果について適宜チェックを行い、必要に応じて適正な収集手数料について検討を行います。事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、周辺自治体の状況等も考慮しながら、適正な収集手数料について検討を行います。

(8) 集団回収の拡充

市による資源物の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかるため、市場性のある資源物については、可能な限り民間の活力の中でリサイクルすることで、市の処理費用の低減につながり、さらに市民のごみ減量意識の啓発にもつながります。

本市の1人当たりの集団回収量は、多摩地域の中でも高い水準にありますが、今後は、集団回収実施者の高齢化などの影響により、回収量の減少が懸念されます。集団回収量の高い水準を維持・拡充するため、集団回収の利点や排出場所などを市民に周知します。

また、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討します。

これら情報等の周知と併せ、本計画の目標にも掲げている集団回収に取り組む自治会数(団体数)を増やす取組を検討します。

(9) 店頭回収の促進

市による資源物の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかります。住民が自ら、食品トレイやペットボトルを買った店舗に持ち込み、販売事業者がリサイクルすることは、市の処理費用の低減につながり、販売事業者にとっても容器包装リサイクル法での費用負担の軽減や環境に配慮した事業者という企業イメージの向上につながります。こうした店頭回収を実施している販売事業者の情報を提供します。また、より多くの市民に向けて、回収店舗や品目について効果的に周知できる、情報発信手段を検討します。

(10) 食品ロスの削減に向けた取組

「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」、「生ごみは一絞りにして水分をとる」といった生ごみそのものの発生を抑制するため、料理や買い物の工夫など自ら実践できる方法や「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報を様々な媒体を通して実施します。

また、外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しが多くなりやすい宴会時において、最初の30分、最後の10分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動「30・10運動」を推進します。飲食店に対しては、量より質を重視したメニューや小盛りメニューの提供、食べ残しの持ち帰りへの対応等について働きかけを行います。

さらに市民や事業者に向けて、フードドライブ、フードバンク活動(食品としての品質には問題ないものの、さまざまな理由で廃棄される食品の寄付を募り、必要とする団体組織や家庭に無償提供する活動)について、その仕組みや市内及び近隣での実施情報について広く周知します。

2 ライフスタイルの変革

(1) 生ごみ減量の推進

生ごみの発生を抑制するため、買い物や調理の仕方など日常生活で取り組むことができることや「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」視点も踏まえたPRや広報を様々な媒体を通して実施します。

また、生ごみの発生抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器^{*22}や生ごみ処理機の購入については補助制度を継続するとともに、平成29年4月からの3年間は、補助金額の引き上げを実施します。また、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行うなど、地域ごみ対策推進員などの協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

(2) 将来世代への環境・ごみ教育の実施

リサイクルフェスタや地域まつりなど既存の取組を継続して実施するとともに、地域ごみ対策推進員などのごみ減量を実践する市民が、市が実施する出前講座等に積極的に参加するなど、取組の拡充を図ります。

また、環境学習講座やリサイクル教室等については、児童・生徒にも分かりやすく、興味が持てるよう工夫するとともに、学校・関係機関と連携し、出張授業の開催など、環境教育・環境学習を進めていきます。

(3) 分別区分と排出方法

家庭ごみの分別区分・排出方法は図表4-2のとおりとします。なお、ごみ・資源物の処理方法の変更や、新たな資源化の調査研究の状況に応じて、分別区分・排出方法について検討し、見直しを行います。

事業系ごみは自己処理を原則としますが、1回の排出量が10キログラム未満の少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出を継続します。

^{*22} 生ごみ堆肥化容器：資料編39ページ参照

図表 4-2 分別区分と排出方法

区分	内容	排出方法
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類など	市指定有料袋(緑色)
燃やさないごみ	プラスチック製品、金属製品、ゴム製品、ガラスなど	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装	市指定有料袋(ピンク色)
粗大ごみ	最大辺 40cm(電気製品は 30cm)以上のもの	有料の粗大ごみシールを貼付 ※せん定枝は長さ 60cm 径 30cm 以内の束 ※5 束まで無料
雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、チラシ類など	雑誌:ひもで十字に縛る 雑がみ:雑誌に挟むか、(紙袋に入れ)ひもで十字に縛る シュレッダー紙:紙袋又は透明・半透明の袋
紙パック	飲料用の紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	新聞紙	
段ボール	段ボール	
古布	古着、古布	透明・半透明の袋に入れひもで十字に縛る
びん	化粧品びん、飲料用びん	かごなどの容器
かん	飲料用の金属缶	かごなどの容器
ペットボトル	容器包装リサイクル法指定のペットボトル	かごなどの容器または透明・半透明の袋
有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計	かごなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	スプレー缶、ライター	
おむつ	子ども用・介護用などのおむつ	透明・半透明の袋
落ち葉・下草	落ち葉、下草	透明・半透明の袋
廃食用油	使用済み食用油	各文化センターへ持ち込み
使用済みはがき	使用済みのはがき、封筒	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持ち込み

(4) 分別排出ルールの徹底

ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等の各種広報媒体を活用して、分別排出ルールを分かりやすく周知し、各家庭による正しいごみの排出を働きかけます。特に燃やすごみの中に、多く含まれている資源化できる紙類や、排出区分が分かりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を充実します。また、特に若年層への啓発の強化を視野に入れ、スマートフォン向けのごみ分別アプリの導入を検討します。

また、近年、市が指定している業者以外の業者等が新聞などの資源物を持ち去る行為が増えています。資源物は市の貴重な財源であり、住居への不法侵入や交通ルール無視などの法律違反を招きます。こうした行為を防ぐため、本市では、警察と連携した資源物の持ち去りに対し、持ち去り防止パトロールを実施しており、今後も継続して行います。

集合住宅に対しては、住民の転出入が多いため、転入時の指導を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない 10 世帯以下の集合住宅などについては、地域ごみ対策推進員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。

ルール違反で排出されるごみについては、収集作業員はルール違反シールを貼り、収集せずに市指導員が違反者に対して指導を行います。

一方、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅に対しては、その取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知します。

(5) 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみの分別状況については適宜確認し、問題点の把握に努めるとともに、改善に向けて必要な情報の提供等に取り組み、事業者の分別排出意識の向上を図ります。

少量排出事業者から排出される事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に分別排出にかかる啓発に努めます。また、許可業者にごみの収集・運搬を委託する事業者に対しても、分別が不十分な傾向が継続する等の場合には、啓発を強化する等の対応を検討します。

(6) マイバッグ持参運動等の継続（再掲）

市民団体・販売店等の協力により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。今後もより広く取組を浸透させるため、市民に対してレジ袋の削減を呼びかける運動を継続します。

また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点からだけでなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

さらに、ごみの発生抑制を促進する観点から、マイバッグに加えてマイボトル等の使用についても啓発を進めます。

3 各主体の役割と協働

(1) 容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ

「店頭回収の品目が豊富」、「量り売りに取り組んでいる」や「ごみが少ない売り方」といった市民や事業所に有益な情報について、積極的なPRを継続します。

また、市内の店舗と協議を行いながら、次の取組を販売事業者に促します。

ア レジ袋の削減、ばら売りの推進など容器包装使用量の削減

イ 詰め替え容器や再生品、グリーンマーク^{*23}商品など、環境に配慮した商品の積極販売

削減の働きかけの対象となる店舗は、スーパーマーケット等の大型店や商店会などから始め、徐々に拡大します。

(2) 国や関係機関に対する要望

拡大生産者責任^{*24}の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要請を行います。

(3) 容器包装材の発生抑制の推進

買い物の際のマイバッグ持参やばら売り・量り売りでの商品購入、店頭回収の利用など、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を市民に呼びかけます。

(4) 地域ごみ対策推進事業の推進

地域のごみ対策推進員をごみの3R推進のリーダーとして位置付け、研修の充実を図ります。

^{*23} グリーンマーク：資料編 37 ページ参照

^{*24} 拡大生産者責任：資料編 37 ページ参照

(5) 不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境を作ることが大切です。きれいな場所には、不法投棄をしにくいため、地域住民へボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、きれいな環境を保つとともに、投棄された場合には、迅速に片付けるなどの対応が必要となります。特に、不法投棄が多い地域については、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。また、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高めていく取組を進めます。

(6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認

ごみ・資源物の収集運搬体制は図表 4-3 のとおりとします。

なお、廃棄物会計分析については、これまでの本市における分析手法や他自治体における実施状況等を踏まえ、実施の必要性を検討します。

収集運搬の適切な体制については、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施していきます。

図表 4-3 収集運搬体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考
燃やすごみ	委託	パッカー車による収集	週に2回	市指定有料袋(緑色)、おむつ、落ち葉・下草類(透明・半透明)も同時収集
燃やさないごみ			2週に1回	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック			週に1回	市指定有料袋(ピンク色)
雑誌・雑がみ			2週に1回	
紙パック			週に1回	
新聞			4週に1回	
段ボール			2週に1回	
古布			週に1回	
かん			各2週に1回	
ペットボトル				
びん			各4週に1回	
有害ごみ				
危険ごみ				
粗大ごみ	委託・持込	ダンプ車による戸別収集	申込制、指定期収集	
せん定した枝	委託	ダンプ車による拠点回収	月に1回	
家庭廃食油	持込		随時	

(7) 事業系ごみの収集運搬体制の確認

事業系ごみの少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋の収集体制を継続しますが、収集運搬や中間処理等の負荷の軽減、効率化に向け、実績の検証等を行っていきます。

(8) 収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の低減を図ります。

(9) 安全かつ安定的な処理運搬体制の確保

ごみ・資源物の収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが、他のごみに混入し、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源物の収集体制を確保します。

(10) 資源物の持ち去り対策

近年、市が指定した業者以外の業者等による新聞などの資源物の持ち去りが増加しています。資源物は市の貴重な財源であり、持ち去り行為は住居不法侵入や交通ルール無視などの法律違反につながることもあります。市では、関東製紙原料直納商工組合等と「古紙の持ち去り防止に関する協働・連携協力協定」を締結し、市のパトロール車両及び収集運搬車両へのステッカー貼付により車両の見分けを明確にするなど、市民へ注意喚起するとともに、集団回収に登録している回収車は、市の許可を得ていることを明示する等の工夫をしています。

また、警察と連携して持ち去り防止パトロールを行っており、今後も取り締まりを継続します。市民に向けては、古紙等の持ち去り防止として、集団回収や新聞販売店の回収の利用を推進するほか、資源物については、前日や夜中にはなるべく出さない（朝8時までに出す）ことを周知していきます。

なお、市が回収するものであることを明確にするため、束ねた新聞の上に「持ち去り禁止」の用紙（ホームページからダウンロード可能）の掲示を推進しています。

(11) 高齢化社会への対応

本市では、市民や事業者とともに推進する協働のまちづくりの一環として、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、「地域の見守り活動に関する協定」を府中廃棄物処理事業協同組合等と締結しています。高齢者や障害のある方、児童、生徒その他の市民に関して何らかの異変を察知した場合には警察や消防、地域包括支援センターへ連絡する等の必要な措置を講じることになっており、このような取組について、市民や事業者にも広く周知していきます。

また、ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者世帯に対しては、関係部局と連携し、排出の支援、安否確認等を合わせた支援策について積極的に検討します。

4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保

(1) 在宅医療廃棄物の処理

家庭から排出される在宅医療廃棄物については、高齢化の進行により今後も増加すると予想されます。収集運搬における安全性及び適正処理の確保に向け関係機関等と協議し、収集の可否の検討と排出のルールづくり及びその周知に取り組みます。

(2) 分別区分ごとの中間処理方法の確認

分別区分ごとの中間処理方法は図表 4-4 のとおりです。

図表 4-4 中間処理方法

分別区分	中間処理方法	処理主体
燃やすごみ (おむつ、落ち葉・下草含む)	焼却処理・エネルギー回収	広域処理 (クリーンセンター多摩川)
燃やさないごみ	破碎・選別・減容処理	市処理 (府中市リサイクルプラザ)
粗大ごみ	破碎・選別・減容処理 再生可能なものは修理・再生	
容器包装プラスチック	選別・圧縮処理	
びん、かん、ペットボトル	選別・圧縮処理	
危険ごみ	選別・保管	市委託業者による処理
有害ごみ	選別・保管	市委託業者による資源化
紙類・布類	(古紙問屋へ直接搬入)	市委託業者による選別・売却
廃食用油	(民間施設へ直接搬入)	市委託業者による資源化
せん定した枝	チップ化处理	市委託業者による資源化
使用済小型家電	(宅配便による業者への排出)	市委託業者による資源化

本市では、小型家電に含まれる希少資源の有効活用に向けた取組の一つとして、宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結し、平成 29 年度から回収を開始しています。今後は、利用者の拡大に向けて市民への周知を継続します。

また、使用済小型家電のイベントでの回収については、市場の動向等をみながら回収方法等について検討します。

リサイクル技術は年々向上しており、新たに資源物として処理できるものについては、積極的に資源化に取り組みます。

(3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討

府中市リサイクルプラザが、災害や事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やさないごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチック・びん・かんなどの資源物の処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

府中市リサイクルプラザは、稼働から 10 年が経過しており、継続して処理を行っていくためには、設備機器や施設の更新等が必要になると考えられます。設備更新を検討する際には、その他の施設の整備状況もみながら、計画的な整備更新を図ります。

(4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル

クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っており、今後も現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続します。本市のごみの安定的処理に向けて、構成市としてクリーンセンター多摩川の施設延命化工事にも注視しながら、安定操業の働きかけを引き続き行っていきます。

クリーンセンター多摩川における焼却処理によって発生する灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で行っているセメント化を継続します。

(5) 最終処分量ゼロの継続

資源物の分別徹底と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。また、多摩川衛生組合や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰のエコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

(6) 中間処理施設等の非常事態時における相互支援

府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川などの中間処理施設等について、災害発生時には、他自治体や関係団体との広域支援体制を維持し、相互に支援・連携に努めます。また、災害発生時の対応等については災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

(7) せん定した枝葉の資源化

せん定した枝葉については、民間処理施設を活用した資源化（チップ化や炭化など）を継続します。

(8) 法定処理困難物等の適正処理

国が指定する適正処理困難物（スプリング入りマットレスを除く。）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など）、各業界の自主回収品（消火器など）、中間処理施設等の受入基準に適さないもの（畳、コンクリート製品など）については、本市では処理を行わないこととし、処理業者を紹介するなど排出者へ適正な排出及び処理の促進を継続します。

第3節 ごみ処理基本計画の推進に向けて

1 地域活動の充実

本計画の推進は行政のみでは限度があります。様々な取組において市民や事業者、各種団体の皆さんと連携・協力しながら進めていく必要があります。

地域ごみ対策推進員、文化センターを圏域としたごみ対策推進員協議会の活動を通じ、地域におけるごみ減量・資源化の取組を充実します。特に、本計画に掲げられている次の項目については、研修等を通じて推進員間の理解を深め、地域の状況に応じた創意工夫ある取組につながるよう促します。

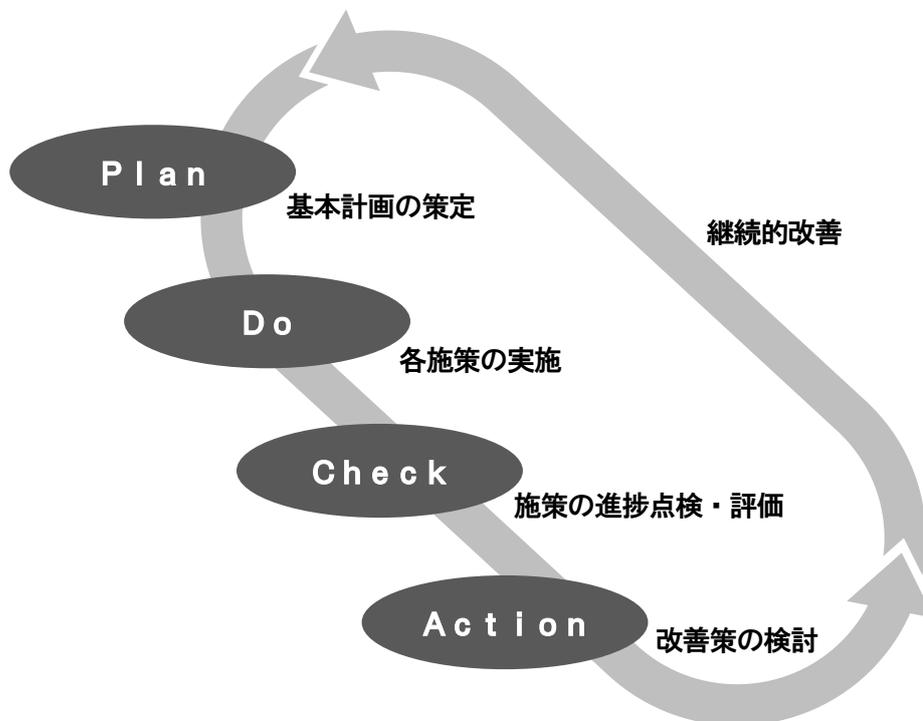
- ・分別排出ルールの徹底
- ・生ごみ減量の推進
- ・集団回収の拡充
- ・不法投棄対策の推進

2 PDCAによる計画推進

市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められます。ごみ処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行うとともに、それらの施策が環境負荷の低減やごみの減量に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進に当たり、ごみ発生抑制・リサイクルの目標及び環境負荷に係る指標などを参考に、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。事業経費については、国が策定する一般廃棄物会計基準を取り入れる等、客観的な把握に努めることで、事業運営のあり方やごみ減量施策などに関する費用対効果の検証を行います。

図表 4-5 PDCAサイクル



第5章 生活排水処理基本計画

第1節 し尿・汚泥処理の現状

1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移

平成18年度から平成27年度までの過去10年間における水洗式、くみ取り式及び単独浄化槽の収集人口及び世帯数の推移を図表5-1に示します。平成27年度現在の世帯水洗化率は99.96%に達しており、くみ取り式及び単独浄化槽の使用世帯割合は0.04%です。

図表 5-1 生活排水収集の方式別普及状況

年度	区分	水洗式		くみ取り式		単独浄化槽式	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
H18		112,280	242,304	77	145	44	158
	普及率	99.89%	99.87%	0.07%	0.06%	0.04%	0.07%
H19		113,974	244,416	71	122	34	84
	普及率	99.91%	99.92%	0.06%	0.05%	0.03%	0.03%
H20		115,632	246,978	64	123	33	82
	普及率	99.92%	99.92%	0.05%	0.05%	0.03%	0.03%
H21		117,346	249,819	51	104	31	73
	普及率	99.93%	99.93%	0.04%	0.04%	0.03%	0.03%
H22		118,491	251,273	45	103	9	20
	普及率	99.95%	99.95%	0.04%	0.04%	0.01%	0.01%
H23		118,381	251,575	45	99	8	17
	普及率	99.95%	99.95%	0.04%	0.04%	0.01%	0.01%
H24		117,068	252,438	47	88	8	13
	普及率	99.95%	99.96%	0.04%	0.03%	0.01%	0.01%
H25		118,804	253,438	39	79	8	13
	普及率	99.96%	99.96%	0.03%	0.03%	0.01%	0.01%
H26		120,219	254,893	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H27		121,852	257,020	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%

2 し尿・浄化槽汚泥発生量

平成 18 年度から平成 27 年度までの過去 10 年間におけるくみ取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、図 5-2 に示す通りです。平成 27 年度のし尿・浄化槽汚泥発生量は 382kl となっており、年々発生量は減少しています。

図表 5-2 し尿、浄化槽汚泥発生量

(単位:kl)

区分 年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H18	198	278	47	523
H19	185	287	31	503
H20	176	269	25	470
H21	177	252	31	460
H22	186	294	19	499
H23	126	287	36	449
H24	115	280	15	410
H25	94	269	18	381
H26	80	252	30	362
H27	72	295	15	382

3 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法については、図表 5-3 に示すとおりです。

図表 5-3 収集・運搬方法

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	1回/月
	事業所等	委託	随時
浄化槽 汚泥	一般家庭	委託	随時
	事業所等	委託	随時

4 処理・処分

収集されたし尿・浄化槽汚泥は公共下水道に投入しています。

第2節 生活排水処理基本計画

1 し尿・汚泥処理計画

(1) し尿・汚泥処理の目標

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%水洗化を目指して、すべて下水道で処理することを目標とします。

(2) し尿・汚泥の処理主体

公共下水道の整備を維持しつつ、未水洗化世帯に対して、水洗化の導入を図ります。今後のし尿、汚泥処理主体は、図表5-4に示すとおりです。

図表 5-4 し尿、汚泥処理主体

処理施設	生活排水の対象	処理主体（計画）
下水道	し尿及び生活排水	東京都及び府中市

(3) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、完全水洗化率100%の達成を目指して、市の公表等による未水洗化世帯に水洗化への切り替えの呼びかけ等を継続して実施します。

2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・汚泥の処理量の推計結果は図表5-5に示すとおりです。

図表 5-5 し尿、汚泥処理量の推計

(単位:kl)

年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H28	69	278	23	370
H29	64	278	23	365
H30	60	278	23	361
H31	57	278	23	358
H32	53	278	23	354
H33	50	278	23	351
H34	47	278	23	348
H35	45	278	23	346
H36	42	278	23	343
H37	40	278	23	341
H38	38	278	23	339
H39	36	278	23	337

※事業系し尿、浄化槽汚泥は平成23～27年度の実績平均値を使用した。

資 料 編

資料 1 課題と施策の対応表	資 1
資料 2 市民アンケート調査概要	資 3
資料 3 組成分析調査	資 14
資料 4 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート	資 16
資料 5 各施策の取組状況のデータ	資 27
資料 6 ごみの将来推計について	資 32
資料 7 用語集	資 37

資料 1 課題と施策の対応表

旧計画における課題の把握 (p.34～「ごみ処理基本計画見直し に向けた課題」)		掲載 ページ	課題の内容
1 排出段階における課題			
(1)減量推移の鈍化	p. 34	ごみ量 50%削減については、「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの、目標の達成には至らなかった (37.1%削減)。	
(2)分別の徹底不足			
ア 分かりにくい分別基準 (燃やさないごみ、容器 包装プラスチック)	p. 35	燃やさないごみと容器包装プラスチックでは、市民アンケートで「困ることなく分別できる」と回答した市民の割合が他の分別区分よりやや低かった。	
イ 資源物の混入	p. 35	燃やすごみの中に雑がみや新聞紙等が混入している。少量であっても適切に分別排出し、資源物の回収率の向上と資源化を進める必要がある。	
ウ 減量化の徹底不足 (厨芥類)	p. 37	燃やすごみ中の厨芥類については水切りが不十分であると考えられ、これを広く浸透させることでさらなるごみの減量の可能性がある。	
(3)啓発・情報周知の不足	p. 37	ごみの分別や 3R に対する関心については、高い年齢層と比較すると若年層でやや低い傾向がある。対応策として若年層転入者に対する啓発や情報周知の徹底が考えられる。	
(4)事業系ごみの資源化の推進	p. 39	少量排出事業者が排出するごみには紙類やプラスチック類等の資源化可能物の混入が見られるため、事業系ごみの資源化推進を進める必要がある。	
(5)事業系ごみの分別、適正排出の推進	p. 40	許可業者にごみの収集・運搬を依頼している排出事業者のごみ分別状況が、一部の業種において継続して不十分な傾向が見られ、行政による確認や啓発の強化が必要である。	
(6)新たに取り組むべき課題	p. 40	市民アンケートの結果によると食品ロス問題に対する市民の関心が高く、今後この問題に市民や事業者とともに取り組むことが新たなごみ減量策となり得る。	
2 収集運搬に関する課題	p. 41	家庭ごみ収集業務委託については、今後とも事業者との定期的な協議を通じて、効率的な収集運搬と環境負荷の低減に取り組むことが必要である。	
3 中間処理に関する課題			
(1)焼却施設	p. 41	多摩川衛生組合においてはスラグ生産を終了し、灰全量を他施設でエコセメント化している。今後は延命化工事にも注視しつつ、安定操業に向けて取り組む。	
(2)リサイクル施設	p. 41	リサイクルプラザにおいては設備のメンテナンスや定期点検を実施しているが、設備更新の際には効率化を踏まえた検討が必要になる。	
4 最終処分に関する課題	p. 42	東京たま広域資源循環組合エコセメント工場に灰全量を搬入することで最終処分量ゼロを継続しつつ、エコセメントの有効利用先の確保に注視する。	
5 廃棄物処理費用に関する課題	p. 42	市民 1 人あたり及び 1 t あたりの年間ごみ処理費を抑制しながら今後も効率的な清掃事業を継続し、市財政や市民への負担軽減に努めることが必要。	
(課題なし)			

新計画における施策の設定 (p.48～「施策内容について」)		掲載 ページ	施策の内容
目標値 2 市民 1 人当たりのごみ・資源物の排出量 (g/人日)	p. 45	平成 27 年度を基準年度とし、平成 39 年度に 580 g (平成 27 年度を基準として 51 g 減) を目指す。(なお、平成 33 年度に 595 g を目標とする第 6 次総合計画後期基本計画の施策 (案) と連動した目標設定となっている。)	
施策 2 (4) 分別排出ルール of 徹底	p. 51	<p>ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等を活用して分別排出ルールを分かりやすく周知する。特に燃やすごみに多く含まれている資源化できる紙類や、排出区分が分かりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を充実する。特に若年層への啓発強化を視野に、スマートフォン向けごみ分別アプリの導入を検討する。集合住宅に対しては住民の転出入が多いため、転入時の指導を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って住民に正しいごみ排出を働きかける。ルール違反で排出されるごみについては、収集作業員が違反シールを貼り収集しない。市指導員が違反者に対して指導を行う。</p> <p>【関連項目】 施策 1 (2) PR・広報の充実 【関連項目】 施策 2 (1) 生ごみ減量の推進 【関連項目】 施策 2 (3) 分別区分と排出方法</p>	
施策 2 (5) 事業者ごみの分別排出の徹底	p. 52	<p>事業者の分別意識の向上を図る。少量排出事業者から排出される事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に分別排出を啓発する。許可業者にごみの収集・運搬を委託する事業者に対しても、分別が不十分な傾向が継続する等の場合には、啓発を強化する等の対応を検討する。</p> <p>【関連項目】 施策 1 (5) 事業系ごみの排出指導徹底</p>	
施策 1 (10) 食品ロスの削減に向けた取組	p. 49	<p>「食を知る・楽しむ」等の視点を踏まえた PR を実施する。外食時の食品ロス削減に向け、飲食店に対する働きかけを検討する。フードバンク活動等について広く周知する。</p>	
施策 3 (6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認	p. 53	<p>現行のごみ・資源物の収集運搬体制を継続するが、費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性をチェックする。</p> <p>【関連項目】 施策 3 (8) 収集運搬による環境負荷の低減</p>	
施策 4 (4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル	p. 55	<p>今後もクリーンセンター多摩川での中間処理を継続する。構成市として施設延命化工事にも注視しながら、安定操業を働きかける。灰の他施設におけるエコセメント化を継続する。</p>	
施策 4 (3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討	p. 55	<p>設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努める。各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら効率化を検討する。計画的な設備更新を図る。</p>	
施策 4 (5) 最終処分量ゼロの継続	p. 56	<p>資源物の分別徹底等による最終処分量ゼロを継続。多摩川衛生組合や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰エコセメントの有効利用先の安定確保を図る。</p>	
(施策なし)			
その他の主な施策	施策 1 (4)	p. 48	マイバッグ持参運動等の継続
	施策 1 (8)	p. 49	集団回収の拡充
	施策 2 (2)	p. 50	将来世代への環境・ごみ教育の実施
	施策 3 (5)	p. 53	不法投棄対策の推進
	施策 3 (10)	p. 54	資源物の持ち去り対策
	施策 3 (11)	p. 54	高齢者社会への対応

資料2 市民アンケート調査概要

2.1 調査概要

(1) 調査の目的

市民のごみの分別や減量化、リサイクルに対する関心、また実際に取り組んでいることや地域における課題のほか、各施策の認知度についても調査を行い、現状の把握や市民のニーズ、行政への要望等を把握しました。

調査結果は、本市の一般廃棄物処理基本計画を策定するための基礎資料とします。

(2) 調査対象、調査期間

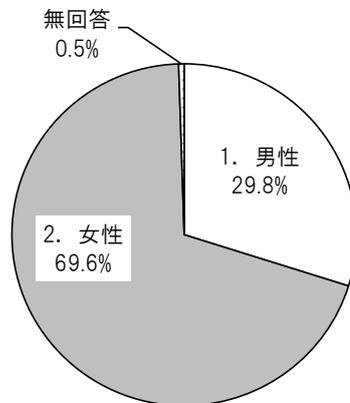
府中市内に在住する満20歳以上の市民2,000人(住民基本台帳より無作為抽出)を対象とし、郵送による送付、回収を行いました。調査票の発送後、お礼状兼督促ハガキを発送しました。

実施期間は以下のとおりです。

調査開始日	平成28年9月9日(金)
回答締切日	9月28日(水)

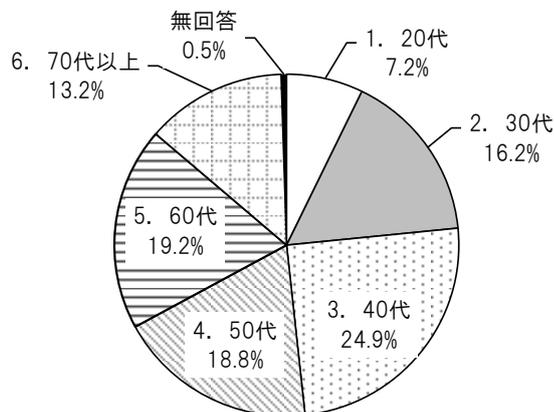
2.2 回収結果(回答数 1,166件)

(1) 性別



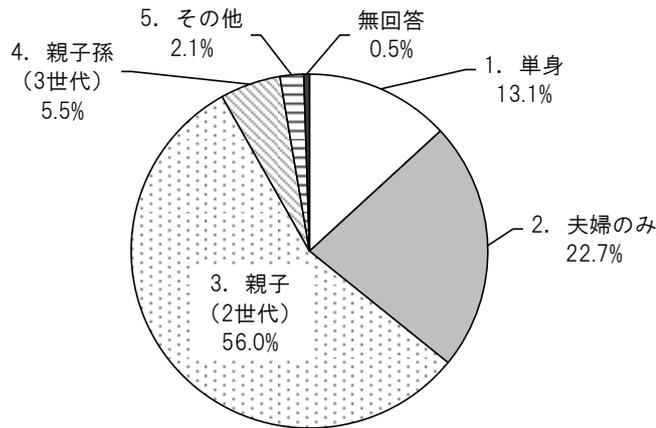
	回答数
1. 男性	348
2. 女性	812
無回答	6
合計	1,166

(2) 年齢層



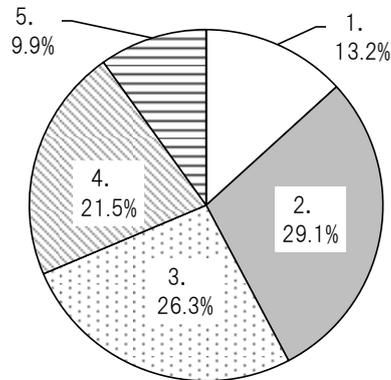
	回答数
1. 20代	84
2. 30代	189
3. 40代	290
4. 50代	219
5. 60代	224
6. 70代以上	154
無回答	6
合計	1,166

(3) 世帯構成



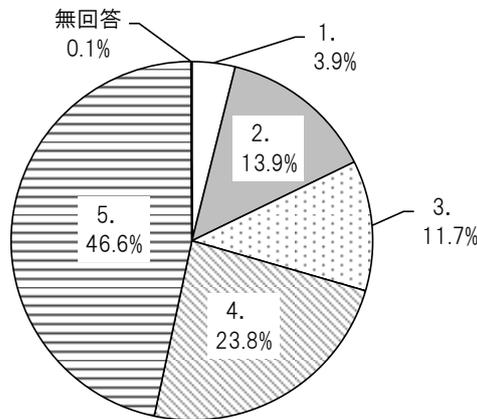
	回答数
1. 単身	153
2. 夫婦のみ	265
3. 親子 (2世代)	653
4. 親子孫 (3世代)	64
5. その他	25
無回答	6
合計	1,166

(4) 世帯人数 (回答者含む)



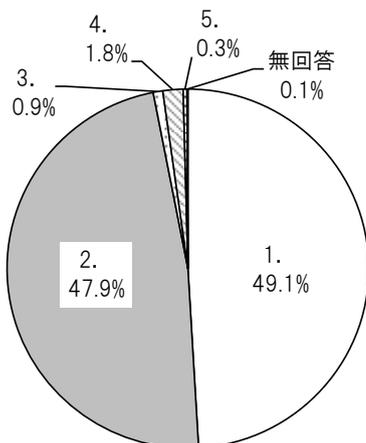
	回答数
1. 1人	154
2. 2人	339
3. 3人	307
4. 4人	251
5. 5人以上	115
無回答	0
合計	1,166

(5) 居住年数



	回答数
1. 1年未満	45
2. 1年以上5年未満	162
3. 5年以上10年未満	137
4. 10年以上20年未満	278
5. 20年以上	543
無回答	1
合計	1,166

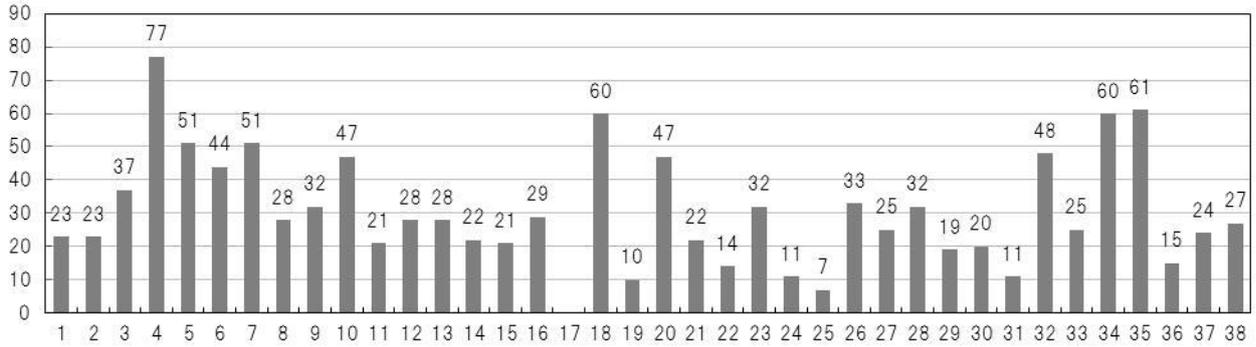
(6) 居住形態



	回答数
1. マンション・アパート等の集合住宅	572
2. 戸建て住宅	558
3. 店舗・事務所付き住宅	10
4. 社員寮・学生寮・社宅	21
5. その他	4
無回答	1
合計	1,166

(7) 居住地区

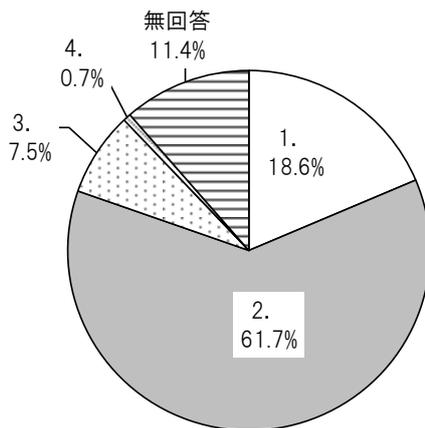
(件)



1. 多磨町	2. 朝日町	3. 紅葉丘	4. 白糸台	5. 押立町	6. 小柳町
7. 若松町	8. 浅間町	9. 天神町	10. 新町	11. 幸町	12. 府中町
13. 緑町	14. 宮町	15. 八幡町	16. 清水が丘	17. 日吉町	18. 是政
19. 矢崎町	20. 南町	21. 本町	22. 片町	23. 宮西町	24. 寿町
25. 日鋼町	26. 晴見町	27. 栄町	28. 武蔵台	29. 北山町	30. 西原町
31. 東芝町	32. 美好町	33. 分梅町	34. 住吉町	35. 四谷	36. 日新町
37. 本宿町	38. 西府町				

※無回答の1件を除く。

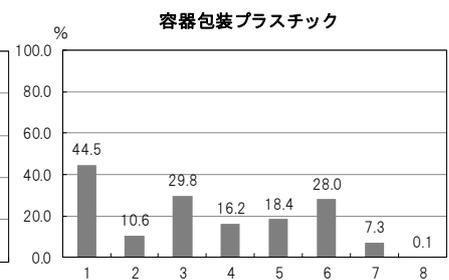
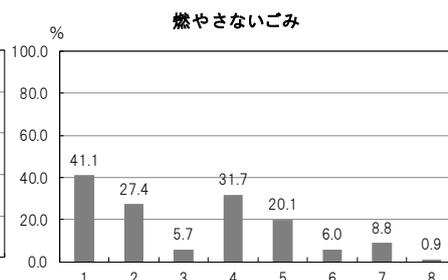
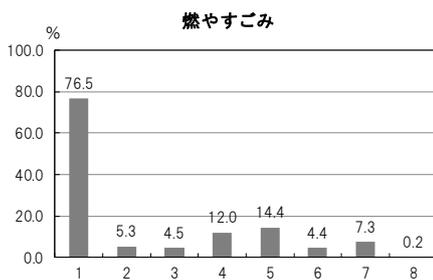
問1 あなたは、ごみの分別や3Rにどの程度関心がありますか。(〇は1つ)

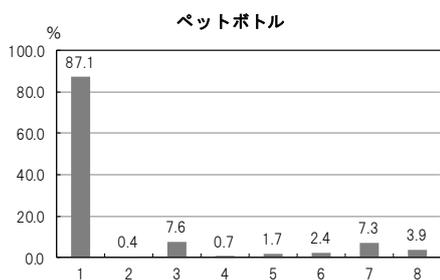
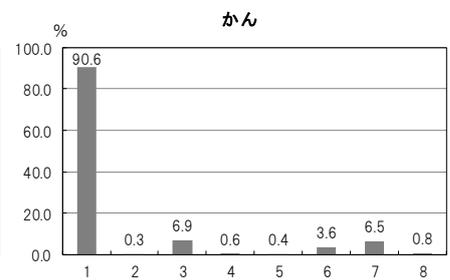
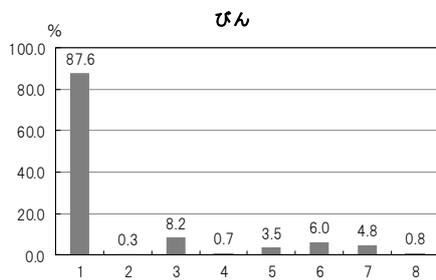
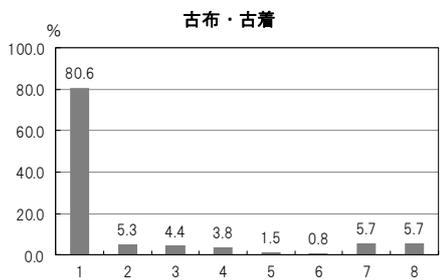
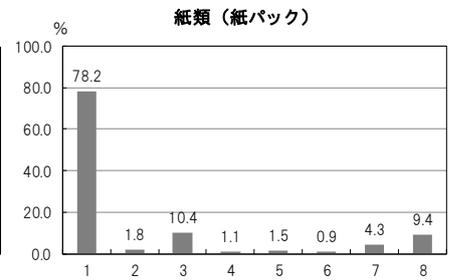
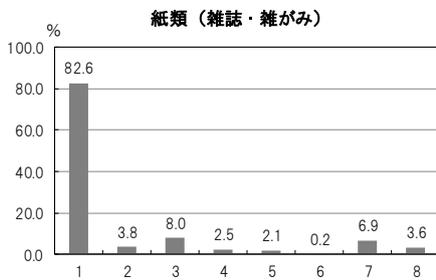
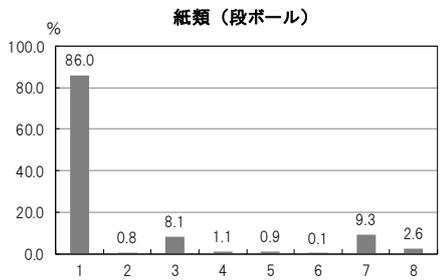
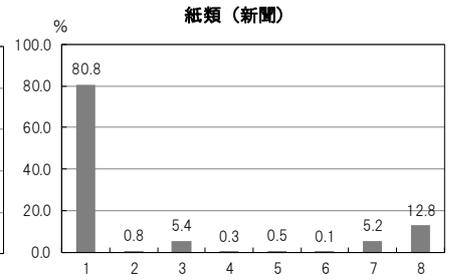
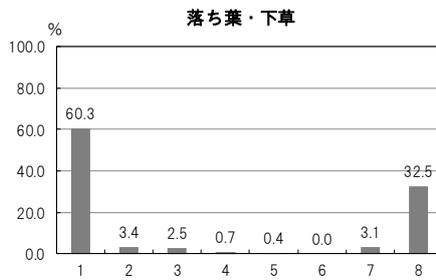
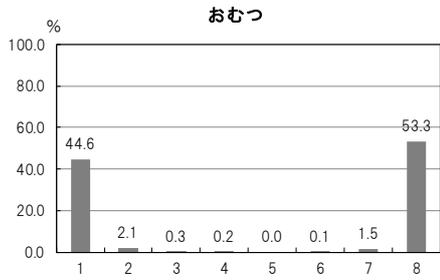
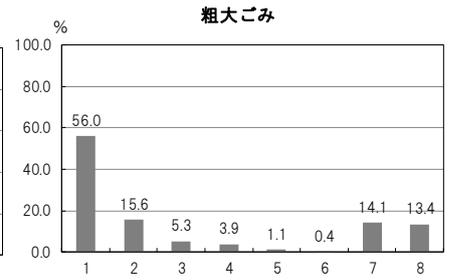
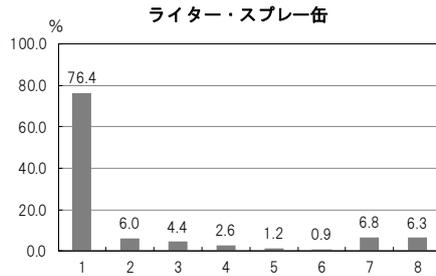
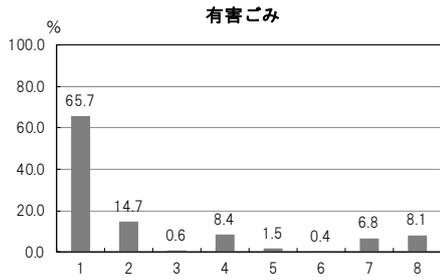


	回答数
1. 非常に関心がある	217
2. ある程度関心がある	720
3. あまり関心がない	88
4. まったく関心がない	8
無回答	133
合計	1,166

問2 以下の品目について、分別の際に困っていることはありますか。ある方は、その理由としてあてはまるものをそれぞれお答えください。（それぞれ〇は3つまで）

	① 困ることなく分別できる	② どの分別区分に該当するか分からない	③ 手間である（洗う、束ねる等）	④ 素材が分からないものがある	⑤ 異なる素材がくっついていて分けられない	⑥ どこまで汚れを取ったら良いか分からない	⑦ 収集日までの保管場所がない	⑧ このごみは普段出さない／出したことがない	無回答
燃やすごみ	825	57	49	129	155	48	79	2	87
燃やさないごみ	434	289	60	335	212	63	93	10	110
容器包装プラスチック	483	115	323	176	200	304	79	1	81
有害ごみ	681	152	6	87	16	4	70	84	130
ライター・スプレー缶	808	63	47	27	13	9	72	67	108
粗大ごみ	586	163	55	41	12	4	148	140	119
おむつ	442	21	3	2	0	1	15	529	174
落ち葉・下草	630	35	26	7	4	0	32	339	122
紙類（新聞）	853	8	57	3	5	1	55	135	110
紙類（段ボール）	910	8	86	12	10	1	98	28	108
紙類（雑誌・雑がみ）	878	40	85	27	22	2	73	38	103
紙類（紙パック）	823	19	109	12	16	10	45	99	113
古布・古着	854	56	47	40	16	9	60	60	107
びん	935	3	88	8	37	64	51	9	99
かん	964	3	73	6	4	38	69	8	102
ペットボトル	922	4	81	7	18	25	77	41	107

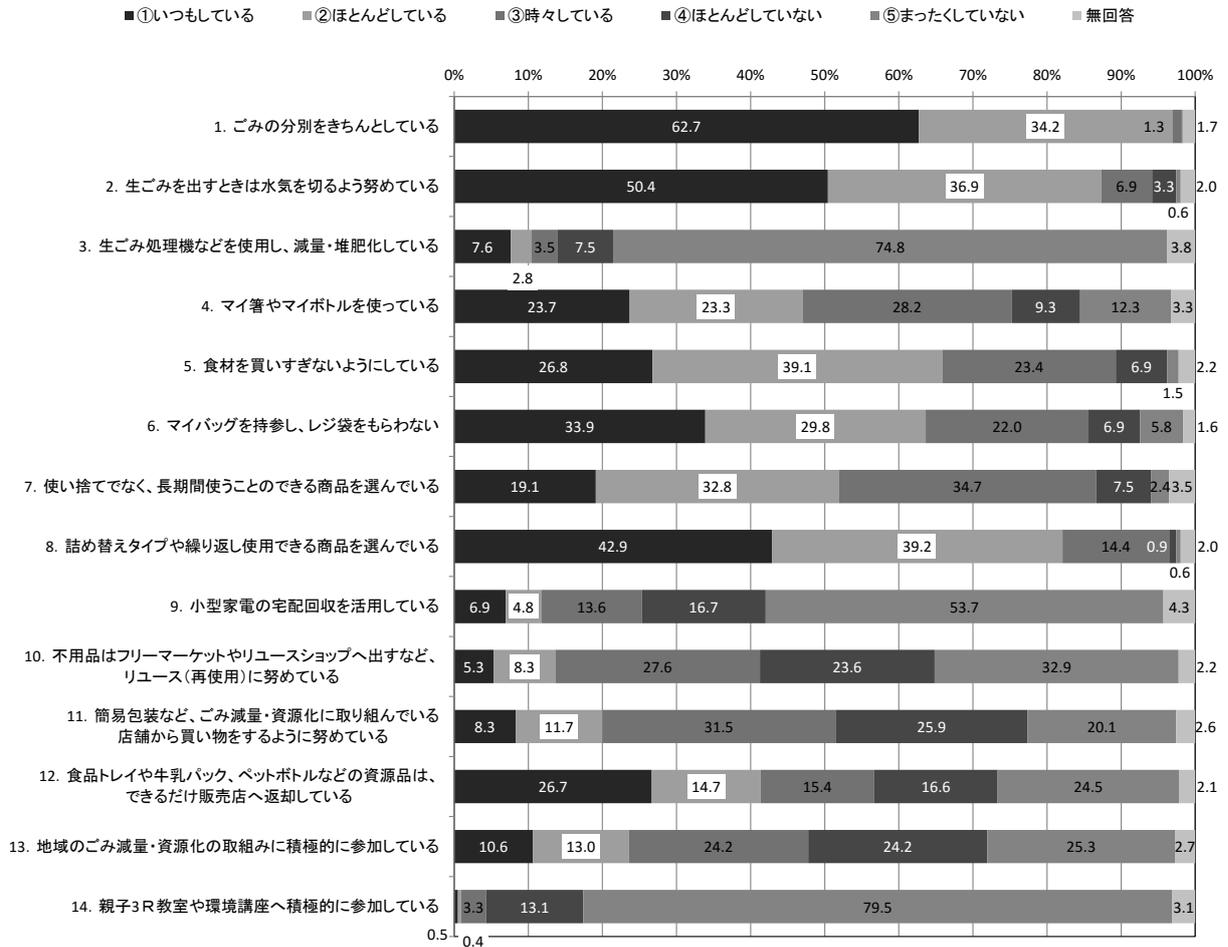




※無回答を除く回答者数で算出。

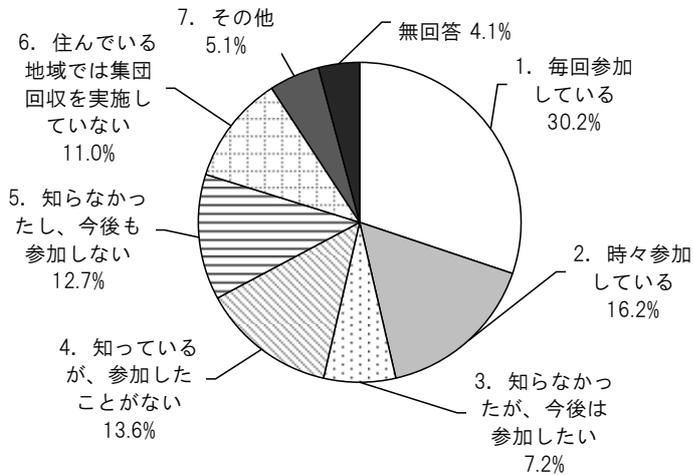
- ①困ることなく分別できる
- ②どの分別区分に該当するか分からない
- ③手間である(洗う、束ねる等)
- ④素材が分からないものがある
- ⑤異なる素材がくっついていて分けられない
- ⑥どこまで汚れを取ったら良いか分からない
- ⑦収集日までの保管場所がない
- ⑧このごみは普段出さない/出したことがない

問3 ごみの分別や3Rについて、現在どのようなことにどの程度取り組んでいますか。 (それぞれ〇は1つ)



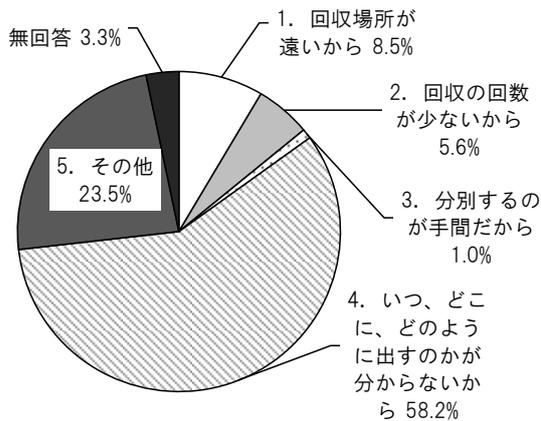
	① いつも している	② ほとん どして いる	③ 時々 してい る	④ ほとん どして いない	⑤ まっ たくし ていな い
1. ごみの分別をきちんとしている	731	399	15	1	0
2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている	588	430	80	38	7
3. 生ごみ処理機などを使用し、減量・堆肥化している	89	33	41	87	872
4. マイ箸やマイボトルを使っている	276	272	329	108	143
5. 食材を買いすぎないようにしている	312	456	273	81	18
6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない	395	347	256	81	68
7. 使い捨てでなく、長期間使うことのできる商品を選んでいる	223	382	405	87	28
8. 詰め替えタイプや繰り返し使用できる商品を選んでいる	500	457	168	11	7
9. 小型家電の宅配回収を活用している	81	56	158	195	626
10. 不用品はフリーマーケットやリユースショップへ出すなど、リユース(再使用)に努めている	62	97	322	275	384
11. 簡易包装など、ごみ減量・資源化に取り組んでいる店舗から買い物をするように努めている	97	136	367	302	234
12. 食品トレイや牛乳パック、ペットボトルなどの資源品は、できるだけ販売店へ返却している	311	171	179	194	286
13. 地域のごみ減量・資源化の取組みに積極的に参加している	124	151	282	282	295
14. 親子3R教室や環境講座へ積極的に参加している	6	5	39	153	927
15. その他	9	5	4	1	38

問4-1 地域で行われている古紙などの資源物回収事業(集団回収)に参加していますか。
(〇は1つ)



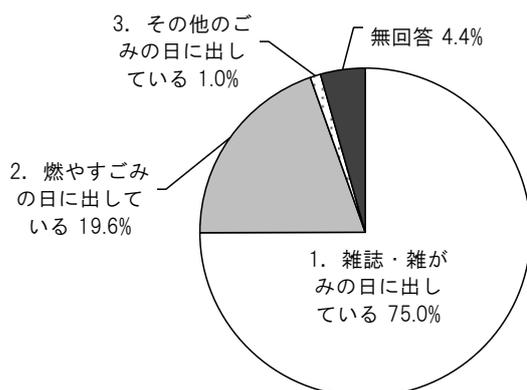
	回答数
1. 毎回参加している	352
2. 時々参加している	189
3. 知らなかったが、今後は参加したい	84
4. 知っているが、参加したことがない	158
5. 知らなかったし、今後も参加しない	148
6. 住んでいる地域では集団回収を実施していない	128
7. その他	59
無回答	48
合計	1,166

問4-2 問4-1で4、5に〇をつけた方にお聞きします。その理由は、次のどれですか。
(〇は1つ)



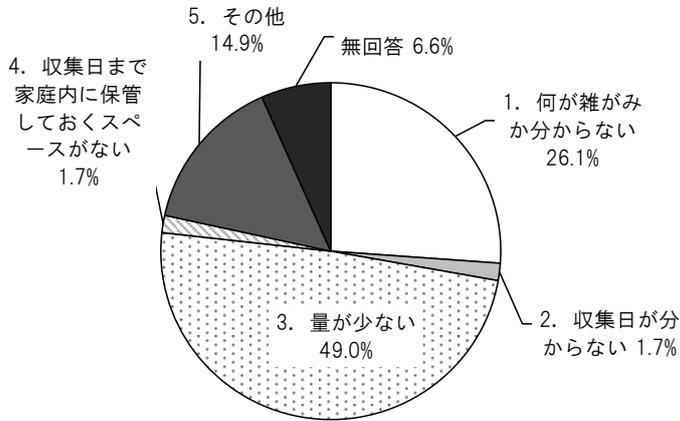
	回答数
1. 回収場所が遠いから	26
2. 回収の回数が少ないから	17
3. 分別するのが手間だから	3
4. いつ、どこに、どのように出すのかが分からないから	178
5. その他	72
無回答	10
合計	306

問5-1 はがきやトイレットペーパーの芯、封筒、メモ用紙などの雑がみは、どのように出していますか。(〇は1つ)



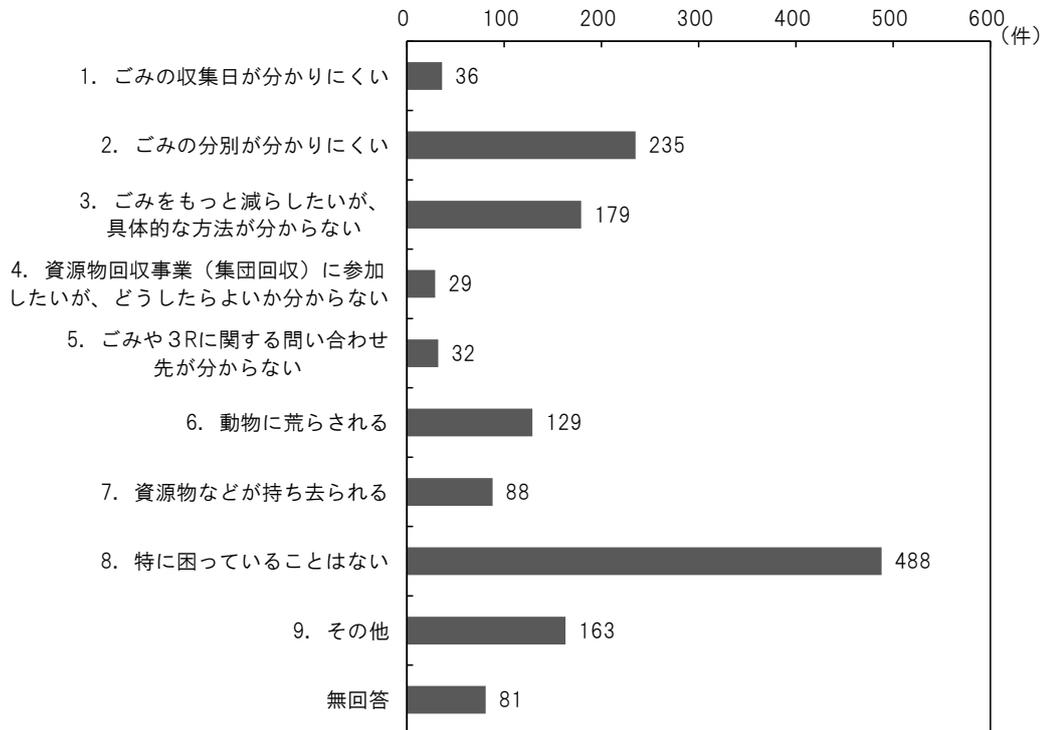
	回答数
1. 雑誌・雑がみの日に出している	874
2. 燃やすごみの日に出している	229
3. その他のごみの日に出している	12
無回答	51
合計	1,166

問5-2 問5-1で2、3に〇をつけた方にお聞きます。その理由は、次のどれですか。
(〇は1つ)

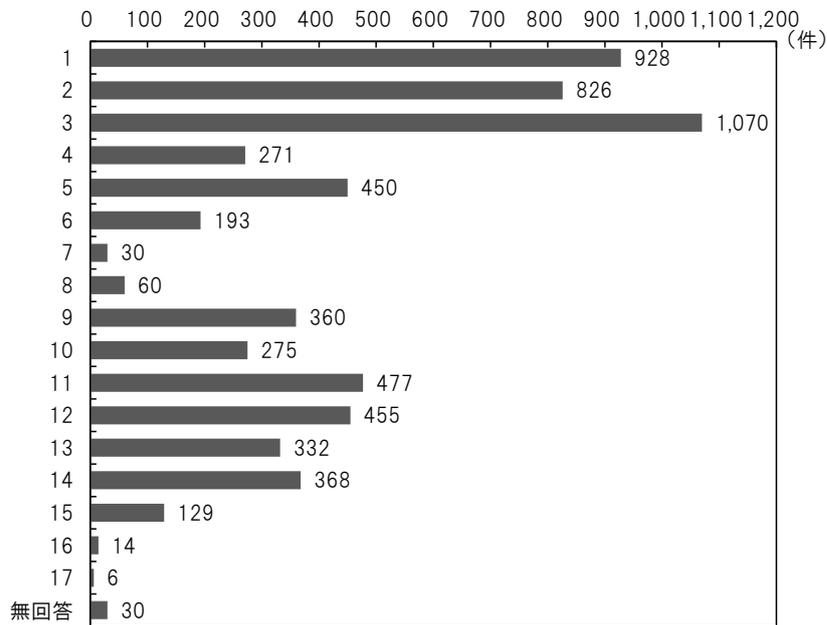


	回答数
1. 何が雑がみか分からない	63
2. 収集日が分からない	4
3. 量が少ない	118
4. 収集日まで家庭内に保管しておくスペースがない	4
5. その他	36
無回答	16
合計	241

問6 ごみの減量や分別排出に関して、困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

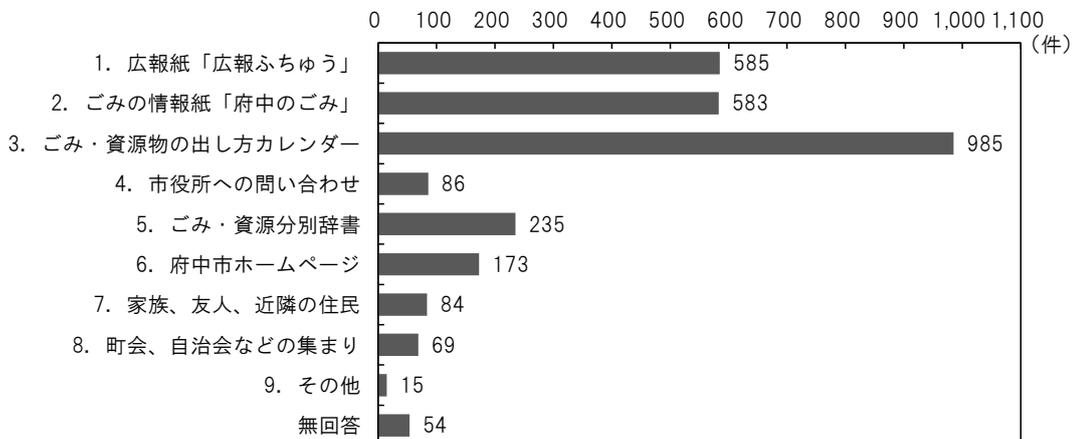


問 7 市が行っている以下の施策について、知っているものをすべてお選びください。
(〇はいくつでも)

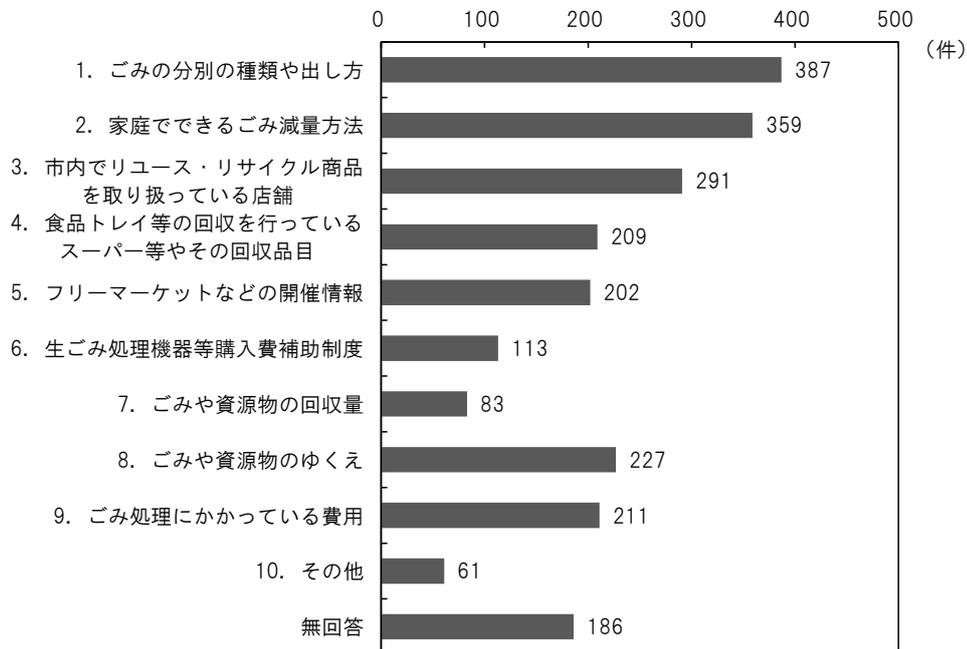


- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1. 広報紙「広報ふちゅう」でのお知らせ | 2. ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 |
| 3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行 | 4. 生ごみ処理機器等の購入費補助 |
| 5. 資源物回収事業（集団回収）の実施 | 6. ごみ処理施設見学会の実施 |
| 7. 親子3R教室の実施 | 8. ごみ減量・3R推進大会の実施 |
| 9. 府中リサイクルフェスタや府中環境まつりの実施 | 10. 再生可能な自転車の修理・販売 |
| 11. 生活用品活用事業（リサちゃんショップけやき） | |
| 12. 再生可能な家具等の販売（リサちゃんショップけやき） | |
| 13. 再生家具即売会（府中市リサイクルプラザ） | 14. 家庭用廃食油の回収（サンデーリサイクル） |
| 15. 小型家電宅配回収（国の認定事業者との連携事業） | 16. 知っているものはない |

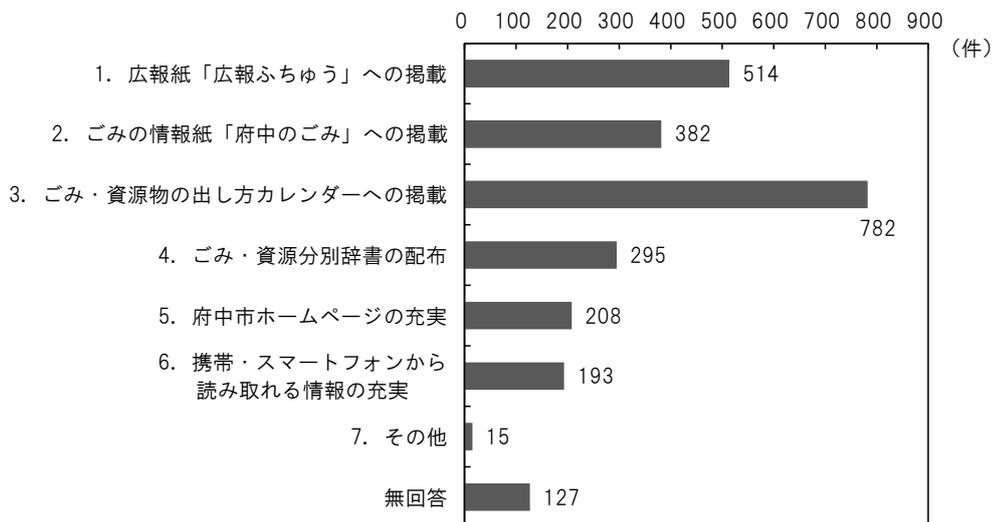
問 8 ごみの分別や3R などに関する情報をどのようにして入手していますか。
(〇はいくつでも)



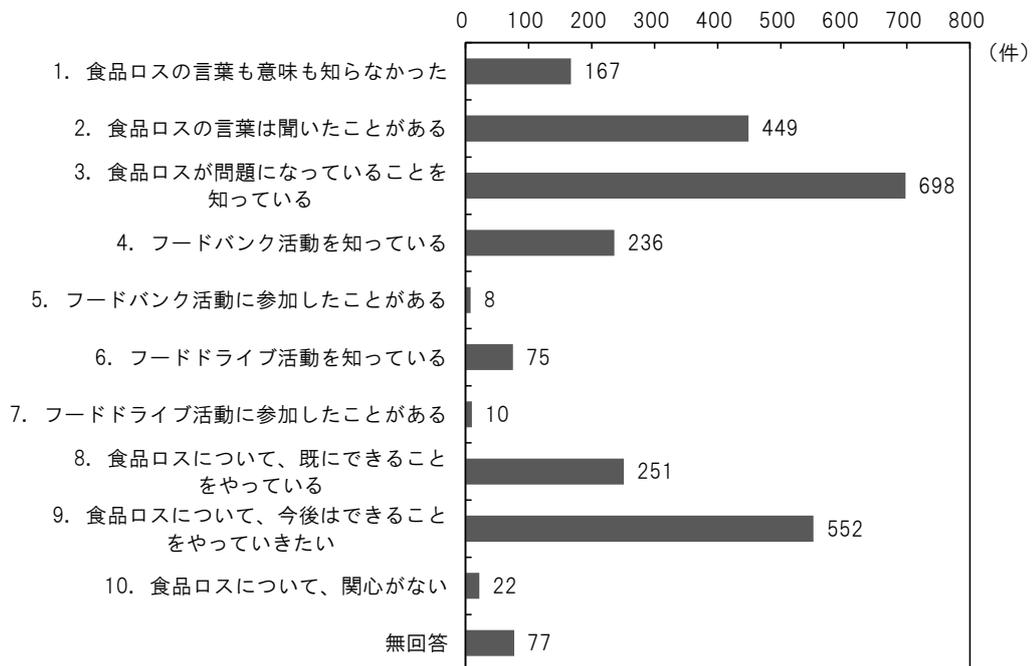
問9 ごみの分別や3Rなどに関する情報について、もっと知りたい情報はどのようなことですか。(〇はいくつでも)



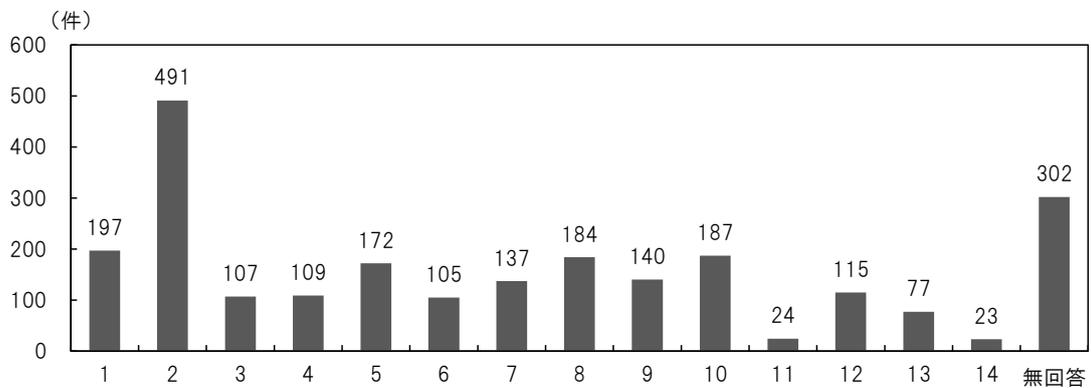
問10 今後、ごみの分別や3Rなどに関する情報を受け取る手段として、希望するものはありますか。(〇はいくつでも)



問 11 上で紹介した食品ロスについて、該当するものをすべてお選びください。(〇はいくつでも)



問 12 さらにごみの分別や3Rを進めていくためにはどのような行政の施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



1. ごみの減量のアイデアを募集し、紹介する
2. 分別がわかりにくいものを広報などで定期的に取り上げる
3. 生ごみの水切りをより広く周知する
4. 家庭で生ごみを処理できる生ごみ処理機をより広く周知し、利用者を拡大する
5. 食べ残しなどの食品の無駄をなくすよう広く周知する
6. フリーマーケットなどの不用品交換イベントを推進する
7. リユースショップの情報や不用品を売買できるような情報を提供する
8. スーパーなどで、簡易包装や量り売り、店頭回収に取り組む店舗の情報を提供する
9. マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用を推進する
10. ワンルームマンション等への分別の周知を徹底する
11. ごみの分別や3Rについて地域での勉強会を開き、家庭での取組みを推進する
12. ごみの分別や3Rの必要性について、子どもたちへの環境教育を推進する
13. 自治会やマンションなど、地域における自主的な取組みを広める
14. その他

資料3 組成分析調査

3.1 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、府中市内の家庭系燃やすごみと一緒に事業系指定袋で排出される少量排出者からの事業系ごみを対象に搬入状況を調査しました。

調査結果より、減量化及び資源化可能な品目を可能な限り数値化し、効果的な減量施策（分別指導のポイントや減量品目）の検討に向けた基礎データ収集を行いました。

(2) 調査対象、調査期間

クリーンセンター多摩川へ搬入されるごみのうち、府中市の家庭系燃やすごみ（パッカー車3台分全量）と一緒に排出される事業系ごみの排出割合を延べ3日間に渡り調査しました。また、事業系ごみ中に含まれる減量化及び資源化可能な品目を対象に組成分析調査を実施しました。

実施期間は以下のとおりです。

調査期間	平成28年9月26日（月）
	平成28年9月27日（火）
	平成28年9月29日（木）

(3) 調査項目

排出割合調査は、家庭系燃やすごみと一緒に収集される事業系ごみを対象に重量測定し、調査対象のパッカー車の収集重量を基に排出割合を算出しました。

組成割合調査は、排出割合調査から得られた事業系ごみ全量を対象に分類項目毎の分類と重量測定を行い、事業系ごみに含まれる減量化、資源化可能な品目とその割合を把握しました。

3.2 調査結果

(1) 排出割合

事業系ごみを含む家庭系燃やすごみは、各調査実施日のパッカー車3台の合計で7,270kg～7,680kg収集され、そのうち事業系指定袋の排出状況は、調査対象である3台の合計で重量が54.14kg～330.58kgであり、排出割合にすると0.70%～4.55%でした。今回の調査全体では収集重量22,300kgに対し2.60%の事業系指定袋が排出されていました。

調査実施日	収集重量 (kg)	事業系燃やすごみ		排出割合 (%)	
		袋数 (袋)	重量 (kg)		
平成 28 年	9月26日 (月)	2,680	5	17.25	0.64
		2,570	3	15.75	0.61
		2,430	6	21.14	0.87
	(小計)	7,680	14	54.14	0.70

	9月27日 (火)	2,120	11	58.42	2.76
		2,560	15	130.29	5.09
		2,590	21	141.87	5.48
	(小計)	7,270	47	330.58	4.55
	9月29日 (木)	2,330	8	50.67	2.17
		2,650	11	44.27	1.67
		2,370	12	101.21	4.27
	(小計)	7,350	31	196.15	2.67
	合計	22,300	92	580.87	2.60

(2) 組成割合

事業系ごみ中の減量化及び資源化可能な割合は、紙類が3%～13%であり、プラスチック類が1%～3%でした。

紙類の内訳をみると、「その他雑紙」分が3%～11%と最も多く占めていました。

同様にプラスチック類の内訳をみると「容器包装プラスチック」分が最も多く1%程度を占めていました。

調査対象地域	府中市処理対象地域									平成27年度 府中市 ごみ組成分析委託	
	平成28年9月26日			平成28年9月27日			平成28年9月29日				
日付	1回目			2回目			3回目			燃やすごみ 3地区合計	
試料	重量(kg)	資源化可 能な割合 (%)	事業ごみ 中の割合 (%)	重量(kg)	資源化可 能な割合 (%)	事業ごみ 中の割合 (%)	重量(kg)	資源化可 能な割合 (%)	事業ごみ 中の割合 (%)	重量(kg)	割合(%)
①-1 新聞紙	1.10	13.11	2.03	1.42	10.60	0.43	0.32	1.31	0.16	9.08	1.88
①-2 雑誌	0.00	0.00	0.00	0.20	1.49	0.06	0.88	3.61	0.45	2.38	0.49
①-3 シュレッダー紙	0.76	9.06	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.01
①-4 ダンボール	0.22	2.62	0.41	0.00	0.00	0.00	0.14	0.57	0.07	2.98	0.62
①-5 紙パック	0.02	0.24	0.04	0.12	0.90	0.04	0.10	0.41	0.05	1.98	0.41
①-6 その他雑紙	4.85	57.81	8.96	8.28	61.84	2.50	20.80	85.32	10.60	36.87	7.64
②-1 容器包装プラスチック	0.74	8.82	1.37	2.17	16.21	0.66	2.00	8.20	1.02	21.55	4.47
②-2 レジ袋等	0.70	8.34	1.29	1.20	8.96	0.36	0.14	0.57	0.07	5.01	1.04
②-3 ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.06
①紙類合計	6.95	82.84	12.84	10.02	74.83	3.03	22.24	91.22	11.34	53.33	11.05
②プラスチック類合計	1.44	17.16	2.66	3.37	25.17	1.02	2.14	8.78	1.09	26.83	5.56
減量化及び資源化 可能物合計	8.39	100.00	15.50	13.39	100.00	4.05	24.38	100.00	12.43	80.16	16.61

資料4 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート

①「実績と進捗評価」凡例

- | | |
|---|-----------------|
| A | 達成（おおむね達成できている） |
| B | 一部達成 |
| C | 未実施 |

②「今後の方向性」凡例

- | | | |
|----|-------|-----------------------------|
| A | 継続実施 | おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。 |
| A- | 更なる充実 | おおむね進んでいるが、更なる充実（努力）が必要である。 |
| B | 方法見直し | 進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく。 |
| C | 抜本見直し | 削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。 |

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 【第 1 節】ごみ処理基本計画の基本的な枠組み

項目	内容	実績と進捗評価		今後の方向性																																																																	
ごみ 50%削減	<p>ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）を、平成 13 年度に対して次のとおり削減することを目標にする。</p> <p>平成 25 年度（環境基本計画目標年度）：50%削減 平成 32 年度（目標年度）：54%削減</p>	<table border="1"> <caption>ごみ量と削減率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ごみ量 (t)</th> <th>削減率 (%)</th> <th>削減目標値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>70,000</td><td>0</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H14</td><td>70,000</td><td>0</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H15</td><td>70,000</td><td>0</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H16</td><td>70,000</td><td>0</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H17</td><td>70,000</td><td>0</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H18</td><td>65,000</td><td>-5</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H19</td><td>60,000</td><td>-10</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H20</td><td>55,000</td><td>-15</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H21</td><td>50,000</td><td>-20</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H22</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H23</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H24</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H25</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H26</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> <tr><td>H27</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>-50</td></tr> </tbody> </table>	年度	ごみ量 (t)	削減率 (%)	削減目標値 (%)	H13	70,000	0	-50	H14	70,000	0	-50	H15	70,000	0	-50	H16	70,000	0	-50	H17	70,000	0	-50	H18	65,000	-5	-50	H19	60,000	-10	-50	H20	55,000	-15	-50	H21	50,000	-20	-50	H22	45,000	-25	-50	H23	45,000	-25	-50	H24	45,000	-25	-50	H25	45,000	-25	-50	H26	45,000	-25	-50	H27	45,000	-25	-50	C	<p>「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの、目標（50%削減）の達成には至らなかった（37.1%削減）。「ごみ減量化・資源化の推進」が第 6 次府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は変わらないが、削減目標をどのように設定するかについて、慎重な検討を要する。</p> <p>なお、第 6 次総合計画（前期基本計画）の施策指標「平成 26 年度から 4 年間で市民一人 1 日当たり 50 g のごみ・資源物の削減を目指す」についても、実績の把握と後期基本計画の施策指標設定が課題となる。</p>	B
年度	ごみ量 (t)	削減率 (%)	削減目標値 (%)																																																																		
H13	70,000	0	-50																																																																		
H14	70,000	0	-50																																																																		
H15	70,000	0	-50																																																																		
H16	70,000	0	-50																																																																		
H17	70,000	0	-50																																																																		
H18	65,000	-5	-50																																																																		
H19	60,000	-10	-50																																																																		
H20	55,000	-15	-50																																																																		
H21	50,000	-20	-50																																																																		
H22	45,000	-25	-50																																																																		
H23	45,000	-25	-50																																																																		
H24	45,000	-25	-50																																																																		
H25	45,000	-25	-50																																																																		
H26	45,000	-25	-50																																																																		
H27	45,000	-25	-50																																																																		
リサイクル率日本一の実現	リサイクル率日本一の実現	<p>環境省「日本の廃棄物処理」より （人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村中）</p> <p>平成 22 年度 7 位 37.9% （1 位 倉敷市 47.8%）</p> <p>平成 23 年度 6 位 38.7% （1 位 小金井市 47.9%）</p> <p>平成 24 年度 6 位 39.5% （1 位 小金井市 48.4%）</p> <p>平成 25 年度 6 位 38.8% （1 位 小金井市 49.8%）</p> <p>平成 26 年度 6 位 38.5% （1 位 小金井市 49.2%）</p>	C	<p>リサイクル率については、同規模自治体（約 240 団体）内で常に上位に入っており、決して悪い数字ではないが、リサイクル率 1 位の団体とは常時約 10 ポイント程度の差があり、1 位の実現は相当難しい。なお、「リサイクルの目標」では 55%（58%）でリサイクル率日本一を目指すとしているが、この率は実際の 1 位よりはるかに高い設定であり、このあたりは現実的な目標を再検討すべきである。リサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するのかについて、慎重な検討を要する。</p>	B																																																																
すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現	すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現	府中市ごみ減量等推進市民会議や府中廃棄物処理事業協同組合打合せ会（七社会）など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働している。	A	<p>理念的目標設定だが、市では総合計画において重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定でもある。ただし、進捗管理の難しさはあり、継続するにしても、その取扱いについては検討を要する。</p>	A																																																																

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 2 【第 2 節】ごみ排出抑制のための施策

項目	内容	実績と進捗評価	今後の方向性			
事業者による取組の促進	マイバッグ持参運動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動を継続 ・無関心層などへのアプローチ（デザインや機能性などの情報を収集・広報など） 	<p>○マイバッグコンクール実施 応募数：小・中学生 125 点、一般 2 点（平成 27 年度） 小・中学生 29 点、一般 1 点（平成 28 年度）</p> <p>マイバッグ持参率は、平成 22 年度と比較すると増加している（H22 58.51%、H28 70.03%）。 環境まつりやリサイクルフェスタでの啓発活動。</p>	A	マイバッグの持参率は、平成 22 年度と比べて増加しているため、今後も引き続きマイバッグ持参運動を行い、商店街や販売店と連携して市民にレジ袋の削減を呼びかける。	A
	マイボトル持参運動の検討と施行	<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル持参運動 ・マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置への検討・試行 	イベントでのパネル展示や情報紙「府中のごみ」などでマイボトルの持参について啓発を行った。	B	マイボトル持参の意識づけのため、引き続き啓発活動を行う。	B
	容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所に有益な情報の積極的な PR 	関係団体を通じて、事業者へ働きかけを行った。	A	引き続き、関係団体を通じて働きかけを行う。	A
	リサイクル推進協力事業所制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店の取組成果を公表・チェックする仕組みづくりの検討（リサイクル推進協力事業所制度の見直し） 	リサイクル推進協力事業所制度の見直しは実施していない。	C	行政・事業所両者にとってメリットのある制度でなければ、普及は進まないことから、当制度の必要性を改めて検討していく。	C
	事業活動のグリーン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物の削減や自らの商品・サービスのグリーン化（「エコアクション 21」の取得など） 	「エコアクション 21」の取得を呼びかける活動については、実施していない。	C	CO ₂ 排出量やエネルギーコストの削減といった「グリーン化」は、各事業所における環境に配慮した事業活動により、一定程度は進んでいるものと推測されるが、行政の施策として「グリーン化」を推進するためには、具体的な手法を検討する必要がある。	B
	国や関係機関に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体や各種団体等と連携した都や国への要請 	生産者や販売者に発生抑制の取組や自主的な回収を促す内容を含む要請を、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、都や国へ行っている。	A	拡大生産者責任の考えに基づく発生抑制や自主回収は進んでいるものと思われるが、都や国への要請行動は、全国都市清掃会議を通じて引き続き実施していく。	A

☆：重点施策

市民による取組の促進	☆生ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報 ・生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機購入に対する補助制度の継続 ・生ごみ処理の実践方法の啓発など、市民参加による取組の継続と拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化処理機器購入費補助事業 堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額 ：7件/61件、約1,489千円（平成27年度） 堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額 ：16件/69件、約1,915千円（平成26年度） ○家庭廃食用油回収事業 回収量：7,023L（平成27年度） ○キエーロモニター検証事業 ①ベランダ de キエーロ 処理量/検証者数：229kg/10世帯 ②大型キエーロ 処理量/検証者数：92kg/10世帯（平成27年度） ○生ごみ資源循環モデル事業 普段捨ててしまいがちな食品を利用したレシピや食品ロスに関する情報を掲載した「エコレシピのすゝめ」を発行し、市内スーパー19カ所に設置 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・食についてのPRと広報についてはイベントや広報紙など様々な媒体を通じて今後も継続して行っていく。 ・生ごみ処理量削減に向けて、市民が自家処理を進めていけるような仕組みづくりを目指す。 ・ごみ減量化処理機器購入費補助事業の申請件数は年度によって波があるが、一層の普及を図りながら、今後も引き続き補助制度を継続していく。 	A-
	容器包装材の発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物の発生抑制の取組について市民に呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグキャンペーンによる呼びかけや、イベントなどでのマイバッグの持参などの啓発を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグのほか、量り売りや詰め替え商品の利用などの容器包装廃棄物の発生抑制について呼びかけていく。 	A-
	フリーマーケットや不用品交換活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による日常のリユース活動の支援 ・「リサちゃんショップ けやき」活動の継続 ・市民団体主体によるリユース活動の推進を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○「リサちゃんショップ けやき」活動の継続 ①リサイクルマーケットの実施 受付件数：117,516件（平成27年度） ②リサイクルバンク実施 成立件数：ゆずりたい品155件、ほしい品7件 ③リサイクルショップ（再生家具販売） 売却点数：1,124点（平成27年度） ○物の有効活用啓発事業（おもちゃの病院） 受付件数/実施回数：421件/12回（平成27年度） ○フリーマーケット（リサイクルフェスタ）開催 出店数：94店（平成27年度） ○リサイクル自転車販売事業 販売台数/店舗数：376台/11店舗（平成27年度） ○市内で実施しているフリーマーケットの後援 ○リユースショップの紹介や事業者によるリユースの取組の紹介。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・リサちゃんショップの利用者数拡大に向け現状のニーズを把握しながら、広報の方法やショップでの事業内容について検討していく。 ・市内のリユースショップに関する情報提供や、市民団体によるフリーマーケットに対する支援を引き続き行う。 	A-

☆：重点施策

取組を支える制度・しくみの充実	P R ・ 広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみに関するP R ・ 広報の充実 ・「広報誌」や「各課からのお便り」などへのごみに関する情報の掲載について関係機関と連携する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「3 R 通信」の発行（リデュース、リユースの具体的な取組み紹介） ○ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 市広報「広報ふちゅう」や「府中のごみ」を年2回発行しているほか、新たに「3 R 通信」を発行。テレビ広報「まるごと府中」でもP R を行っている。ホームページは不定期で更新している。 	A	市からの広報については複数の媒体を通して広報できているため、今後は市民参加を得ながらという視点での方法を模索していく必要がある。	A-
	☆将来世代への環境・ごみ教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルフェスタや文化センターまつりなど既存の取組の継続 ・ごみ減量を実践する市民の出前講座等への参加に向けた取組の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーマーケット（リサイクルフェスタ）開催 出店数：94 店（平成 27 年度）【再掲】 ○ごみ減量対策作品コンクールの実施 応募数：3 R 推進ポスター111 点 3 R 推進標語 380 点（平成 27 年度） ○リサイクルバスツアー 実施回数/参加人数：31 回/1,646 人（平成 27 年度） ○リサイクルプラザ見学 参加人数：1,344 人（平成 27 年度） ○ごみ減量ローラー作戦（地域説明会） 実施回数/参加人数：8 回/268 人（平成 27 年度） イベントなど既存の取組みについては継続して実施している。また、地域説明会は自治会や小学校を対象に実施しており、次世代への教育に取り組んでいる。 	A	既存の事業は継続するとともに、さらなる次世代への教育を進めていくために、学校との連携・協力について検討する。	A-
	地域ごみ対策推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごみ対策推進員への研修の充実や地域単位の取組項目の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ごみ対策推進事業 参加自治会数/推進担当人数： 199 団体/878 人（平成 27 年度） 	B	推進員数や選出自治会数は年々減少傾向にあるため、推進員を選出する自治会数を増やす取組を検討する。また、推進員に役割を理解していただくことは、事業の充実や3 R の推進に繋がることから、推進員を対象とした研修会を実施する。	A-
	市民の3 R 活動を支えるための新たな制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域でのグループ単位の3 R 活動を推進するために必要な支援制度の検討 ・支援対象をリサイクル活動からリデュース・リユース活動へ拡充した新たな制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化処理機器購入費補助事業 ○再生家具販売事業 ○リサイクル自転車販売事業 ○資源物回収事業奨励金交付事業 ○再生資源取扱事業者奨励金 <p>なお、計画中の＜支援対象の拡充案＞（「総ごみ量やポイ捨て発生率が低い地域」や「マイバッグ持参率やフリーマーケット開催数が高い地域」にそれぞれ報償を与える）は、実現していない。</p>	B	既存の事業は一定の成果が出ていることから継続する。	A

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 3 【第 3 節】 ゴミ分別排出管理のための施策

項目		内容	実績と進捗評価	今後の方向性		
家庭 ごみの 排出管理	分別区分と排出方法	・分別区分・排出方法の検討、見直し	○粗大ゴミコールセンターを設置し、電話・インターネットによる粗大ゴミ収集申込み方法へ変更（平成 27 年 10 月） ○分別区分・排出方法の見直しについては、現在「汚れた容器包装プラスチックを可燃ゴミで排出」「解体した粗大ゴミを袋ゴミで排出可とする」「リチウムイオン電池を含む製品を不燃ゴミではなく危険ゴミなどとする」点について、その実現可能性について検討を進めている。	A	分別区分・排出方法の検討、見直しは、常時点検と見直しの検討を継続する。	A
	☆分別排出ルール of 徹底	・集合住宅の転入時における指導の徹底 ・市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない 10 世帯以下の集合住宅などに対する市指導員による指導強化 ・ルール違反で排出されるゴミへの違反シール貼付、市指導員による指導 ・良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知する	○建築に伴う資源物・ゴミ保管場所等協議 件数：集合住宅 27 件（平成 27 年度） ○古紙の持ち去りに関する協働連携協力について関連団体と協定締結（平成 28 年 5 月） ○ゴミの分別豆知識「教えて！リサちゃん」の掲載（広報ふちゅうに不定期掲載） ○ゴミ・資源分別辞書の発行 ○平成 27 年度より指導係を新設し、ゴミの分別・排出指導を事業所対策担当、集合住宅対策担当、市内を東・中・西に振り分けた各地域担当を合わせ 5 班体制で業務にあたっていたが、平成 28 年度より北東部・南東部・北西部・南西部・事業所担当の 5 班体制に変更し集合住宅担当は各地区担当に振り分け、より繊細に指導をおこなっている。 ○資源物の持ち去り行為を禁止する条例を平成 27 年 4 月 1 日より施行。毎週水曜日に市内パトロールを実施している。 ○平成 28 年 5 月 25 日に、古紙持ち去り防止強化を図るため、民間事業者（関東製紙原料直納商工組合、府中廃棄物処理事業協同組合、公益社団法人東京都リサイクル事業協会）と府中市が「古紙の持ち去り防止に関する協働、連携協力協定」を締結。	A	引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。 引き続き資源物の日パトロールを実施する。 各種広報媒体を活用し、分別方法についてより分かり易く市民に周知していく。	A-

☆：重点施策

	☆集団回収の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収の利点や排出場所などの周知 ・ より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源物回収事業奨励金交付事業 登録団体数/交付額： 436 団体/約 66,512 千円（平成 27 年度） ○ 再生資源取扱事業者奨励金 登録業者数/交付額： 24 業者/約 13,303 千円（平成 27 年度） ○ 資源物回収用保管庫購入費補助 申請件数：7 件（平成 24、25 年度） 	A	登録団体数及び回収量を増やし、行政収集量減を目指す。	A
	☆店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコポイントの導入など、店舗での回収体制を支援 ・ 積極的に取り組む事業者の情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットボトル店頭回収事業 回収量：131.2t（平成 27 年度） ○ 店頭回収を実施している市内のスーパー 店舗数：19（平成 27 年 12 月現在） 	A	店頭回収を実施しているスーパーの情報を定期的に更新し、イベント、ホームページ、各種発行物などで定期的に情報発信していく。	A-
事業系ごみの排出管理	事業系ごみの排出区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系有料袋による排出・収集の実施 	市に登録した少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出・収集を行っている。	A	事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されているものではないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。	A-
	☆事業系ごみの排出指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生利用に関する計画書の提出・廃棄物管理責任者の選任を義務付けと個別指導の徹底（延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物） ・ 事業系有料袋利用事業者の実態把握と適切な指導 ・ 市指導員によるルール違反ごみへの指導徹底 ・ 許可業者収集や自己搬入事業者に対する排出指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模建築物再生利用状況調査 件数：203 件（平成 27 年度） ○ 建築に伴う資源物・ごみ保管場所等協議 件数：事業用建築物（延床面積 1,000 m²）8 件 開発行為：18 件（平成 27 年度） ○ 平成 27・28 年度は大規模建築物再生利用状況調査を各年度 203 件実施した。現地立入調査は各年度 40 か所行い、個別指導を実施。 ○ 小規模事業等に出向いて、個別調査・個別指導を行う。 	B	事業所の廃棄物に関して、住宅と併用している場合のごみ排出の区別化（事業系・家庭系）を徹底指導する。	A-

☆：重点施策

	資源回収ルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自身による問屋などへ持込み、商店街単位での古紙回収業者への委託・資源化などの取組を促進 積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介 	<p>事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促してはしていない。</p> <p>少量排出事業者の古紙無料回収は実施している。</p> <p>ごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、定例的に実施しているものはない。</p>	B	<p>事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促す方法については、具体的な「促す」手法を検討する必要がある。</p> <p>積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、必要に応じて市の広報媒体に掲載することは可能と思われる。</p>	B
	不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民ボランティアによる清掃の協力を呼びかけ 不法投棄が多い地域において、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じる ごみ排出ルール徹底とマナー向上の呼びかけの継続 不法投棄の発生状況などの情報発信 	<p>○不法投棄多発地域における不法投棄禁止看板等の設置ならびにパトロールの実施による、不法投棄防止対策の実施</p> <p>○不法投棄多発する場所の土地所有者ならびに管理者に対する、不法投棄防止対策の指導・啓発</p>	A	引き続き不法投棄防止対策を進めて行く。	A
適正処理困難物等の処理	法定処理困難物等の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 国が指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、中間処理施設等の受入基準に適さないものの適正な排出を促す 	<p>回収方法が決められているパソコンやテレビ、エアコン等はそれぞれの手続きに従い排出するよう指導している。また、処理困難物についても専門業者を紹介し、適正な排出を促している。</p>	A	引き続き、正しく排出するよう啓発・指導をする	A
	在宅医療廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療廃棄物についての関係機関等との協議、排出方法の見直し 	<p>在宅医療廃棄物は医療機関を経由した排出を原則としているが、現状では「医療廃棄物」は「収集できません」と分別辞書に掲載しているのみ。家庭ごみでの排出可否の問い合わせに対して、その都度検討し回答している現状がある。</p> <p>関係機関との協議は実施していない。</p>	B	在宅医療が進展する中で、家庭ごみとしての排出の要請が高まっており、収集の可否の検討やルールづくりの必要性がある。	B

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 4 【第 4 節】ごみ・資源の収集運搬のための施策

項目	内容	実績と進捗評価	今後の方向性
家庭ごみの収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物会計分析や市民意識調査による収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェック ・収集頻度や区域割りの見直し 	<p>廃棄物会計分析は行っていない。市民意識調査は今回の一般廃棄物処理基本計画の改定に併せて実施している。</p> <p>収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックは、定期的な行政と事業者間の会合においてコミュニケーションをとる中で確認しているが、収集頻度や区域割りの変更は現状では検討されていない。</p> <p>なお、直営収集だった「粗大ごみ・せん定した枝葉」については、委託収集に変更されている。</p>	<p>B</p> <p>廃棄物会計分析の実施の必要性については検討しなければならないが、収集運搬にかかるチェックは、適宜継続的に行っていく必要がある。</p>
事業系ごみの収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・少量排出事業者のごみの収集運搬の実施 	<p>市に登録した少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による収集・運搬を行っている。</p>	<p>A</p> <p>事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されているものではないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。</p> <p>（【第 3 節】「事業系ごみの排出区分」と同内容）</p>
手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの収集有料化導入の効果のチェックと収集手数料の見直し ・事業系ごみの排出状況チェックと処理手数料の見直し 	<p>家庭ごみの収集手数料、事業系ごみの処理手数料については、現在のところ、その見直しを実施する必要性は言われていない。見直しの必要性については事実上チェックされているが、「見直し」は未実施。</p>	<p>C</p> <p>手数料の見直しについては、常時検討を継続する。政策的な課題がある場合は、近隣他市との均衡なども考慮しつつ、見直しを実施する可能性はある。</p>
収集運搬による環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の効率化 ・低公害車の導入の継続 	<p>収集運搬体制の効率化については、行政と事業者間の定例打合せ等を通じて実施されている。エネルギー消費量の低減については、事業者に主体的に取組んでもらっている現状があるが、委託収集のパッカー車は低公害車（車検証備考欄に「燃費基準達成車」「低排出ガス車」の記載があるもの）化しており、環境負荷の削減は進んでいる。</p>	<p>A</p> <p>収集運搬の効率化、低公害車の導入を継続する。</p>
安全かつ安定的な収集運搬体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・収集作業員への指導 ・危険ごみの分別徹底の周知及び安全かつ安定的な収集体制の確保 	<p>交通法規遵守等の収集作業員への指導は、講習会などを通じて定期的に行っている。</p> <p>スプレー缶等危険ごみの市民への分別徹底の周知は、火災事故事例等を広報で紹介する等を通じて注意喚起を行っている。</p> <p>自治会等、ごみの分別・適正排出の指導を行う。</p>	<p>A</p> <p>交通法規遵守等の収集作業員への指導や危険ごみの分別徹底の周知については、常時継続していく必要がある。</p> <p>引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。</p>

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 5 【第 5 節】中間処理・最終処分のための施策

項目	内容	実績と進捗評価	今後の方向性
分別区分ごとの中間処理方法の確立	・分別区分ごとの中間処理方法の確立	○硬質プラスチックの資源化開始（平成 23 年 6 月～） ※価格下落により、平成 28 年 3 月より休止中。 ○使用済小型家電のイベント回収開始（平成 25 年 10 月～） ○羽毛布団のリサイクル開始（平成 25 年 12 月～） ○陶磁器、ガラスのリサイクル開始（平成 27 年 4 月～） ○宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結（平成 28 年 2 月～）	A 使用済小型家電のイベント回収については、市場価格の動向をうかがいながら、それに対応した回収方法を模索する。また、リネットジャパンが行っている宅配便による小型家電回収事業について引き続き市民への周知を図る。資源物の売却については、買取価格の変動により資源物として売却ができなくなる場合もあるが、概ね資源化は出来ている。今後も、新たに資源物として処理できるものがあれば資源化に取り組む。
府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討	・安定操業に努める ・処理対象物の量や質の推移により、効率化を検討する	設備のメンテナンスや定期点検を実施し、施設が安定操業でき、ごみの処理が滞ることの無いように努めている。処理の効率化については、設備更新の際に実情に合わせて効率化を検討する。	A 引き続き安定操業に努めるとともに、計画的な設備更新を図っていく。
クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル	・安定操業の働きかけ ・灰溶融については、エネルギーコストやスラグの用途などを勘案しながら、組合の中で検討する ・飛灰はセメント化し、有効利用する	正副管理者会議（市長）、構成市運営協議会（部課長）及び担当者部会（係長級及び担当者）を定期的に開催し、多摩川衛生組合と構成市間で常に情報共有を行うなど、構成市として安定操業への働きかけを続けている。灰溶融施設については平成 28 年度中に廃止され、スラグの生産は終了している。現在は、灰の全量を東京たま広域資源循環組合施設に搬入し、エコセメント化して有効利用している。	A 引き続き、現行の処理体制を基本にクリーンセンター多摩川での中間処理を継続していく。また、東京たま広域資源循環組合施設でのエコセメント化も継続していく。今後、クリーンセンター多摩川の施設延命化工事にも注視しつつ、安定操業の働きかけを継続していく。
最終処分量ゼロの継続	・最終処分量ゼロの継続 ・焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保	最終処分量ゼロは継続しているが、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難であり、大量に貯留される状況があった。この点については、現在溶融スラグの生産を終了し、焼却灰の全量をエコセメント化して有効活用している。	B 最終処分量ゼロを継続する。エコセメントの有効利用先の確保については注視していく必要がある。
中間処理施設等の非常事態時における相互支援	・本市や他市における非常時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携に努める	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定（自治体間の相互連携支援体制）が機能しており、非常事態時に備えている。	A 現行の広域支援体制は維持し、災害等の非常事態時に備えていく。

☆：重点施策

新たな資源化の調査研究	☆せん定した枝葉の資源化	・民間処理施設を活用した枝葉の資源化	○剪定枝再資源化処理事業 資源化量：64,640kg（平成27年度） 剪定枝については、民間専門業者に再資源化を委託している。	A	継続して資源化を図る。	A
	☆生ごみ等資源化施設の調査研究	・生ごみの資源化に向けた調査研究 ・給食残さの一部を利用した堆肥化実験の実施 ・本市の都市形態に合った生ごみの資源化方法の調査研究	○生ごみ資源循環型モデル事業 ①給食残さを利用したモデル事業 給食残さ投入量/堆肥用資材生成量： 847kg/326kg（平成26年度） ②家庭系生ごみを利用したモデル事業 家庭系食品残さ回収量：1,436kg（平成27年度）	B	給食残さのたい肥化については一定の成果をあげたことから、同様の方法で家庭系生ごみの一括処理モデル事業を28年度までの期間で実施しており、本事業の成果を基に、本市の都市形態に適合した事業形態を模索する。	A-

☆：重点施策

資料5 各施策の取組状況のデータ

5.1 不用品の再使用（リユース）の取組

(1) リサイクル用品の活用

リユースショップ「リサちゃんショップ」では、市民が持ち込む不用品を販売する「リサイクルマーケット」や不用品交換の情報を提供する「リサイクルバンク」、粗大ごみの中から再使用可能なものについて、修理再生した家具等を販売する「リサイクルショップ」等の事業を行っています。また、「リサイクルPRコーナー」を設け、各種情報の提供と啓発を行っています。

リサイクルマーケット実績

区分 年度	来場者数	搬入者数	受付件数	販売件数	販売額
H23	80,241人	10,093人	123,829件	97,158件	62,353,500円
H24	79,719人	9,856人	121,041件	94,887件	61,477,550円
H25	78,893人	9,840人	119,405件	90,948件	59,665,550円
H26	75,940人	9,847人	119,436件	91,522件	61,308,250円
H27	74,235人	9,701人	117,516件	87,102件	57,923,250円

リサイクルショップ実績

区分 年度	売却点数	売却金額	売却品総重量
H23	586点	374,300円	8,435kg
H24	599点	394,100円	9,705kg
H25	836点	731,092円	12,982kg
H26	812点	617,904円	10,229kg
H27	1,124点	721,212円	14,337kg

(2) おもちゃの病院

ものの有効活用開発事業として、「おもちゃの病院」を開催し修理・再生を行っています。毎年400件以上を受付ており、平成24年度には受付件数が累計1万件に達しました。

おもちゃの病院受付実績

区分 年度	実施回数	受付件数
H23	12	467件
H24	12	447件
H25	12	507件
H26	12	442件
H27	12	421件

(3) フリーマーケットの開催

各家庭の不用品の有効活用やものを大切にすることを定着を図るため、平成2年度に「フリーマーケット青空」を開催したのがはじまりとなっています。平成24年度に「グリーンフェスティバル」、「リサイクルフェスタ」、「環境フェスタ」の3事業を統合し、年1回リサイクルフェスタにおいてフリーマーケットを開催しています。

フリーマーケット開催実績

年度\区分	月/日	会場	出店数	備考
H23	6/4	府中公園	113	リサイクルフェスタ2011フリーマーケット (東北応援チャリティーフリーマーケット)
	10/29	すずかけ公園	100	リサイクルフェスタ2011フリーマーケット
H24	10/27	すずかけ公園	100	リサイクルフェスタ2012フリーマーケット
H25	10/19	すずかけ公園	98	リサイクルフェスタ2013フリーマーケット
H26	10/25	すずかけ公園	101	リサイクルフェスタ2014フリーマーケット
H27	10/24	すずかけ公園	94	リサイクルフェスタ2015フリーマーケット

(4) リサイクル自転車販売事業

粗大ごみで出された自転車を府中市リサイクルプラザで再生し、府中輪業組合加盟店の店頭で販売をしています。平成27年度は376台が販売されました。

リサイクル自転車販売実績

年度\区分	販売台数	販売金額	販売店舗数
H23	312台	954,500円	12店
H24	349台	1,055,000円	12店
H25	412台	1,245,500円	11店
H26	397台	1,197,000円	11店
H27	376台	1,136,000円	11店

5.2 生ごみの減量・資源化のための事業

(1) 家庭における生ごみの減量

家庭から排出される生ごみの減量・資源化を図るため、本市では生ごみ減量化処理機器購入費補助事業を実施しています。補助額については、平成22年度から購入金額の2分の1（上限50,000円）としています。なお、平成29年4月1日より3年間については、ごみ減量化処理機器の補助率を引き上げ、購入金額の5分の3（上限60,000円）となってい

ます。

生ごみ減量化処理機器購入費補助事業の実績

年度	堆肥化容器	生ごみ処理機	補助金額
H23	8件	57件	1,620,900円
H24	2件	80件	2,082,900円
H25	8件	57件	1,585,400円
H26	16件	69件	1,915,200円
H27	7件	61件	1,488,800円

(2) 給食センターや小学校での生ごみ等有効活用（肥料化）

市内の給食センター、小学校を中心に、給食残さを堆肥化する事業を平成22年度から平成27年度に実施し、堆肥化の生産利用の検証を行いました。また、平成27年12月からは自治会との協働により、家庭から排出される生ごみを利用したモデル事業を開始しました。

生ごみ資源循環型モデル事業の実績

年度	給食残さ投入量	堆肥用資材生成量
H22	1,755kg	153kg
H23	3,773kg (2,341kg)	612kg(356kg)
H24	3,664kg	673kg
H25	2,935kg	498kg
H26	847kg	326kg

年度	家庭系食品残さ搬入量	堆肥用資材生成量
H27	1,436kg	—

※平成23年度の（ ）内は、放射能の影響により、使用・流通を自粛したものを除いた量。

5.3 家庭廃食用油の回収事業

家庭で使用した食用油を回収する事業は、平成5年度より「サンデーリサイクル事業」として開始し、平成11年度より「家庭廃食用油回収事業」として毎月第4日曜日に各文化センターにおいて回収を実施しています。

家庭廃食用油回収事業の実績

年度	廃食用油	売却単価
H23	6,633ℓ	3円/ℓ
増減率	-2.4%	
H24	6,225ℓ	3円/ℓ
増減率	-6.2%	
H25	6,351ℓ	18円/ℓ
増減率	2.0%	
H26	6,117ℓ	16.2円/ℓ
増減率	-3.7%	
H27	7,023ℓ	12.96円/ℓ
増減率	14.8%	

5.4 紙類のリサイクル活動

市庁舎、文化センター、小中学校、幼稚園等の施設から排出されるOA紙、感熱紙、メモ用紙、雑がみ等を収集・溶解処理を行うことでごみの減量を図るとともに、職員や利用者等に対し、再生品利用によるリサイクル意識の向上を目指し、率先した活動を行っています。

紙類のリサイクル活動の実績

単位: kg

年度	区分	本庁舎	第2庁舎	文化センター	小学校	中学校	幼稚園
H23		55,595	2,855	5,371	45,266	31,652	890
H24		59,760	2,810	4,880	57,780	43,855	897
H25		69,930	3,530	5,005	52,995	39,185	950
H26		69,743	2,035	4,650	57,655	38,725	940
H27		59,227	2,230	4,635	58,960	39,375	885

年度	区分	保育所	学童クラブ	その他	はがき・手紙の回収量	合計	(施設数)
H23		4,201	1,283	8,959	1,770	157,842	97
H24		4,974	1,314	13,270	1,920	191,460	97
H25		4,580	1,400	10,715	1,800	190,090	96
H26		4,600	1,040	14,245	1,792	195,425	96
H27		4,470	1,275	10,863	1,633	183,553	95

5.5 PR・啓発のための事業

ごみの分別や減量・資源化等について、幅広い年齢層に向けたPR・啓発のための事業として、以下のようなイベントや講座を実施し、刊行物の作成・配布等を行っています。

- ・ごみ減量対策作品コンクール（小・中学生）
- ・マイバッグコンクール（小・中学生、一般）
- ・ごみ減量・3R推進大会
- ・リサイクルフェスタ
- ・ごみ処理施設等見学会（リサイクルバスツアー、府中市リサイクルプラザ見学）
- ・ごみ減量ローラー作戦（地域説明会）
- ・地域ごみ対策推進事業（集団回収への奨励金交付、のぼり旗の作成、空き缶圧縮機の貸し出し等）
- ・ごみ情報紙「府中のごみ」発行

資料6 ごみの将来推計について

6.1 将来値の予測について

平成22年度から平成27年度の実績に基づき、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量それぞれの排出原単位について、目標年度までの各ごみ量の排出量を予測しました。

なお、家庭系ごみについては、ダストボックス撤去等の影響が大きいと考えられる平成22年度を除外し、平成23年度から平成27年度における予測を優先しました。

将来推計の結果を下表に示します。

将来推計の結果

年度	実績						推計値			
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
人口(人)	251,396	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099	256,187	257,028	257,869	
原単位 (g/人日)	家庭系ごみ	537.3	550.5	553.0	548.8	539.7	539.5	536.7	534.1	531.6
	事業系ごみ	95.5	91.7	92.0	89.7	89.0	85.2	85.0	83.7	82.5
	集団回収	79.3	79.4	78.4	76.5	73.0	70.6	70.5	69.2	68.0
	合計	712.1	721.6	723.4	715.0	701.7	695.3	692.3	687.0	682.1
ごみ量 (t)	家庭系ごみ	49,305	50,710	50,972	50,788	50,230	50,761	50,191	50,105	50,036
	事業系ごみ	8,759	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	7,949	7,855	7,768
	集団回収	7,276	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397
	合計	65,340	66,470	66,681	66,168	65,304	65,428	64,734	64,452	64,201
年度	推計値									
	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
人口(人)	258,710	259,552	259,869	260,187	260,505	260,823	261,141	261,202	261,263	
原単位 (g/人日)	家庭系ごみ	529.3	527.1	525.0	523.1	521.3	519.6	518.0	516.4	515.0
	事業系ごみ	81.4	80.4	79.4	78.5	77.6	76.8	76.0	75.2	74.5
	集団回収	66.8	65.7	64.7	63.8	62.9	62.0	61.2	60.4	59.7
	合計	677.5	673.2	669.2	665.3	661.8	658.4	655.2	652.1	649.2
ごみ量 (t)	家庭系ごみ	49,979	49,935	49,802	49,680	49,568	49,465	49,371	49,236	49,108
	事業系ごみ	7,688	7,614	7,530	7,451	7,377	7,308	7,242	7,173	7,108
	集団回収	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696
	合計	63,977	63,777	63,471	63,187	62,923	62,677	62,447	62,172	61,912

※表中の実績値の原単位については10月1日現在の人口で計算したものを掲載しています。

6.2 項目別排出量

6.1をもとに、各項目別の排出量、原単位を推計しました(現状推移ケース)。項目別の比率については、平成27年度における各項目の比率を採用しています。

さらに、本編で設定した目標を達成した場合の排出量、原単位(目標達成ケース)を示します。

将来推計 (排出量/現状推移ケース)

単位:t

	実績												予測											
	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39						
家庭系		29,410	29,506	29,247	29,118	29,235	28,906	28,857	28,817	28,784	28,759	28,682	28,612	28,548	28,488	28,434	28,356	28,283						
燃やすごみ		3,356	3,360	3,478	3,482	3,524	3,484	3,478	3,474	3,470	3,467	3,457	3,449	3,441	3,434	3,427	3,418	3,409						
燃やさないごみ		3,265	3,281	3,401	3,401	3,446	3,407	3,401	3,396	3,393	3,390	3,381	3,372	3,365	3,358	3,351	3,342	3,333						
危険ごみ		91	79	78	81	78	77	77	77	77	77	77	77	76	76	76	76	76						
粗大ごみ		2,024	2,012	2,024	1,932	2,042	2,019	2,016	2,013	2,011	2,009	2,004	1,999	1,994	1,990	1,986	1,981	1,976						
収集		1,481	1,466	1,384	1,313	1,271	1,257	1,254	1,253	1,251	1,250	1,247	1,244	1,241	1,238	1,236	1,233	1,229						
直接搬入		521	541	577	598	756	747	746	745	744	744	742	740	738	737	735	733	731						
有書ごみ		107	87	87	89	85	84	84	84	83	83	83	83	83	83	82	82	82						
資源		15,813	16,007	15,952	15,809	15,876	15,697	15,671	15,649	15,631	15,617	15,576	15,537	15,502	15,470	15,441	15,398	15,359						
古繊維		1,156	1,059	1,031	1,030	1,095	1,093	1,081	1,080	1,078	1,077	1,075	1,072	1,070	1,067	1,065	1,062	1,060						
新聞		842	922	931	864	951	940	939	937	936	936	933	931	929	927	925	922	920						
雑誌		4,396	4,363	4,462	4,300	4,309	4,260	4,253	4,247	4,242	4,239	4,227	4,217	4,207	4,199	4,191	4,179	4,168						
段ボール		1,281	1,480	1,517	1,518	1,578	1,560	1,557	1,555	1,553	1,552	1,548	1,544	1,541	1,538	1,535	1,530	1,526						
紙パック		71	64	60	57	57	56	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55						
びん		2,024	2,012	2,031	2,034	2,063	2,040	2,037	2,034	2,032	2,030	2,024	2,019	2,015	2,011	2,007	2,001	1,996						
かん		653	676	660	638	622	615	614	613	612	612	610	609	607	606	605	603	602						
容器包装プラスチック		4,494	4,507	4,331	4,263	4,306	4,257	4,250	4,244	4,240	4,236	4,225	4,214	4,205	4,196	4,188	4,176	4,166						
ペットボトル		800	837	847	828	821	812	811	810	809	808	806	804	802	800	799	797	795						
廃食用油		6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
はがき		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
せん定枝		88	78	73	70	65	64	64	64	64	64	63	63	63	63	63	63	63						
家庭系ごみ 合計		50,710	50,972	50,788	50,230	50,761	50,191	50,105	50,036	49,979	49,935	49,802	49,680	49,568	49,465	49,371	49,236	49,108						
事業系		8,290	8,325	8,132	8,154	7,862	7,793	7,701	7,616	7,537	7,464	7,382	7,305	7,232	7,164	7,100	7,033	6,969						
燃やすごみ(自己搬入)		155	159	170	127	157	156	154	152	151	149	148	146	145	143	142	141	139						
燃やさないごみ 合計		8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	7,949	7,855	7,768	7,688	7,614	7,530	7,451	7,377	7,308	7,242	7,173	7,108						
事業系ごみ 合計		59,154	59,456	59,091	58,511	58,781	58,139	57,960	57,804	57,667	57,549	57,332	57,131	56,945	56,773	56,613	56,409	56,216						
合計		376	365	365	353	389	386	380	374	369	364	359	354	350	346	341	337	333						
古繊維		3,628	3,554	3,368	3,131	2,920	2,897	2,852	2,810	2,772	2,736	2,697	2,660	2,626	2,594	2,563	2,532	2,502						
新聞		2,006	2,042	2,062	2,054	2,078	2,061	2,030	2,000	1,972	1,947	1,919	1,893	1,869	1,846	1,824	1,802	1,781						
雑誌		1,097	1,045	1,058	1,031	1,029	1,021	1,005	990	977	964	950	937	925	914	903	892	882						
段ボール		21	23	25	25	24	24	23	23	23	22	22	22	22	21	21	21	21						
紙パック		15	16	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10						
ガラス類		173	180	186	187	195	193	190	188	185	183	180	178	175	173	171	169	167						
金属類		7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696						
合計		7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696						

将来推計（原単位/現状推移ケース）

単位：g/人日

年度	実績																予測															
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39							
家庭系																																
燃やすごみ	319	320	316	313	311	309	308	306	305	304	302	301	300	299	298	297	297	304	302	301	300	299	298	297	297							
燃やさないごみ	36	36	38	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	37	36	36	36	36	36	36	36							
燃やさないごみ	35	36	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35	36	36	36	35	35	35	35	35							
危険ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
粗大ごみ	22	22	22	21	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21							
収集	16	16	15	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13							
直接搬入	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8							
有書ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
資源	172	174	172	168	169	168	167	166	166	165	164	164	163	163	162	162	161	166	165	164	163	163	162	162	161							
古繊維	13	11	11	11	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11							
新聞	9	10	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10							
雑誌	48	47	48	46	46	46	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44	45	45	44	44	44	44	44	44							
段ボール	14	16	16	16	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	17	16	16	16	16	16	16	16							
紙パック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
びん	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	22	21	21	21	21	21	21	21							
かん	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6							
容器包装プラスチック	49	49	47	46	46	46	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44	45	45	44	44	44	44	44	44							
ペットボトル	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	9	9	8	8	8	8	8	8							
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
はがき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
せん定枝	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
家庭系ごみ 合計	550	553	549	540	539	537	534	532	529	527	525	523	521	520	518	516	515	529	527	525	523	521	520	518	516							
事業系																																
燃やすごみ(自己搬入)	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
事業系ごみ 合計	92	92	90	89	85	85	84	83	81	80	79	78	78	77	76	75	75	80	79	78	78	77	76	75	75							
合計	642	645	639	629	625	622	618	614	611	607	604	602	602	599	594	592	590	614	604	602	602	599	596	594	590							
集団回収																																
古繊維	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
新聞	39	39	36	34	31	31	30	30	29	29	28	28	28	27	27	27	26	30	29	28	28	27	27	26	26							
雑誌	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19	21	20	20	20	19	19	19	19							
段ボール	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	9	9	9	11	10	10	10	10	9	9	9							
紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
金属類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
合計	79	78	76	73	71	71	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	60	71	69	65	64	63	62	61	60							
市民1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量	146	145	144	142	143	142	141	140	140	139	139	138	138	137	137	136	136	141	140	139	138	137	137	136	136							
市民1人当たりのごみ・資源の排出量	645	648	642	633	631	622	618	614	611	607	604	602	602	599	594	592	590	618	604	602	602	599	596	594	590							

※四捨五入により合計が合わない場合があります。

※市民1人当たりのごみ・資源の排出量については、4月1日現在の人口で計算したものを掲載しています。

将来推計（排出量/目標達成ケース）

単位：t

	実績																	予測																	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
家庭系	29,410	29,506	29,247	29,118	29,235	28,787	28,618	28,457	28,303	28,155	27,957	27,872	27,793	27,720	27,651	27,559	27,472	29,410	29,506	29,247	29,118	29,235	28,787	28,618	28,457	28,303	28,155	27,957	27,872	27,793	27,720	27,651	27,559	27,472	
燃やすごみ	3,356	3,360	3,478	3,482	3,524	3,484	3,478	3,474	3,470	3,467	3,457	3,449	3,441	3,434	3,427	3,418	3,409	3,356	3,360	3,478	3,482	3,524	3,484	3,478	3,474	3,470	3,467	3,457	3,449	3,441	3,434	3,427	3,418	3,409	
燃やさないごみ	3,265	3,281	3,401	3,401	3,446	3,407	3,401	3,396	3,393	3,390	3,381	3,372	3,365	3,358	3,351	3,342	3,333	3,265	3,281	3,401	3,401	3,446	3,407	3,401	3,396	3,393	3,390	3,381	3,372	3,365	3,358	3,351	3,342	3,333	
危険ごみ	91	79	78	81	78	77	77	77	77	77	77	77	77	76	76	76	76	91	79	78	81	78	77	77	77	77	77	77	77	76	76	76	76	76	76
粗大ごみ	2,024	2,012	2,024	1,932	2,042	2,019	2,016	2,013	2,011	2,009	2,004	1,999	1,994	1,990	1,986	1,981	1,976	2,024	2,012	2,024	1,932	2,042	2,019	2,016	2,013	2,011	2,009	2,004	1,999	1,994	1,990	1,986	1,981	1,976	
収集	1,481	1,466	1,384	1,313	1,271	1,257	1,254	1,253	1,251	1,250	1,247	1,244	1,241	1,238	1,236	1,233	1,229	1,481	1,466	1,384	1,313	1,271	1,257	1,254	1,253	1,251	1,247	1,244	1,241	1,238	1,236	1,233	1,229		
直接搬入	521	541	577	598	756	747	746	745	744	744	742	740	738	737	735	733	731	521	541	577	598	756	747	746	745	744	742	740	738	737	735	733	731		
有害ごみ	107	87	87	89	85	84	84	84	84	83	83	83	83	83	82	82	82	107	87	87	89	85	84	84	84	84	83	83	83	83	83	82	82	82	82
資源	15,813	16,007	15,952	15,609	15,876	15,697	15,671	15,649	15,631	15,617	15,576	15,537	15,502	15,470	15,441	15,398	15,359	15,813	16,007	15,952	15,609	15,876	15,697	15,671	15,649	15,631	15,617	15,576	15,537	15,502	15,470	15,441	15,398	15,359	
古繊維	1,156	1,059	1,031	1,030	1,095	1,083	1,081	1,080	1,078	1,077	1,075	1,072	1,070	1,067	1,065	1,062	1,060	1,156	1,059	1,031	1,030	1,095	1,083	1,081	1,080	1,078	1,077	1,075	1,072	1,070	1,067	1,065	1,062	1,060	
新聞	842	922	931	864	951	940	939	937	936	936	933	931	929	927	925	922	920	842	922	931	864	951	940	939	937	936	936	933	931	929	927	925	922	920	
雑誌	4,396	4,363	4,462	4,300	4,309	4,260	4,253	4,247	4,242	4,239	4,227	4,217	4,207	4,199	4,191	4,179	4,168	4,396	4,363	4,462	4,300	4,309	4,260	4,253	4,247	4,242	4,239	4,227	4,217	4,207	4,199	4,191	4,179	4,168	
段ボール	1,281	1,480	1,517	1,518	1,578	1,560	1,557	1,555	1,553	1,552	1,548	1,544	1,541	1,538	1,535	1,530	1,526	1,281	1,480	1,517	1,518	1,578	1,560	1,557	1,555	1,553	1,552	1,548	1,544	1,541	1,538	1,535	1,530	1,526	
紙パック	71	64	60	57	57	56	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	71	64	60	57	57	56	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	55
びん	2,024	2,012	2,031	2,034	2,063	2,040	2,037	2,034	2,032	2,030	2,024	2,019	2,015	2,011	2,007	2,001	1,996	2,024	2,012	2,031	2,034	2,063	2,040	2,037	2,034	2,032	2,030	2,024	2,019	2,015	2,011	2,007	2,001	1,996	
かん	653	676	660	638	622	615	614	613	612	612	610	609	607	606	605	603	602	653	676	660	638	622	615	614	613	612	612	610	609	607	606	605	603	602	
容器包装プラスチック	4,494	4,507	4,331	4,263	4,306	4,176	4,087	3,999	3,911	3,824	3,729	3,709	3,690	3,671	3,654	3,633	3,613	4,494	4,507	4,331	4,263	4,306	4,176	4,087	3,999	3,911	3,824	3,729	3,709	3,690	3,671	3,654	3,633	3,613	
ペットボトル	800	837	847	828	821	812	811	810	809	808	806	804	802	800	799	797	795	800	837	847	828	821	812	811	810	809	808	806	804	802	800	799	797	795	
廃食用油	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
ほかき	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
せん定枝	88	78	73	70	65	64	64	64	64	64	64	63	63	63	63	63	63	88	78	73	70	65	64	64	64	64	64	63	63	63	63	63	63	63	63
家庭系ごみ 合計	50,710	50,972	50,788	50,230	50,761	50,071	49,866	49,675	49,498	49,331	49,076	48,940	48,814	48,696	48,588	48,439	48,297	50,710	50,972	50,788	50,230	50,761	50,071	49,866	49,675	49,498	49,331	49,076	48,940	48,814	48,696	48,588	48,439	48,297	
事業系	8,290	8,325	8,132	8,154	7,862	7,772	7,659	7,552	7,452	7,358	7,254	7,174	7,099	7,029	6,962	6,826	6,826	8,290	8,325	8,132	8,154	7,862	7,772	7,659	7,552	7,452	7,358	7,254	7,174	7,099	7,029	6,962	6,826	6,826	
燃やすごみ(許可業者)	155	159	170	127	157	156	154	152	151	149	148	146	145	143	142	141	139	155	159	170	127	157	156	154	152	151	149	148	146	145	143	142	141	139	
燃やすごみ(自己搬入)	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	7,928	7,813	7,705	7,603	7,507	7,402	7,321	7,244	7,172	7,104	7,033	6,965	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	7,928	7,813	7,705	7,603	7,507	7,402	7,321	7,244	7,172	7,104	7,033	6,965	
事業系ごみ 合計	59,154	59,456	59,091	58,511	58,781	57,999	57,679	57,380	57,101	56,839	56,478	56,261	56,058	55,868	55,692	55,472	55,263	59,154	59,456	59,091	58,511	58,781	57,999	57,679	57,380	57,101	56,839	56,478	56,261	56,058	55,868	55,692	55,472	55,263	
合 計	376	365	365	353	389	386	380	374	369	364	359	354	350	346	341	337	333	376	365	365	353	389	386	380	374	369	364	359	354	350	346	341	337	333	
古繊維	3,628	3,554	3,368	3,131	2,920	2,897	2,852	2,810	2,772	2,736	2,697	2,660	2,626	2,594	2,563	2,532	2,502	3,628	3,554	3,368	3,131	2,920	2,897	2,852	2,810	2,772	2,736	2,697	2,660	2,626	2,594	2,563	2,532	2,502	
新聞	2,006	2,042	2,062	2,054	2,078	2,061	2,030	2,000	1,972	1,947	1,919	1,893	1,869	1,846	1,824	1,802	1,781	2,006	2,042	2,062	2,054	2,078	2,061	2,030	2,000	1,972	1,947	1,919	1,893	1,869	1,846	1,824	1,802	1,781	
雑誌	1,097	1,045	1,068	1,031	1,029	1,021	1,005	990	977	964	950	937	925	914	903	892	882	1,097	1,045	1,068	1,031	1,029	1,021	1,005	990	977	964	950	937	925	914	903	892	882	
段ボール	21	23	25	25	24	24	23	23	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21	23	25	25	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	21	21	21	21
紙パック	15	16	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10	15	16	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10
ガラス類	173	180	186	187	195	193	190	188	185	183	180	178	175	173	171	169	167	173	180	186	187	195	193	190	188	185	183	180	178	175	173	171	169	167	
金属類	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696	
合 計	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	6,594	6,492	6,397	6,309	6,228	6,139	6,056	5,978	5,904	5,834	5,763	5,696	

将来推計（原単位/目標達成ケース）

単位：g/人日

	実績												予測											
	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39						
家庭系	燃やすごみ	319	320	316	313	311	308	305	302	300	297	295	293	292	291	290	289	288						
	燃やさないごみ	36	36	38	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36						
	燃やさないごみ	35	36	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35						
	危険ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	粗大ごみ	22	22	22	21	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21						
	収集	16	16	15	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13						
	直接搬入	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8						
	有言ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	資源	172	174	172	168	169	168	167	166	166	166	165	164	164	163	162	162	161						
	古繊維	13	11	11	11	11	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11						
	新聞	9	10	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10						
	雑誌	48	47	48	46	46	46	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44						
	段ボール	14	16	16	16	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16						
	紙パック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	びん	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21						
かん	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6							
容器包装プラスチック	49	49	47	46	46	45	44	42	41	40	39	39	39	39	38	38	38							
ペットボトル	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8							
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ほかき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
せん定枝	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
家庭系ごみ 合計	550	553	549	540	539	535	532	528	524	524	521	517	515	512	510	508	506							
事業系	燃やすごみ(許可業者)	90	90	88	88	84	83	82	80	79	78	76	76	75	74	73	72	72						
	燃やさないごみ(自己搬入)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	事業系ごみ 合計	92	92	90	89	85	85	83	82	81	79	78	77	76	75	74	73	73						
合計	642	645	639	629	625	620	615	610	605	605	600	595	592	590	587	584	580							
集団回収	古繊維	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3						
	新聞	39	39	36	34	31	31	30	30	29	29	28	28	28	27	27	27	26						
	雑誌	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19						
	段ボール	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	9	9	9						
	紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
金属類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
合計	79	78	76	73	71	71	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	60							
市民1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量	146	145	144	142	143	141	139	138	136	136	135	133	133	132	132	131	130							
市民1人当たりのごみ・資源の排出量	645	648	642	633	631	620	615	610	605	605	600	595	592	590	587	584	580							

※四捨五入により合計が合わない場合があります。

※市民1人当たりのごみ・資源の排出量の平成23～27年度の実績については、4月1日現在の人口で計算したものを掲載しています。

資料7 用語集

あ行	
エコアクション 21	主に中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための一手法です。環境省が作成した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づく認証・登録制度は、2004 年から始まっています。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人の活動により発生する温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、フロンガスなどがあります。
か行	
拡大生産者責任	生産者の責任を製品の製造、使用、流通段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のことです。英語表記の Extended Producer Responsibility の頭文字を取り、EPR とも呼ばれています。生産者に製品使用後の処理やリサイクルされる段階まで拡大することにより、生産者へ環境に配慮した製品の開発や製造を促すことができると考えられています。
家電リサイクル法	平成 13 年 4 月に施行された法律で、正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といいます。エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について販売業者が引取り、製造業者がリサイクルすることが義務付けられています。
環境基本計画	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、平成 5 年制定の環境基本法に基づき策定されています。また、本市の環境基本計画は府中市環境基本条例（平成 11 年条例第 6 号）第 7 条に基づくものであり、平成 26 年 3 月に第 2 次府中市環境基本計画を策定しています。
グリーンマーク	古紙を利用した製品に付けられるマークです。昭和 56 年に財団法人古紙再生促進センターが制定したもので、古紙の利用拡大やリサイクルの促進を目的としています。
さ行	
3 R	平成 12 年 6 月に施行された循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済み製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する（Recycle：リサイクル）とされています。
資源有効利用促進法	平成 13 年 4 月に施行された、主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し、製品の省資源化や長寿命化の他、パソコンなど

	の使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再使用・再生利用を促進しようというものです。
最終処分	廃棄物は、資源化又は再使用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められており、遮断型処分場、安定型処分場及び管理型処分場の三つのタイプに分けられています。
在宅医療廃棄物	在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のこと。針などの鋭利なものやチューブやバッグ類、布・紙類等の鋭利でないものがあります。鋭利なものは府中市薬剤師会加盟の薬局へ、鋭利でなくても体液が付着しているものは燃やすごみ、体液に直接触れないものは通常の家庭ごみの出し方と同様です。
食品ロス	売れ残りや食べ残し、野菜の皮の過剰除去など、食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
生活排水	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水といいます。
た行	
ダイオキシン	ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランという化学物質の総称です。ごみの焼却など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる環境で発生することがあります。塩素の付く位置や数によってはかなり強い毒性を持ちます。
ダストボックス	ごみを収集するためのごみ箱で、本市では昭和 43 年から燃やすごみ用（緑色）、昭和 46 年から燃やさないごみ用（オレンジ色）のダストボックスによる収集を開始しました。ダストボックス収集は、24 時間毎日ごみが出せるという利便性がある一方、外からごみが見えないため、分別の不徹底や不法投棄を招きやすく、ごみの減量が進まないという面があります。本市では、平成 22 年 2 月に戸別収集方式に変更し、大幅なごみの減量を達成しました。
地域ごみ対策推進員	平成 5 年 4 月に発足し、文化センター圏域ごとに自治会や町内会から選任された市民が、行政と協力しながら、各地域でのごみ減量と分別収集の徹底に向けた情報発信や働きかけなどの活動を行っています。
地球サミット	平成 4 年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された『環境と開発に関する国連会議』の通名です。この会議には約 180 ヶ国が参加し、100 ヶ国余の元首、首脳が自ら出席する大規模な会議となり、気候変動枠組条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21 及び森林原則

	声明等の文書も合意されました。
厨芥類 <small>ちゅうがい</small>	野菜くずや食べ残しなどの生ごみのこと。
中間処理	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいいます。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがあります。
な行	
生ごみ処理機	生ごみを処理するための製品で、微生物により分解する方式と、温風などにより乾燥させる方式とがあります。
生ごみ堆肥化容器	生ごみを堆肥にするための製品で、土の上や地中に設置するもののほか、密閉式の容器があります。
熱分解ガス化改質処理	ごみを無酸素状態で蒸し焼きにすることにより熱分解・ガス化し、このガスを用いてごみの不燃成分をスラグ化したり、発電したりする技術です。
は行	
灰溶融スラグ	焼却灰などを 1,300℃以上の高温で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質にしたものです。スラグは路盤材やコンクリート原料として利用できます。
フードドライブ活動	家庭で余っている食料品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉団体等へ寄付する活動。
フードバンク活動	品質には問題がないにもかかわらず賞味期限が近いといった理由で販売が困難な食料品を、メーカーから引き取り福祉施設等へ提供する活動。